

習志野市

こども若者まんなか計画

(令和7年度～令和11年度)

～ ならしのまんなかプラン ～



令和7年3月
習志野市

はじめに

習志野市では、昭和45年にまちづくりの基本理念として制定した「習志野市文教住宅都市憲章」に基づき、地域の子育て支援の中核施設となる認定こども園の整備を千葉県で初めて行うなど、こどもの教育・保育、子育て支援について全国でも先駆的な取り組みを実施してまいりました。

また、平成27年度からは、国の「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い策定した「習志野市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、急増する保育需要に対応するための施設整備や子ども・子育てに関するあらゆる相談にきめ細やかに対応するための体制整備に重点をおき、これからの子育て支援の基礎づくりに取り組んでまいりました。



これらの取り組みにより、本市の保育や放課後児童会の待機児童は大きく減少するなど、一定の成果をあげてはいるものの、全国と同様に出生数の減少や、児童虐待相談、不登校件数の増加など、こども・若者と子育て家庭の課題は、本市においても発生しています。また、今後の人口減少、少子超高齢社会への移行についても、完全にその影響から逃れることはできず、こども・若者たちには大変厳しいともいえる未来が待ち受けています。

このような状況を踏まえ、前計画の内容に若者支援と少子化対策を新たに包含し、こども・若者と妊産婦、子育て家庭等の支援をより総合的・一体的に行うため、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、「習志野市こども・若者まんなか計画（令和7年度～令和11年度）」を策定いたしました。

次代を担うこども・若者たちの抱える状況に応じた多様なニーズを的確に捉え、将来に希望をもてる施策を講じていくことが、本市の無限の発展を支え、持続していくことに繋がるものと考えております。本計画をそのスタートラインと位置づけ、現計画で構築した子ども・子育て支援の枠組みを十分に活用しながら、さらなるサービスの充実に取り組んでまいります。

そして、すべてのこども・若者が将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活がおくることができる「こども・若者の健やかな成長を みんなのやさしさで支えるまち 習志野」の実現を追求してまいります。

本計画の策定にあたりましては、「習志野市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や対話による意見交換、パブリックコメントなどにおいて、多くの皆様から貴重な御意見をいただきました。心から感謝申し上げます。

最後に、本計画の推進には、行政のみならず、地域、企業、団体など市民の皆様の御理解、御協力が必要不可欠であります。本市のこども・若者たちのため、皆様の一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

習志野市長

宮本泰介

もくじ

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景及び趣旨	9
2	計画の位置づけ・計画期間	12
3	計画の策定体制	14

第2章 習志野市の現状

1	習志野市のこども・若者、子育ての現状	19
2	子育て支援施策の状況	28
3	こども・若者人口の推移と推計	40
4	子育て支援に関するニーズ調査結果の概要	43
5	こども・若者の生活等に関する実態調査結果の概要	57
6	こども・若者の意見聴取結果の概要	80
7	前計画の振り返り	90

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	97
2	基本視点・基本目標	98
3	施策体系	100
4	重点施策・評価指標	101
5	計画の推進体制	111

第4章 基本施策

1	こども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめ たくましく生きるまち	120
2	家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち	133
3	地域社会が、こども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち	143

第5章 必要量と確保方策

1	教育・保育提供区域の設定	149
2	教育の必要量と確保方策	152
3	保育の必要量と確保方策	154
4	地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策	170

参考資料

1	計画策定の検討経過	201
2	関係条例等	203

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の背景及び趣旨

(1) 国の動向

我が国では、平成2(1990)年のいわゆる「1.57ショック」(平成元年の合計特殊出生率が戦後最低となった)を契機に、少子化対策への重点的な取り組みが始まり、平成6(1994)年に策定された「エンゼルプラン」に基づき、保育の量的拡大や、延長保育等の保育対策を中心とした政策が行われました。

その後、平成15(2003)年に制定された「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従来までの保育に関するものを中心とした政策から、雇用、母子保健、教育等も含め社会全体で子育て支援に取り組んでいく政策に拡充され、少子化対策が我が国全体の取り組みとして位置付けられるようになりました。

平成27(2015)年度からは、消費税率の引き上げに伴う社会保障の充実メニューとして確保された財源を背景に、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。急速な少子化の進行、女性の就業率の上昇など、家庭や地域を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、この制度のもと、保育・学童保育の待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策などの政策が推進されました。

しかしながら、これらの政策により待機児童が大きく減少するなど一定の効果はあったものの、少子化の進行に歯止めはかからず、児童虐待相談や不登校件数の増加、ヤングケアラーの顕在化、未婚の増加、経済的に困難な状況にある世帯における貧困の連鎖など、こども・若者及び子育て世帯を取り巻く環境は深刻な状況にあります。また、令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、拍車をかけた状況も見受けられます。

このような中、国では、これらの課題に対して、常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者に関する取り組みや政策を社会の真ん中に据えて、強力に進めていくための司令塔として、令和5(2023)年4月に「こども家庭庁」を発足させました。

また、これまでそれぞれの法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こども・若者政策に関する様々な取り組みについて、社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が併せて施行され、令和5(2023)年12月には、本法律に基づく今後5年程度の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が策定されました。

地方自治体は、この大綱を勘案して「都道府県こども計画」、「市町村こども計画」を策定することが努力義務として位置付けられており、国を挙げた、こども・若者を真ん中に据えた社会づくりが推進されることとなりました。

■こども大綱の目指す『こどもまんなか社会』

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

◇こども大綱の基本的な方針◇

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考えを大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) 本市の動向

本市では、昭和45(1970)年にまちづくりの基本理念として制定した「習志野市文教住宅都市憲章」に基づき、こどもの教育・保育、子育て支援に力を入れた市政運営を行ってきました。

平成10(1998)年には、急激に変化する社会情勢を背景に、国の「エンゼルプラン」に対応した「ならしの子ども未来プラン」を策定し、地域の子育て支援の拠点である「習志野市こどもセンター」の設置や、病児・病後児保育事業等の実施に取り組みました。

その後、平成17(2005)年には、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「習志野市次世代育成支援対策行動計画」、平成22(2010)年にはその後期計画を策定しました。

平成15(2003)年に策定した「こども園構想」に基づき整備した、地域の子育て支援の中核施設となる「東習志野こども園(平成18年開園)」は、千葉県で初めて設置した幼保一体化施設であり、全国でも先駆的な取り組みとして実施されています。

また、平成24(2012)年4月には、成長・発達に不安や心配を抱えた家庭に対し、総合的な相談支援、指導を行う機関としてひまわり発達相談センターを開設しました。

平成27(2015)年度からは、国の「子ども・子育て支援新制度」の開始とともに「習志野市子ども・子育て支援事業計画(第1期:平成27年3月策定、第2期:令和2年3月策定)」に基づく取り組みをスタートしました。

増大する保育需要に対応するための様々な手法による保育所・こども園等保育施設と放課後児童会の受入れ枠の拡大を行うとともに、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目ない母子保健の取り組み、発達支援の専門機関によるソーシャルインクルージョンの観点からの相談支援、さらには、虐待の予防、早期発見と対策・防止のきめ細かい対応など、各種子育て支援施策を実施しました。

令和6(2024)年度には、児童福祉機能と母子保健機能のより一体的な切れ目のない支援に取り組むための体制整備として「こども家庭センター」を設置するとともに、藤崎こども園の令和7(2025)年4月開園に向けた施設整備に取り組み、これまで順次進めてきた本市の市立こども園の設置は、当初の計画どおりすべての中学校区で完了することとなりました。

これらの取り組みにより、本市の保育所等や放課後児童会の待機児童は大きく減少するなど、一定の成果をあげてはいるものの、出生数の減少や、児童虐待相談や不登校件数の増加等、全国と同様にこども・若者支援の課題は本市においても発生しています。

このような状況を踏まえ、本市としては昨今の社会情勢の変化や本市を取り巻く現状について把握・分析を行い、引き続き、こどもと子育て家庭への支援を推進するとともに、若者支援や少子化対策を含め、より総合的・一体的な施策の推進に取り組む必要があります。

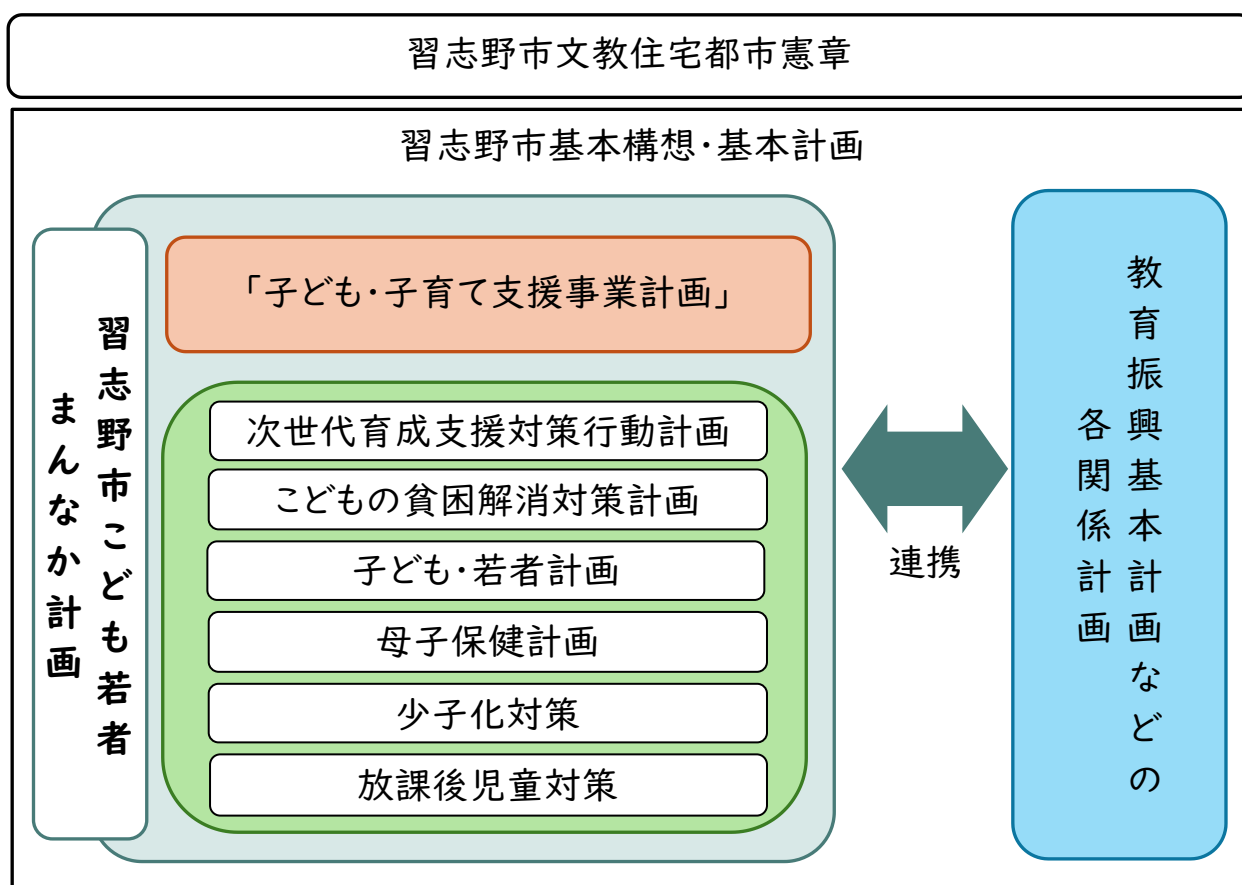
2 計画の位置づけ・計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項の規定に基づく、「市町村こども計画」として位置づけ、本市の今後のこども・若者施策及び少子化対策を総合的に推進するために具体的な方向性や取り組み内容を定めるものです。

また、本計画は、習志野市基本構想・基本計画のほか、教育振興基本計画をはじめとする各関連する個別計画との整合・連携を図りながら、次の計画を包含することで、さらなる総合的・一体的な計画として策定します。

- ・ 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- ・ 次世代育成支援対策行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- ・ こどもの貧困解消対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
- ・ 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
- ・ 母子保健計画（母子保健法・成育基本法）
- ・ 少子化対策
- ・ 放課後児童対策



(2) 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。

令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
習志野市基本構想 (平成26年度～令和7年度)						次期習志野市基本構想 (令和8年度～令和23年度)			
習志野市後期基本計画 (令和2年度～令和7年度)						次期習志野市前期基本計画 (令和8年度～令和15年度)			
習志野市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)						習志野市こども若者まんなか計画 (令和7年度～令和11年度)			

(3) 本計画における「こども」、「若者」の定義

こども基本法において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」と定義され、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を総称しています。

本計画では、わかりやすい表現とする観点から、乳幼児から18歳(高校生相当)までを示す場合は「こども」、それ以上の年齢を示す場合は「若者」の呼称を用いることとします。

なお、「こども」の表記については、原則ひらがな表記を用いますが、法令等に基づく場合や、一般的に用いられている固有名詞の場合は、その表記を用いるものとします。

(4) 計画の対象

本計画は、主に乳幼児から18歳(高校生相当)までの「こども」、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある概ね29歳までの「若者」及び「妊産婦」、「子育て家庭」を対象とします。

また、本計画の推進にあたり、これらを取り巻く地域、行政、企業、団体など様々な関連する主体についても対象とします。

3 計画の策定体制

(1) 習志野市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、児童福祉・教育に関する専門家、こどもの保護者、さらには一般公募の市民の方15名で組織する「習志野市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容について協議しました。

(2) 習志野市こども計画庁内検討委員会

計画内容を実務的に検討するため、こども部長を委員長とし、各部の次長職を委員とする「習志野市こども計画庁内検討委員会」を設置し、計画内容の協議・検討を行いました。

(3) 習志野市子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定にあたり、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握するため、市内の就学前児童及び就学児童の保護者4,000人を対象に、令和6(2024)年3月18日から31日まで標記調査を実施しました。

(4) 習志野市こども・若者の生活等に関する実態調査

本市のこども・若者・子育て世帯の生活状況を探るとともに、孤独や孤立・ひきこもり・ヤングケアラーなどの状態にある人が必要とする支援などを把握することを目的として、市立学校及び公立特別支援学校に通う小学校1年生から中学校3年生及び小学校5年生と中学校2年生の保護者を対象に、令和6(2024)年3月4日から31日まで標記調査を実施しました。

また、高校生相当年齢から29歳までの5,200人の若者を対象に、令和6(2024)年3月18日から31日まで同調査を実施しました。

(5) こども・若者の意見聴取

「習志野市子育て支援に関するニーズ調査」及び「習志野市こども・若者の生活等に関する実態調査」では把握しきれないこども・若者の様々な意見や要望を把握することを目的として、以下の方法により、こども・若者への意見聴取を実施しました。

●WEB 調査

こども施策・若者支援策・少子化対策などに対する意見や要望を伺うため、本市ホームページ上において、市内在住または市外から通勤・通学している小学校1年生から29歳までのこども・若者を対象に、令和6(2024)年5月1日から31日まで意見募集を実施しました。

●意見交換(会議形式・ワークショップ形式)

市として取り組んで欲しいこども施策・若者支援策・子育て支援施策や放課後の居場所についての意見・要望を伺うため、市内の市民活動団体等のこども・若者等を対象に、令和6(2024)年7月から9月にかけて意見聴取を実施しました。

(6) パブリックコメント

計画案について、広く市民の方から意見を伺うため、令和6年12月1日から27日まで、広報・市ホームページにおいて、パブリックコメント手続きによる意見募集を行いました。

第2章 習志野市の現状

I

習志野市のこども・若者、子育ての現状

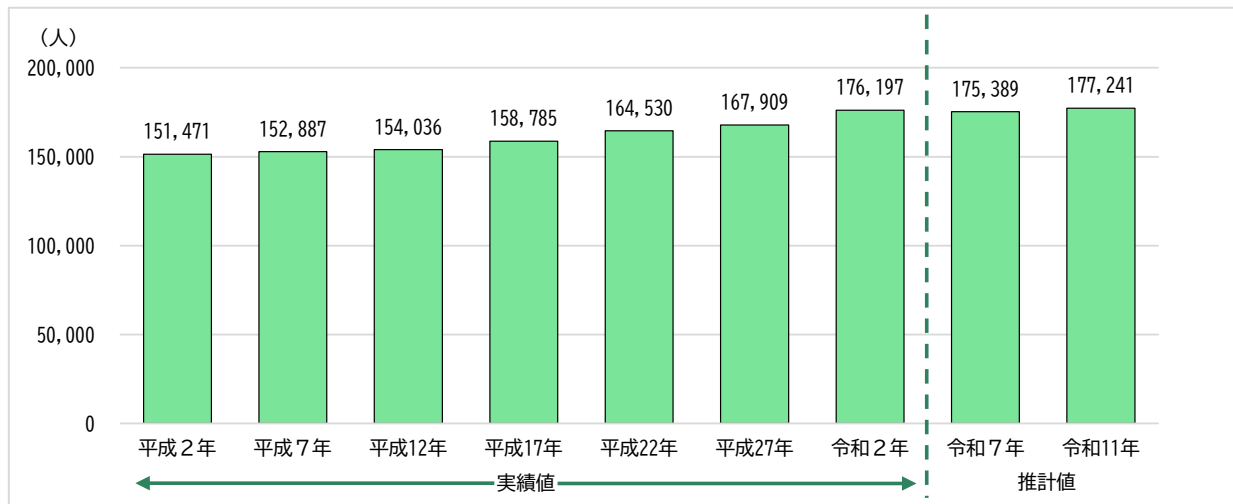
※推計値は習志野市「人口推計結果」(令和6年11月・基準日各年4月1日)

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

本市の総人口は、概ね増加傾向にあり、本計画の最終年度となる令和11(2029)年には177,241人となることが予測されます。

■図1 総人口の推移

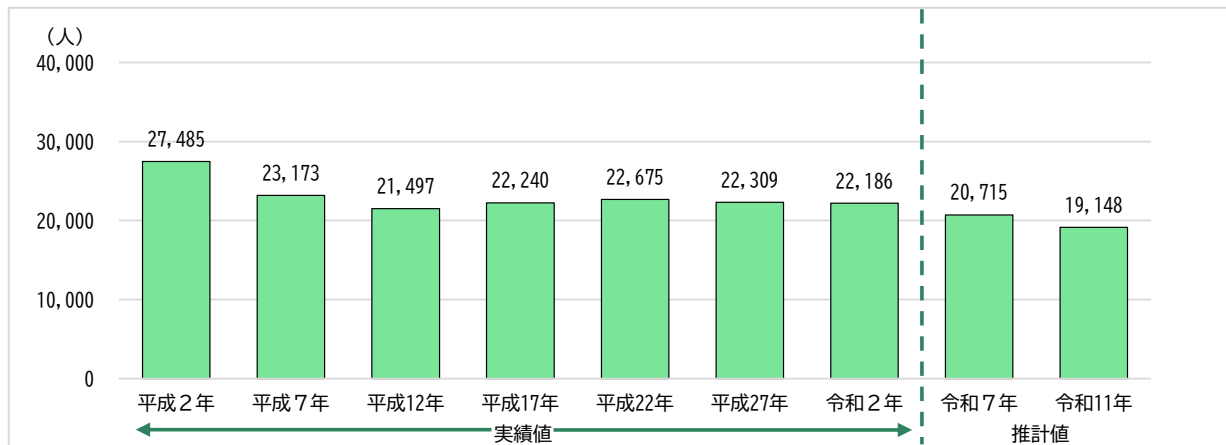


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

② 年少人口の推移

本市の15歳未満の年少人口は、平成22(2010)年から減少傾向が続いており、令和11(2029)年には20,000人を下回ることが予測されます。

■図2 年少人口の推移



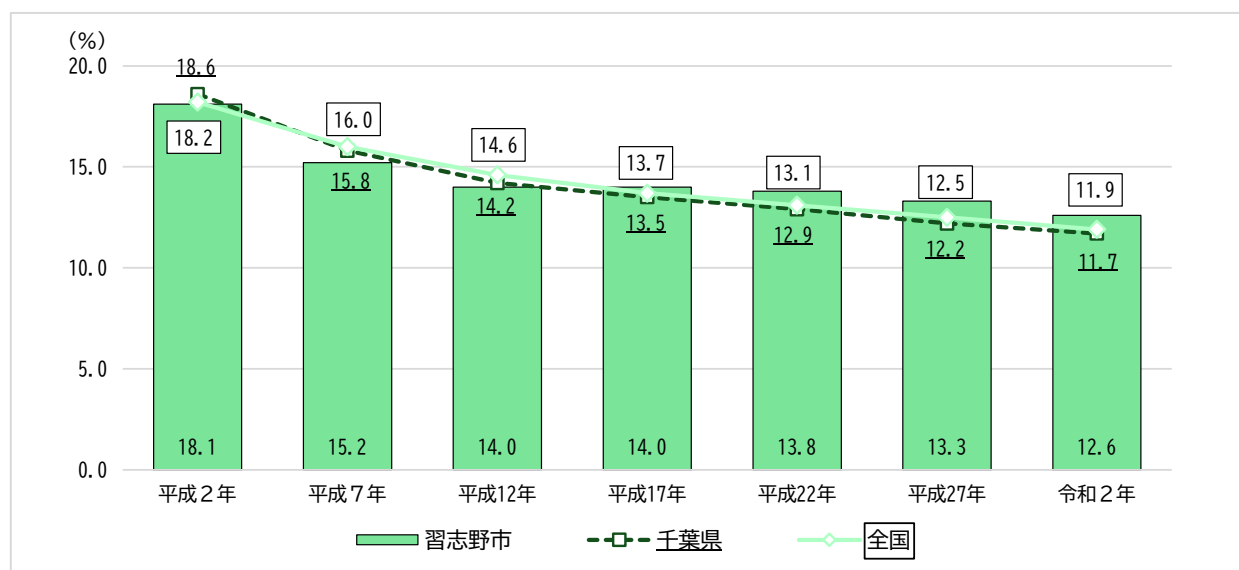
(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

第2章 習志野市の現状

③年少人口割合の比較(全国・千葉県・習志野市)

本市の15歳未満の年少人口割合は平成2(1990)年から平成7(1995)年にかけて大きく減少していますが、平成12(2000)年以降は緩やかに減少しています。

■図3 年少人口割合の比較

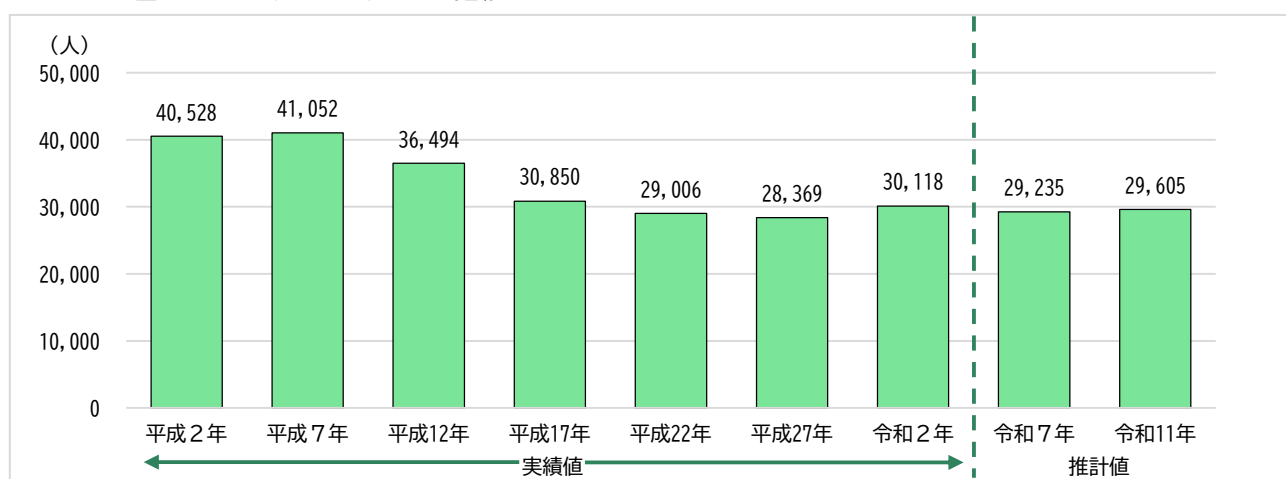


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日)

④15歳～29歳人口の推移

本市の15歳から29歳までの人口は平成7(1995)年からの減少傾向が令和2(2020)年に増加に転じた以降は、29,000人から30,000人の間で横ばいで推移することが予測されます。

■図4 15歳～29歳人口の推移

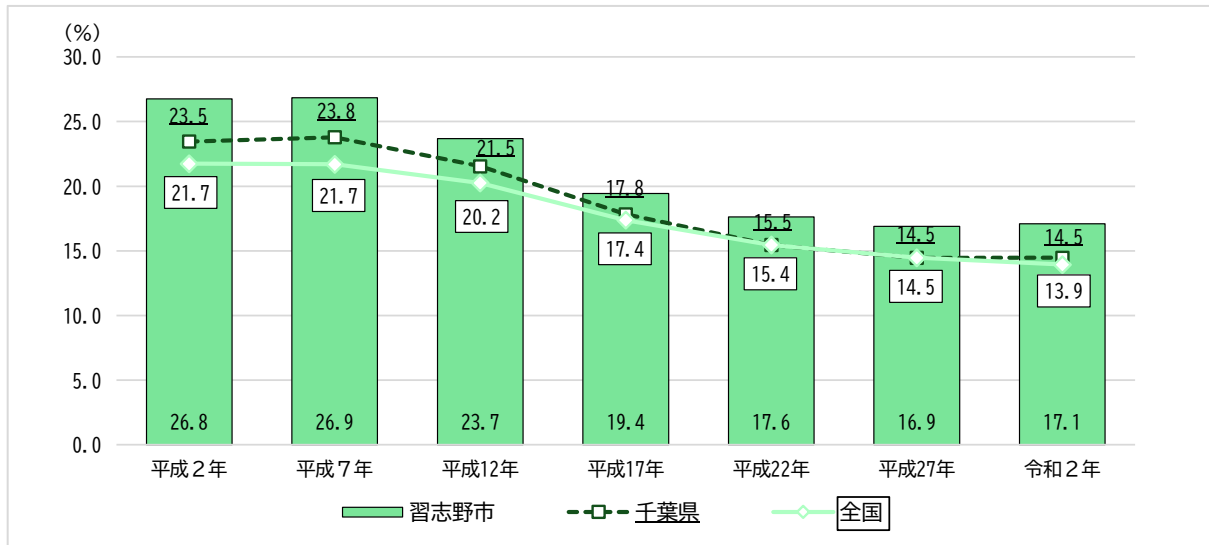


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

⑤ 15歳～29歳人口割合の比較(全国・千葉県・習志野市)

本市の15歳から29歳までの人口割合は平成7(1995)年から平成17(2005)年にかけて大きく減少していますが、平成22(2010)年以降は緩やかに減少しています。

■図5 15歳～29歳人口割合の比較

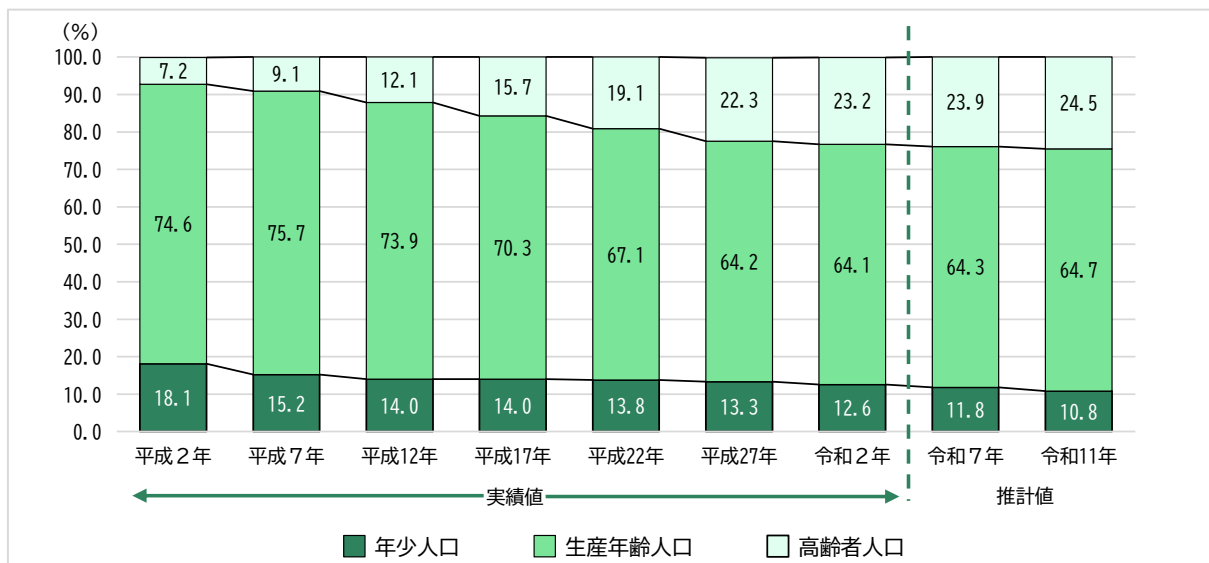


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日)

⑥ 年齢3区分別人口の比率

本市の65歳以上の高齢者人口割合は増加を続ける一方、15歳未満の年少人口割合は減少が続いています。15歳以上65歳未満の生産年齢人口割合は、平成12(2000)年からは減少していましたが、令和7(2025)年以降は増加に転じることが予測されます。

■図6 区分別人口の推移



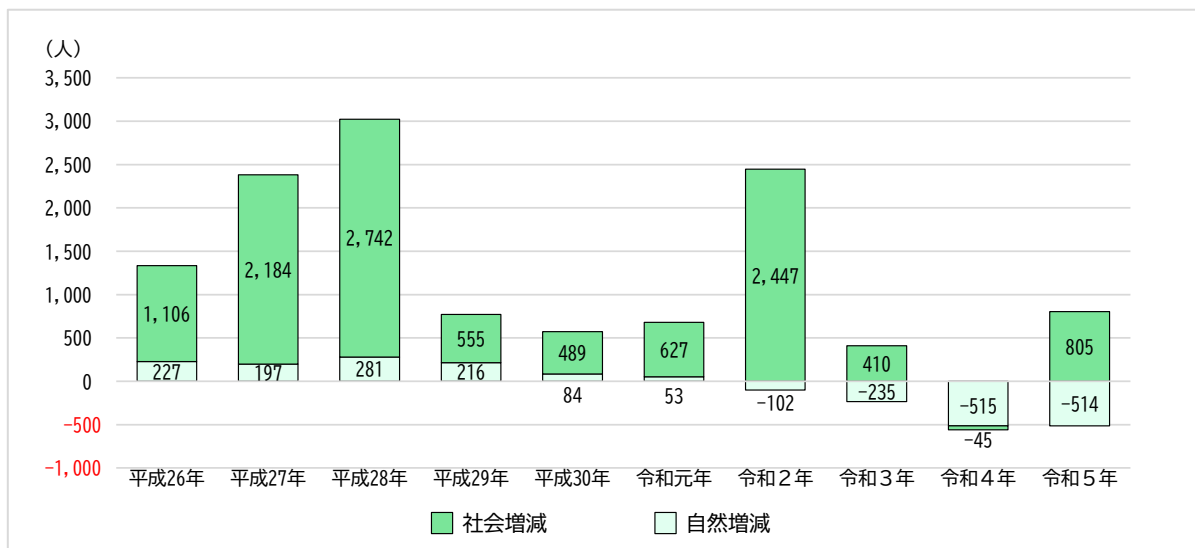
(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日)

第2章 習志野市の現状

⑦人口動態

本市の人口動態をみると、自然増減（出生－死亡）は平成28（2016）年までは増加傾向にありましたが、その後は減少に転じ、令和2（2020）年以降はマイナスとなっています。また、社会増減（転入－転出）は年によって増減があるものの、令和5（2023）年にはプラスとなっています。

■図7 人口動態の推移



（資料）千葉県毎月常住人口調査票（習志野市市民課）

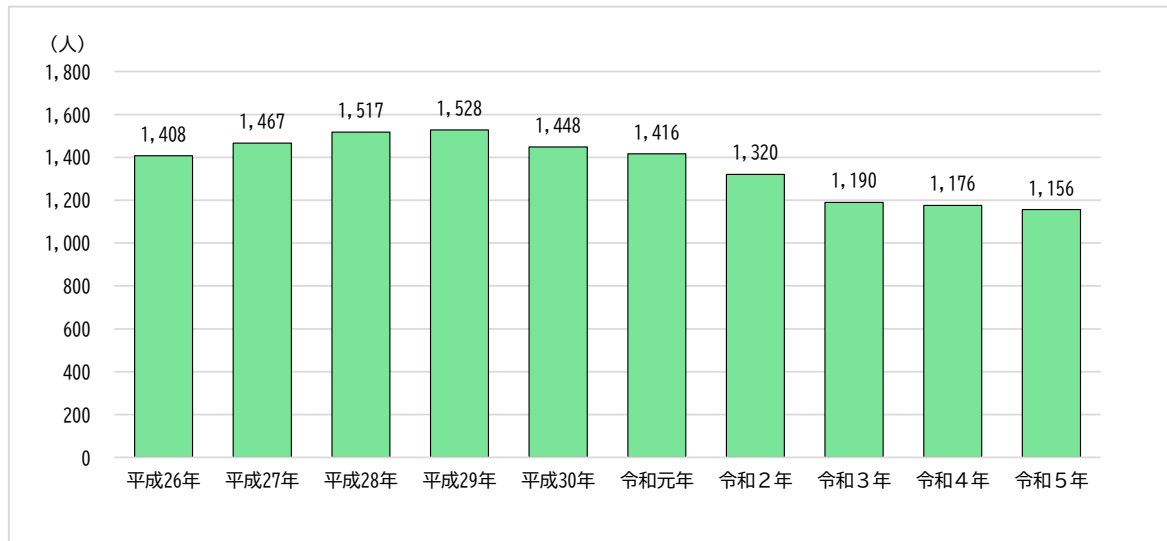


(2) 出生の動向

① 出生数

平成26(2014)年から直近の令和5(2023)年までの出生動向をみると、平成29(2017)年の1,528人をピークに年々減少しています。

■ 図8 出生数の推移

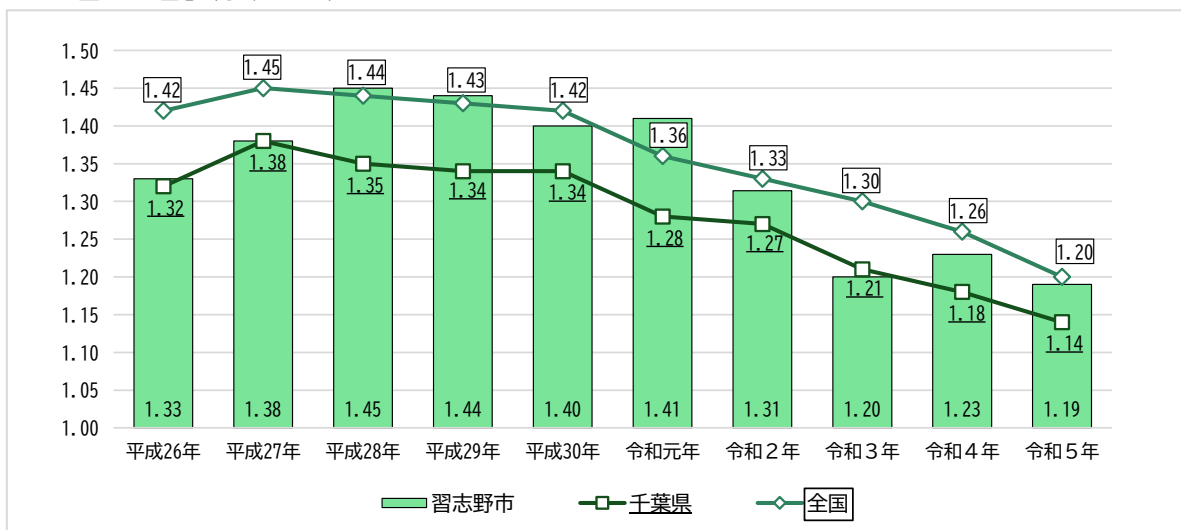


(資料) 厚生労働省「人口動態統計」

② 合計特殊出生率

近年、合計特殊出生率は千葉県の平均値よりもやや高く推移していますが、国の平均値と比較すると令和2(2020)年以降は下回って推移しています。

■ 図9 合計特殊出生率



(資料) 厚生労働省「人口動態統計」 千葉県「人口動態統計」

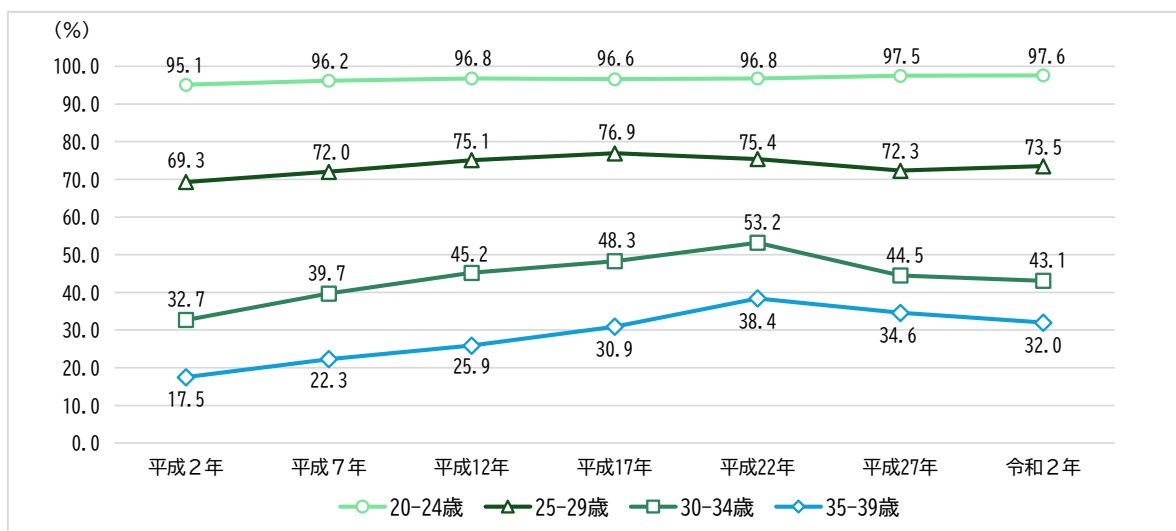
第2章 習志野市の現状

(3) 婚姻の動向

① 年齢階級別未婚率

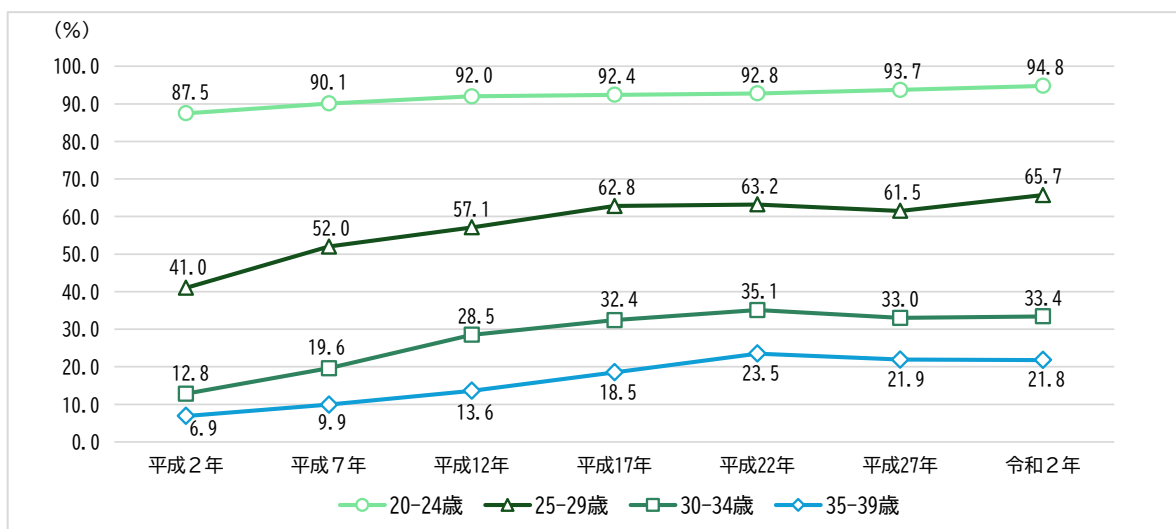
本市の年齢階級別未婚率は、男性・女性ともに調査年によって増減はあるものの、概ね増加傾向にあります。

■ 図 10 年齢階級別未婚率（男性）



（資料）習志野市「国勢調査」（各年10月1日現在）

■ 図 11 年齢階級別未婚率（女性）



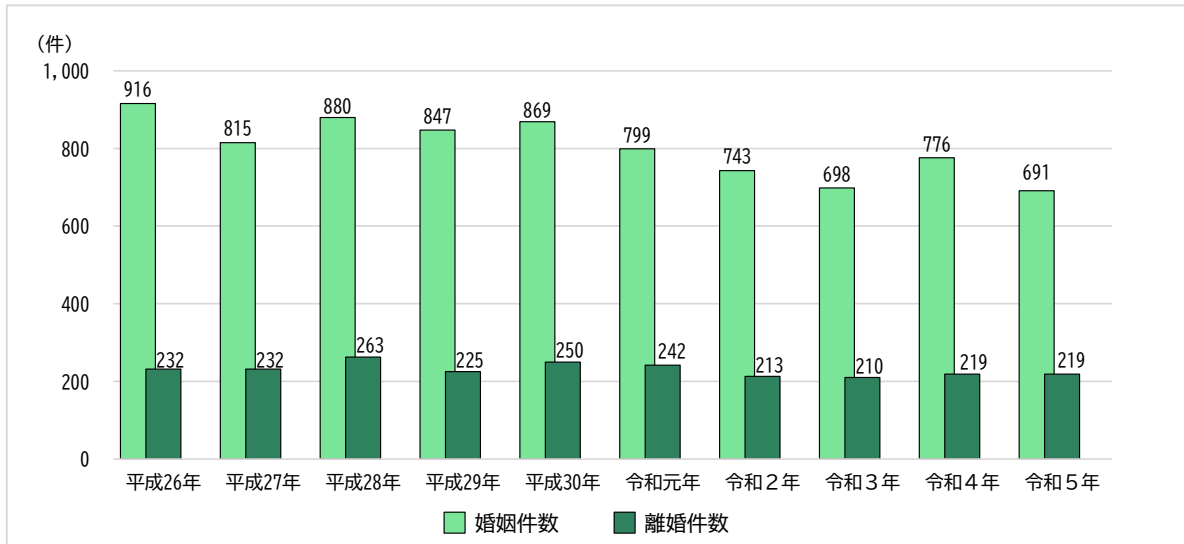
（資料）習志野市「国勢調査」（各年10月1日現在）

②婚姻・離婚件数

婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数は、平成26(2014)年から平成28(2016)年までの900件前後から、平成29(2017)年以降は800件前後に推移しており、減少傾向にあります。

また、離婚件数は、250件前後で横ばいに推移しています。

■図 12 婚姻・離婚件数



(資料) 厚生労働省「人口動態統計」



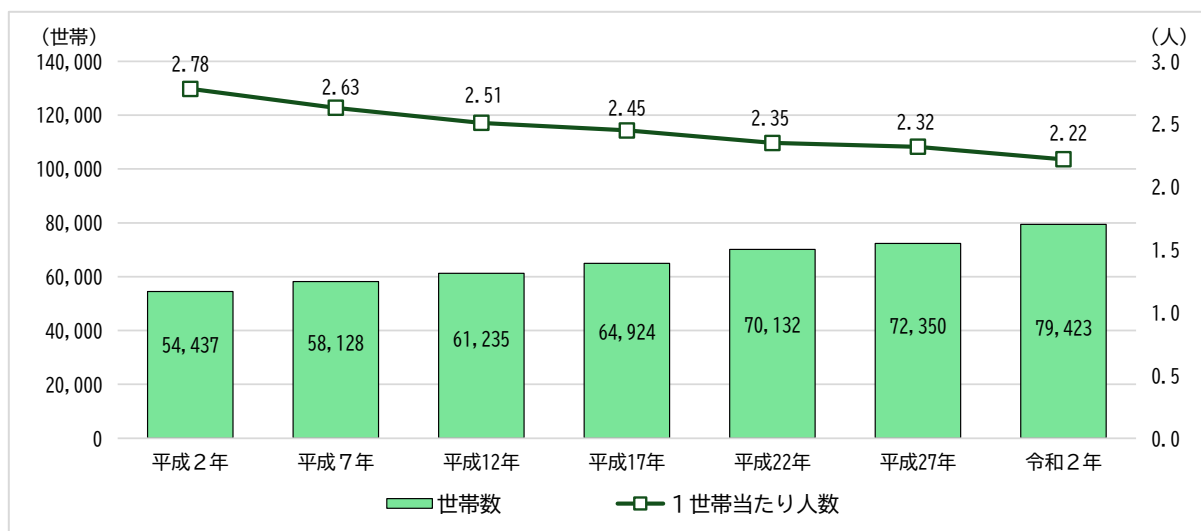
第2章 習志野市の現状

(4) 家族の動向

①核家族化の動向

本市の世帯数は、年々増加しており、令和2年で79,423世帯となっています。一方、1世帯あたりの人数は年々減少しており、核家族化が進行しています。

■図 13 世帯数と1世帯あたり人数

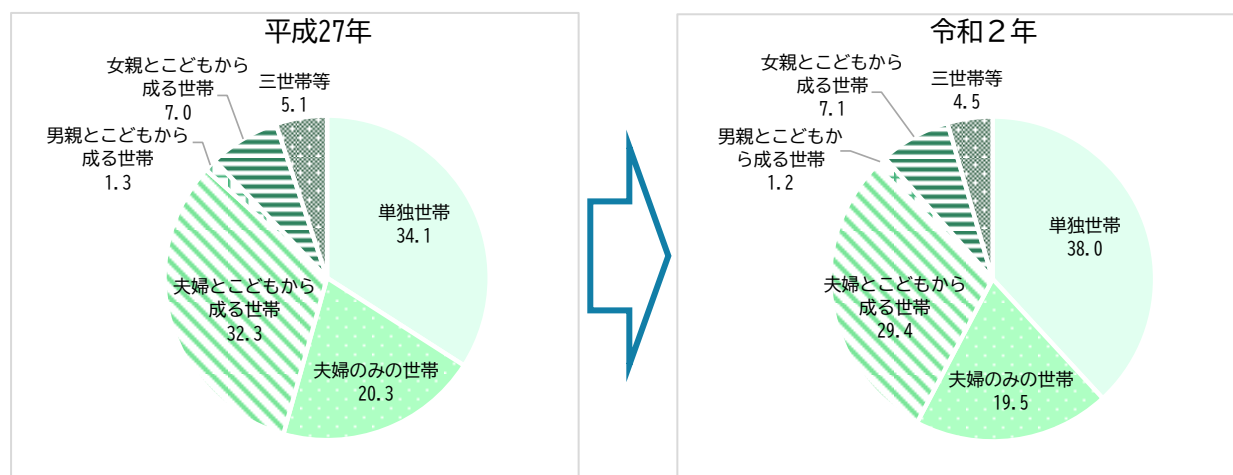


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

②世帯構成の状況

本市の一般世帯における人員構成割合について、平成27(2015)年から令和2(2020)年の5年間でみると、夫婦と子どもから成る世帯や夫婦のみの世帯、三世帯等などが減って、単独世帯が増えています。

■図 14 世帯構成の状況

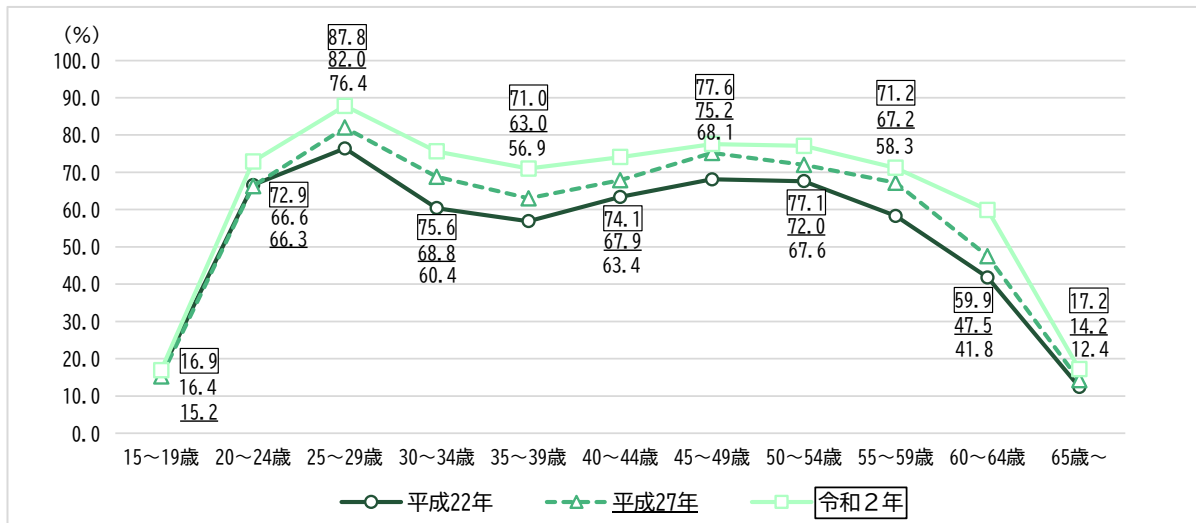


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

③女性の就労状況

本市の女性の年齢階級別労働力率は、平成22(2010)年からの推移をみると全体的に働く女性が増加しています。特に『25歳～44歳』の子育て期における女性の労働力の伸びが顕著になっています。

■図 15 年齢階級別労働力(女性)

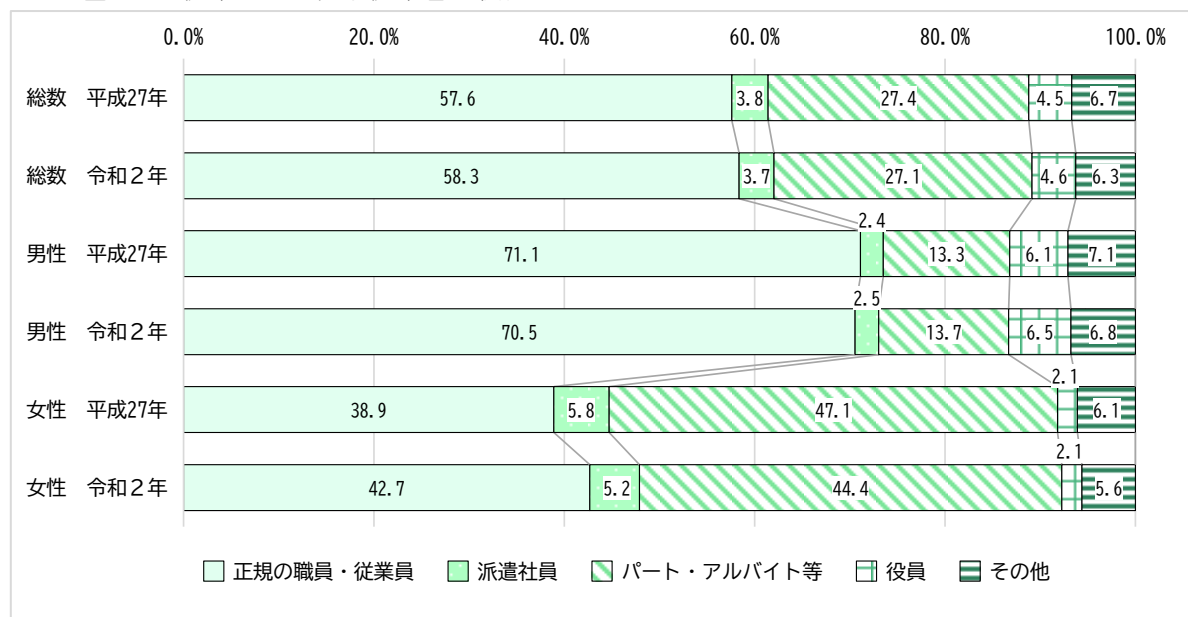


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

④従業上の地位別従業者の割合

本市の地位別従業者をみると、男性では正規の職員・従業員、女性ではパート・アルバイト等の割合が最も多くなっています。また、女性の平成27(2015)年から令和2(2020)年までの5年間の推移においては、正規の職員・従業員の割合が増加しています。

■図 16 従業上の地位別従業者の状況



(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

2 子育て支援施策の状況

(1) 保育事業

①通常保育

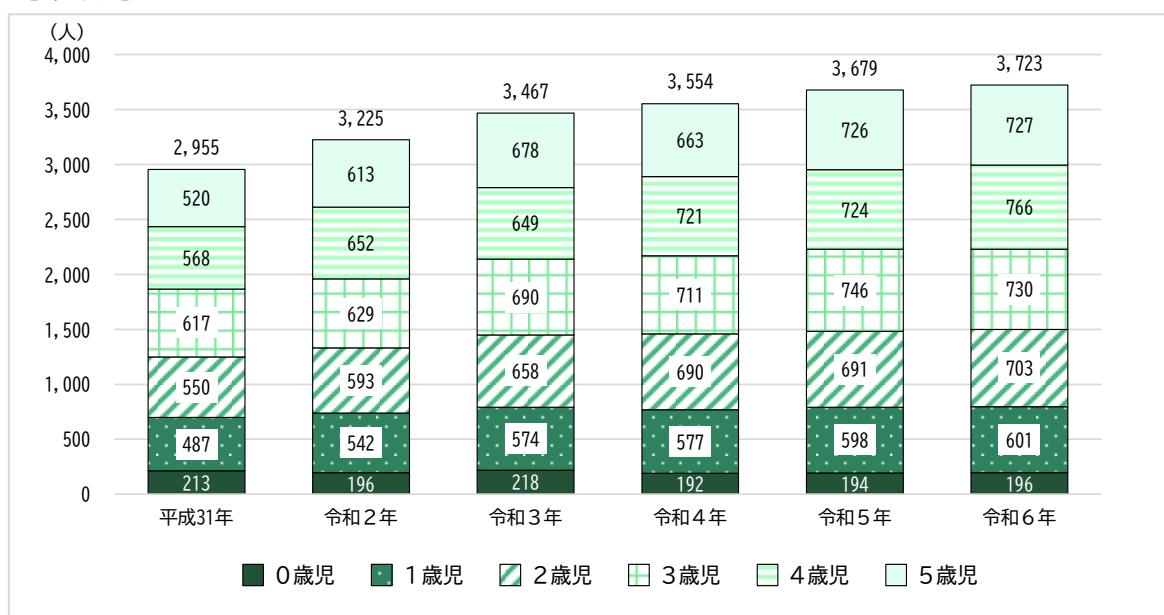
▷市立保育所5か所、市立こども園6か所、私立保育園19か所、私立こども園5か所、小規模保育事業所11か所で実施しています。

(令和7年4月時点:市立保育所4か所、市立こども園7か所、私立保育園20か所予定)

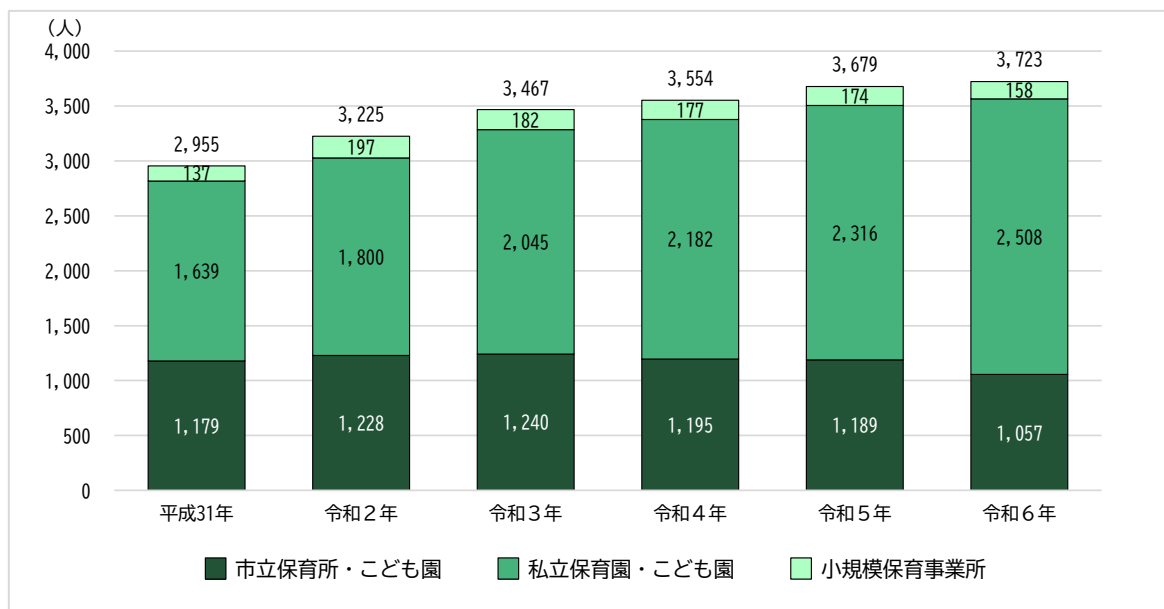
▷基本開所時間:午前7時～午後7時

■図 17 市内認可保育所・こども園(長時間児)入所(園)児童数の推移(各年4月1日現在)

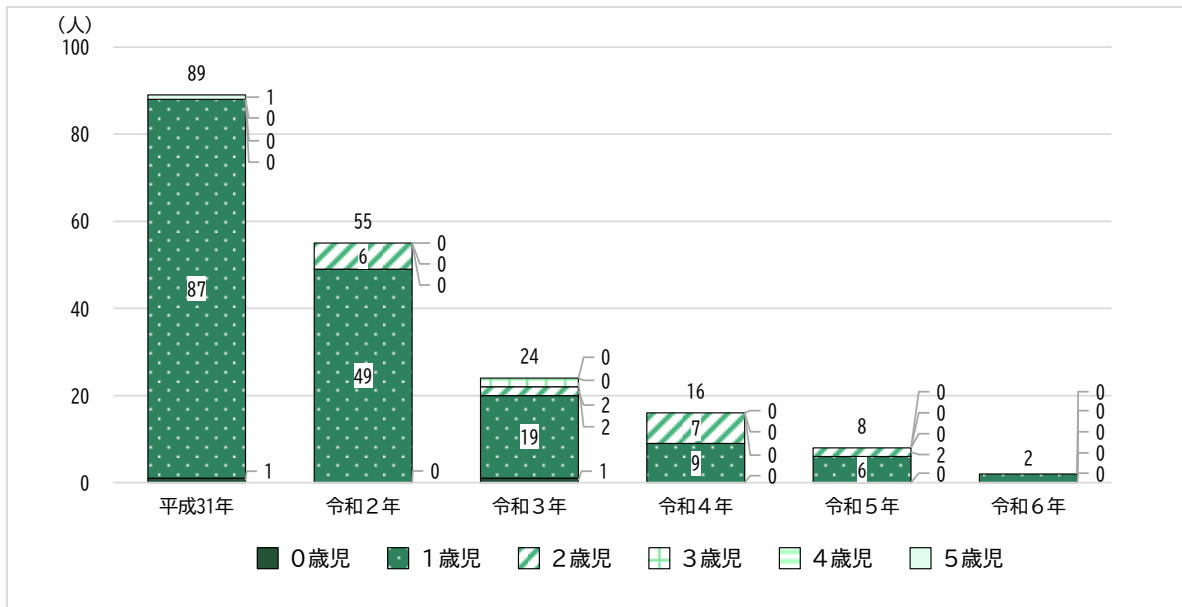
【年齢別】



【施設別】



■図 18 市内認可保育所・こども園（長時間児）入所（園）待機児童数の推移（各年4月1日現在）



②休日保育

▷ 年末年始を除く日曜日・祝日に私立保育園1か所で実施しています。

▷ 休日保育時間：午前7時～午後6時

③一時預かり事業（一般型・余裕活用型）

▷ 公立保育所1か所、公立こども園6か所、私立保育園7か所、私立小規模保育事業所4か所で実施しています。

（令和7年4月時点：公立こども園7か所予定）

▷ 主な利用目的

- ① 短時間労働などにより保育を必要とする場合
- ② 病気やけがで緊急に保育が必要になった場合
- ③ 心理的、肉体的負担を軽減するために保育が必要になった場合（リフレッシュ目的）

④病児・病後児保育

▷ こどもが病気の時に、医療機関による入院治療の必要はないものの、家庭の事情や仕事の都合などで育児が困難な期間に、医療機関に付設された施設でこどもを一時的に預かる事業で、2か所で実施しています。

※令和7年3月現在、1か所が休止中

第2章 習志野市の現状

(2) 放課後児童健全育成事業

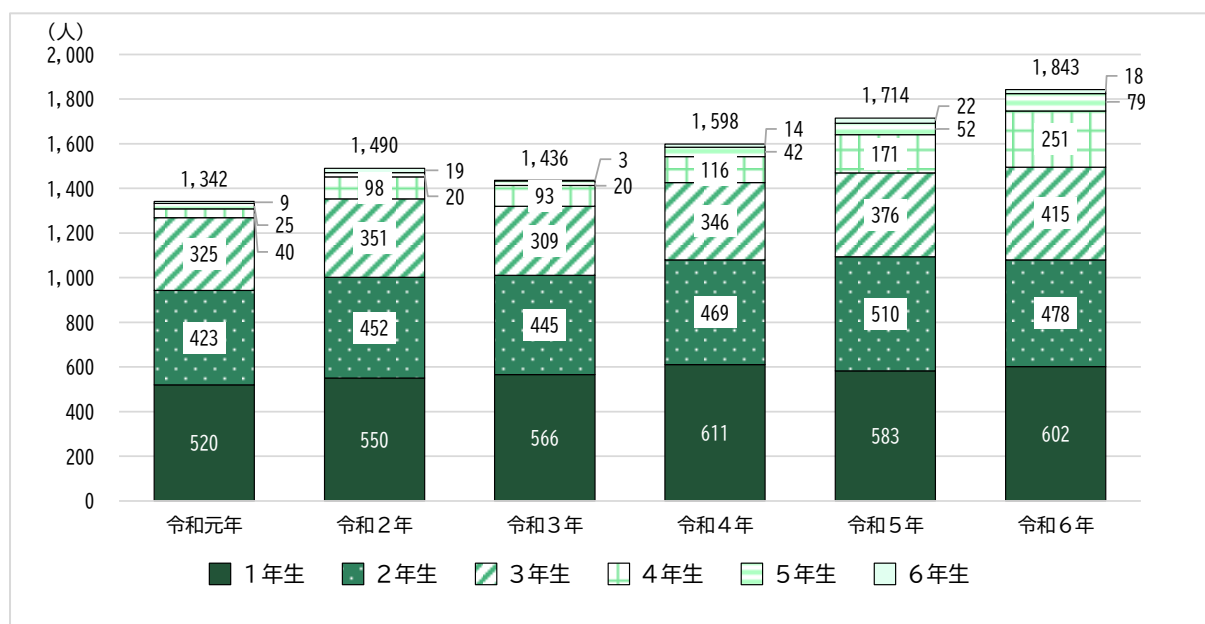
①放課後児童会

▷ 小学校に就学している児童であって、その保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童を対象に、家庭、地域などとの連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立など、当該児童の健全な育成を図ることを目的に、16小学校区38児童会で実施しています。

▷ 開設時間

- ・平日：放課後～午後7時
- ・土曜日や夏休みなどの学校休業日：午前8時～午後7時

■ 図 19 放課後児童会の入会児童数の推移（各年5月1日現在）



(3) こどもの居場所づくり事業（青少年健全育成事業 等）

①放課後子供教室

▷放課後や夏休みなどに小学校施設（余裕教室、特別教室、校庭、体育館など）を活用し、安全・安心な居場所を設けて、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を実施することにより、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、児童の健全な育成を図ることを目的に、11小学校で実施しています。

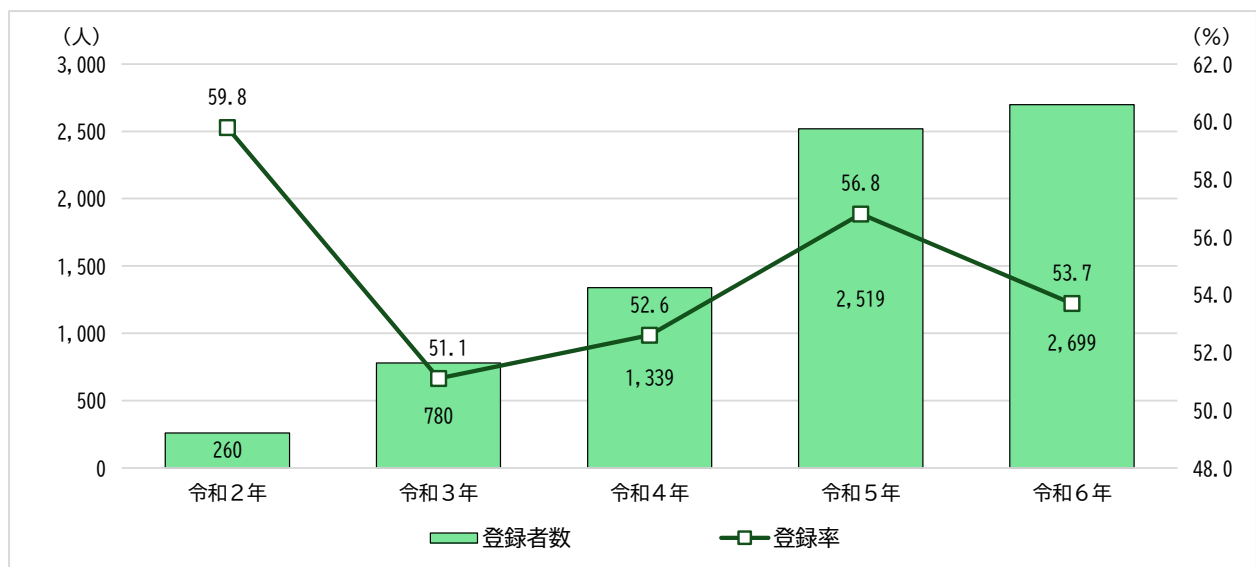
▷開設時間

・平日：放課後～午後5時

・夏休みなどの学校休業日：午前8時～午後5時

※11月から翌年2月までの期間は、午後4時30分までとなります。

■図 20 放課後子供教室の登録者数と登録率（各年8月1日現在）



②公民館 子ども広場事業

▷放課後のこどもたちが安全・安心に過ごすことができるよう、「子どもの部屋（放課後対応事業）」として、各公民館の幼児室を毎週定期的に開放しているほか、プラッツ習志野（中央公民館）において、小学生以下の児童専用の遊びと学習の場である“こどもスペース”を常時開設しています。

▷体験学習を通して豊かな情操を育み、異年齢による仲間づくりに繋げるため、居場所づくりに取り組んでいます。

▷この他、工作、料理、生き物観察、クラブ活動、かるた大会など多様な「子ども講座」を開講し、感受性を育み、遊びながら学習し、交流を図る様々な事業にも取り組んでいます。

第2章 習志野市の現状

③青少年育成団体連絡協議会

▷将来を担う青少年の健全育成を図ることを目的に、地域の青少年健全育成団体17団体で組織され、家庭、学校、地域をつなぐパイプ役として活動しています。

▷団体の活動内容（一部団体を抜粋）

①青少年相談員連絡協議会

こどもたちが様々な活動を通じ、友だちを作りながら体験しながら学習できるイベントである「おもしろ体験クラブ」を企画しており、ニュースポーツであるモルックやバスで行く体験ツアーなどを実施しています。

②子ども会育成会連絡協議会

地域社会で異年齢の集団行動を通じて協調性や創造性を養い、一定のルールを実体験から学びながら、豊かな心を育てることを目的に活動しており、科学や創作などの体験会や夏期キャンプ等の事業を行っています。

③青少年補導委員連絡協議会

青少年の非行防止に努め、健全育成を図ることを目的に活動しており、小学生を対象に体験学習会を行っています。



(4) 子育て支援事業

①ファミリー・サポート・センター

▷こどもの一時的な預かりや保育施設への送迎、宿泊を伴うこどもの預かり、保護者の体調不良時や産前産後の家事支援などの援助を受けたい人、援助できる人が会員となり、会員相互の協力により地域で支え合うシステムです。

②こどもセンター・きらっ子ルーム(地域子育て支援拠点事業)

▷こどもセンターは、公立施設7か所(こども園併設6か所)、私立施設1か所(こども園併設)で、主に就学前のこども(きらっ子ルームは0歳から3歳児)とその保護者が自由に遊び、交流できる施設です。子育て支援コンシェルジュによる子育てに関する相談、子育て情報の提供、各種イベント等を実施しています。

(令和7年4月時点:公立施設8か所(こども園併設7か所) 予定)

③市立幼稚園・保育所・こども園の園庭(所庭)開放

▷市立幼稚園4か所の空き教室・園庭を地域の親子の遊びの場として開放しています。

▷市立保育所5か所・こども園6か所の園(所)庭を地域の親子の遊びの場として開放するとともに、育児相談にも応じています。

(令和7年4月時点:市立幼稚園3か所、市立保育所4か所、こども園7か所 予定)

④市立幼稚園・こども園の子育てふれあい広場

▷市立幼稚園・こども園を地域の親子の遊びの場として開放するとともに、幼稚園・こども園職員、民生委員、児童委員、母子保健推進員などが、仲間づくりや情報提供などの子育て支援を行っています。また、定期的に幼稚園児・こども園児とのふれあい遊びや踊りや歌の発表も行われています。

第2章 習志野市の現状

(5) 母子保健事業

①母子健康手帳の交付

- ▷妊娠届出時に保健師等の専門職が妊婦や夫（パートナー）と面接し、母親の妊娠・出産に関する不安を和らげ、健康管理の重要性を認識できるよう支援しています。
- ▷妊娠中から子育て期の事業や制度について情報提供しています。

②ママ・パパになるための学級

- ▷グループワークや体験学習を行い、妊娠・出産・育児について必要な知識及び技術を身につけ、主体的に考え行動できるようにし、心身ともに健康に過ごせるようにしています。
- ▷妊婦同士の交流を図り、妊娠中から子育て期まで身近な地域での仲間づくりを支援しています。
- ▷夫（パートナー）が、産後スムーズに育児参加し、夫婦で育児ができるようにしています。

③こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

・新生児・産婦訪問

- ▷新生児とその家族の状況を確認し、育児上必要な情報を提供するとともに、育児不安の軽減を図り、健康に過ごせるよう支援しています。

・母子保健推進員の訪問

- ▷市民と行政のパイプ役として生後2か月頃に家庭訪問し、保護者の身近な相談相手となり地域での子育てを支援しています。

④産後ケア事業

- ▷産後4か月未満の産婦と乳児を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行います。ショートステイ（宿泊）型、デイサービス（日帰り）型、アウトリーチ（訪問）型があります。

⑤健康相談

・4か月児・10か月児健康相談

- ▷発達の節目となる4か月・10か月の乳児を対象に健康相談を行い、こどもの身長・体重測定や発達を確認するとともに、保護者同士の交流の機会を提供しています。
- ▷保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を行うことで、育児不安の軽減を図り、保護者がよりよい親子関係が形成でき、乳児の発育・発達に応じた対応ができるよう支援しています。

・その他の健康相談

- ▷保健師等が電話や来所、訪問などにより、妊婦・保護者からの相談に応じ、育児不安の軽減と個別の相談に応じています。
- ▷地域の小児科医や心理職による相談の機会を設け、適切な支援機関につなげるとともに、保護者の不安を軽減できるよう支援しています。

⑥健康教育

・離乳食教室

▷5～6か月及び8～10か月の乳児（第1子）の保護者を対象に、管理栄養士が発達にあわせた離乳食の進め方についての教室を実施しています。

・その他の健康教育

▷こどもの発育・発達にあわせた生活リズムの啓発や生涯を通した健康づくりとして、ライフサイクルにあわせたこどもとその家族への健康教育を、関係機関と連携して実施しています。

⑦中学校区地域保健連絡会

▷こどもにかかわる機関が健康問題を共有し、心身の健康づくりを協働で推進していくために、中学校区毎に定例で連絡会を開催しています。

⑧健康診査

・妊婦健康診査

▷14回の妊婦健康診査を医療機関で実施しています。

※多胎妊婦は、5回分の妊婦健康診査を追加

・新生児聴覚検査

▷難聴の早期発見・早期療育につなげることを目的に医療機関で実施しています。

・乳児健康診査

▷乳児期は、3～6か月、9～11か月の2回の健康診査を医療機関で実施しています。

・1歳6か月児・3歳児健康診査

▷発育・発達の確認や歯科健康診査などを行い、個々の状況に応じた相談などの支援を行っています。

⑨歯科保健

・歯みがき教室

▷1歳から3歳のこどもを対象に、歯科衛生士が歯みがき方法の実習や歯に関する保護者の相談に応じています。

・幼児むし歯予防指導

▷幼稚園・保育所・こども園の4・5歳児を対象に、乳歯と永久歯のむし歯予防に向けた健康教育を実施しています。

・成人高齢者歯科健康診査（妊婦）

▷歯科疾患の予防及び早期発見、歯周病予防のため、妊娠中に1回、医療機関で実施しています。

・フッ化物洗口事業

▷永久歯のむし歯を予防し、健康格差の縮小を目指し、小中学校でのフッ化物洗口を実施しています。

第2章 習志野市の現状

⑩予防接種

▷感染力が強く、かかると重篤になりやすい疾患について、予防接種法に基づいて定期予防接種を行っています。

⑪出産・子育て応援事業

・伴走型相談支援

▷保健師・助産師等による訪問・面接を（3回）行い、出産や育児の相談に応じ、必要な母子保健サービスに繋がります。

・妊娠給付金・子育て応援給付金

▷妊娠届出時に「妊娠給付金」、出生届後に「子育て応援給付金」をそれぞれ支給しています。



(6) 教育の状況

① 幼稚園・こども園

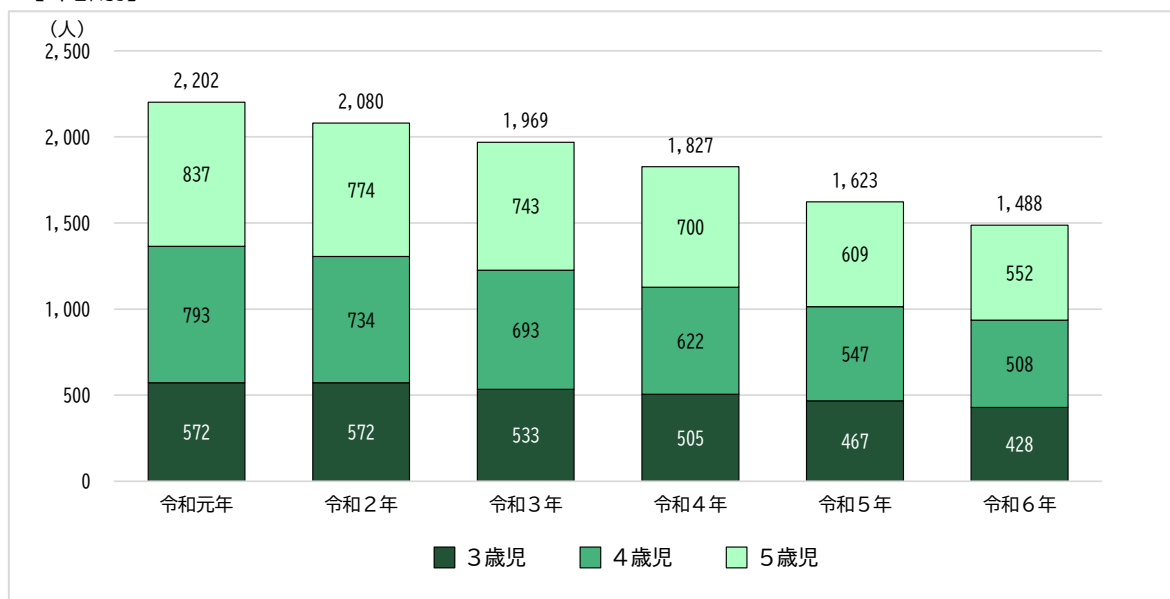
- ▷ 市立幼稚園4か所、市立こども園6か所、私立幼稚園2か所、私立こども園5か所があります。(令和7年4月時点:市立幼稚園3か所、市立こども園7か所予定)
- ▷ 市立幼稚園では4・5歳児の2年教育、私立幼稚園、私立こども園、市立こども園では3～5歳児の3年教育を実施しています。

② 一時預かり事業(幼稚園型)

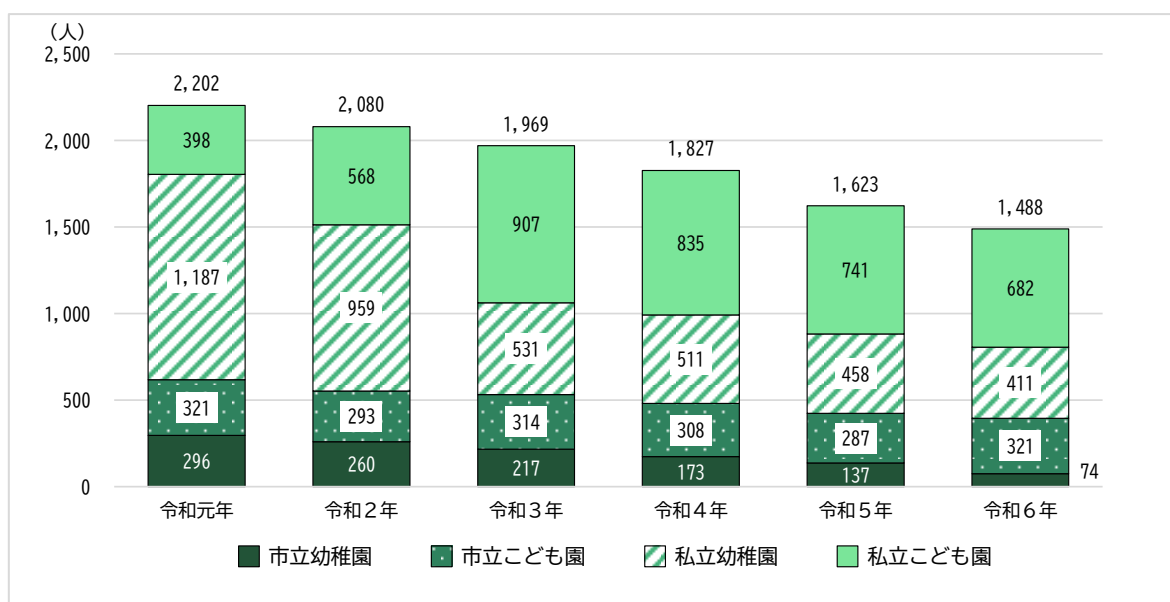
- ▷ 幼稚園、こども園で実施しています。

■ 図 21 市内幼稚園・こども園(短時間児)入園児童数の推移(各年5月1日現在)

【年齢別】



【施設別】

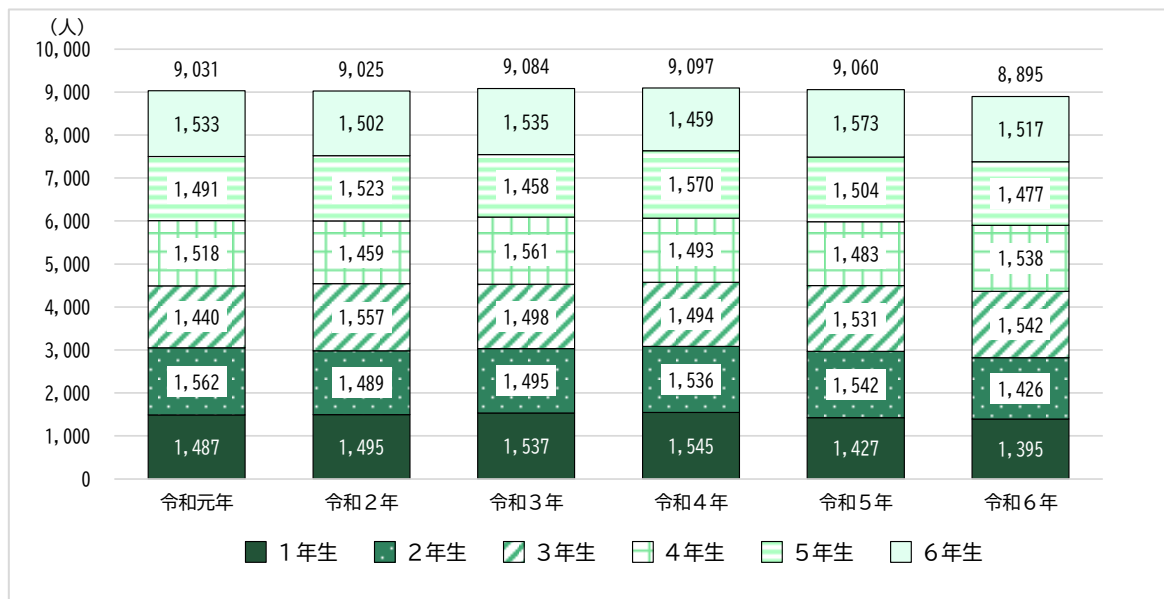


第2章 習志野市の現状

③小学校

▷市内には市立小学校が16校あります。

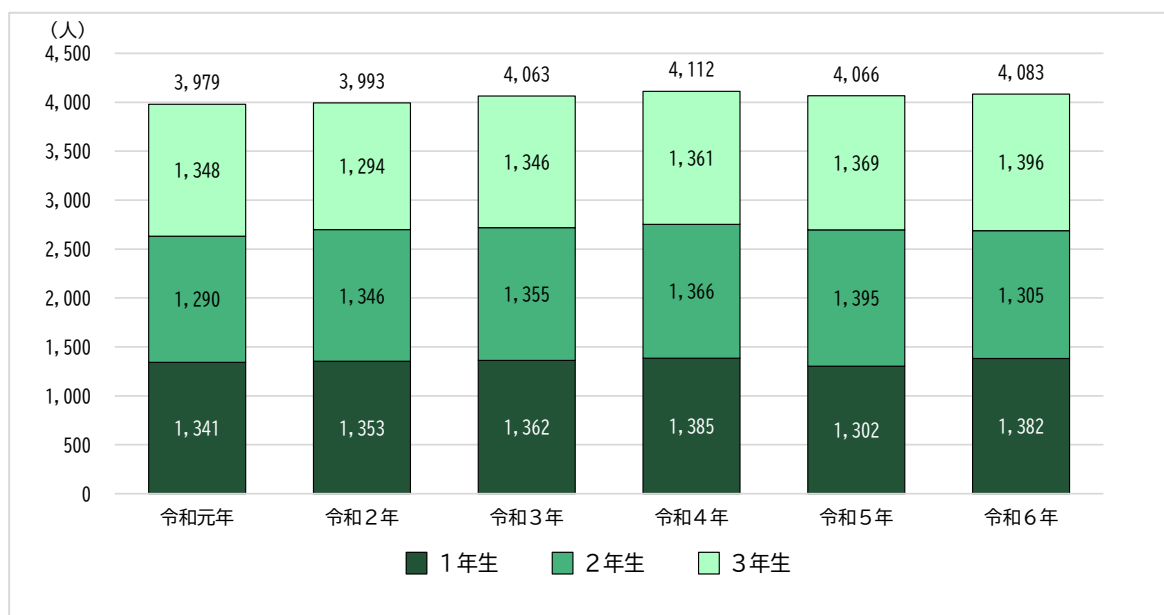
■図 22 市立小学校児童数の推移（各年5月1日現在）



④中学校

▷市内には、市立中学校が7校、私立中学校が1校あります。

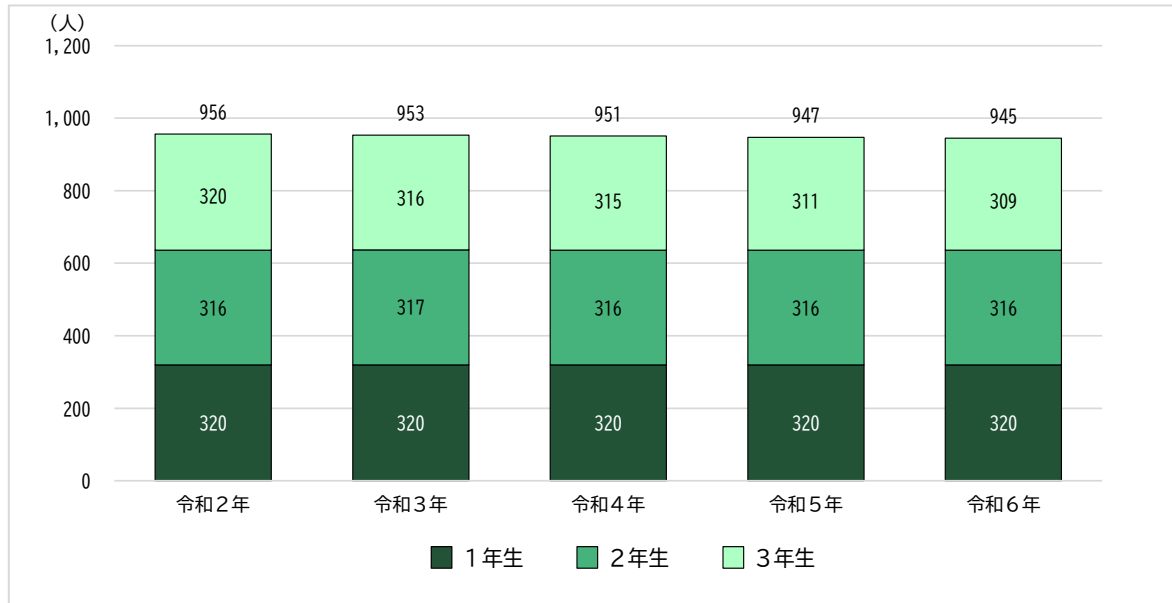
■図 23 市立中学校生徒数の推移（各年5月1日現在）



⑤高等学校

▷市内には、市立高等学校が1校、県立高等学校が2校、私立高等学校が1校あります。

■図 24 市立高等学校生徒数の推移（各年5月1日現在）



⑥学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

▷地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けて、地域と学校が一体となって子どもたちを育むことを目的とし、保護者や地域の方が一定の権限をもって学校運営に参画する制度です。令和5年度より、すべての市立小・中・高等学校に設置しています。

3 こども・若者人口の推移と推計

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度を計画期間とし、将来のこども・若者数に基づいて潜在的ニーズ量を算出することから、この期間における将来のこども・若者人口推計を必要とします。

本推計では、住民基本台帳人口をベースにし、生存率、移動率、出生率などの各条件を踏まえた「コーホート要因法」を用いていますが、外国籍の人口については「コーホート変化率法」を用いました。

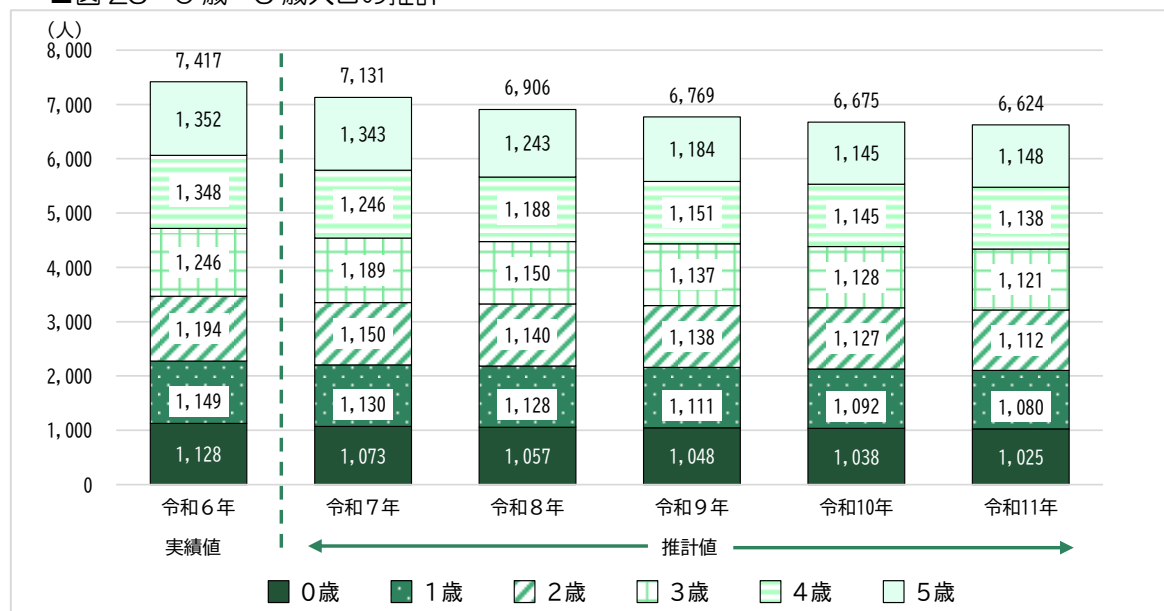
また本市では、今後開発が予定されているため、開発人口も考慮しました。

なお、本推計の基準人口は令和6(2024)年3月末現在の住民基本台帳人口です。

(1) 就学前児童人口

本市の0歳から5歳までの就学前児童の人口は、本計画の期間を通じて減少し、令和8(2026)年には7,000人を下回ることが予測されます。

■ 図 25 0歳～5歳人口の推計



(資料) 習志野市「人口推計結果」(令和6年11月・基準日4月1日)

※ コーホート: 同年(同期間)に出生した集団

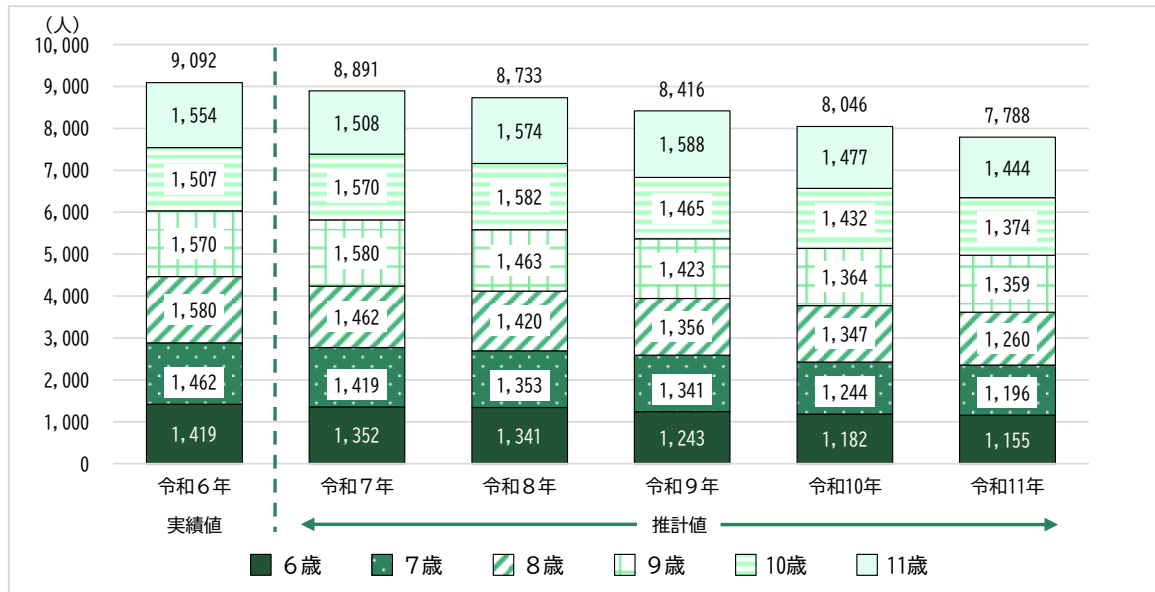
コーホート要因法: 各コーホートの人口変化要因として、「生残率」、「純移動率」、「出生率」、「出生男女比」の4つを想定し、それぞれの将来値を設定した上で各男女別・年齢別の人口を推計する方法

コーホート変化率法: 自然増減と社会増減の要因を区別せず、過去の人口動態から求めた変化率に基づき将来人口を推計する方法

(2) 小学校児童人口

本市の6歳から11歳までの小学校児童の人口は、今後も減少が続き、令和11（2029）年には8,000人を下回ることが予測されます。

■図 26 6歳～11歳人口の推移

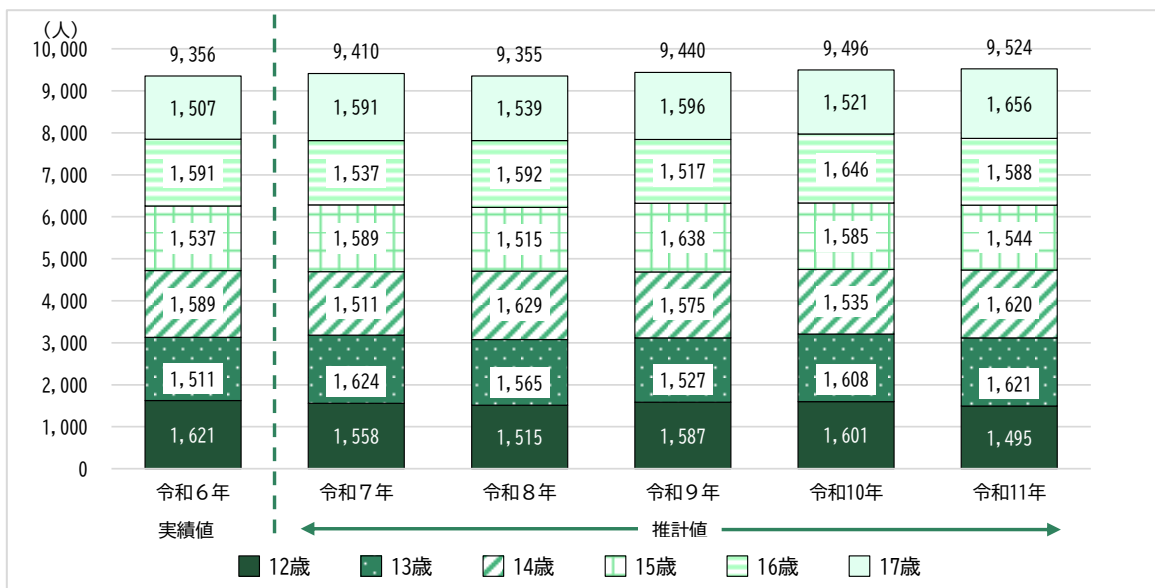


（資料）習志野市「人口推計結果」（令和6年11月・基準日4月1日）

(3) 12歳～17歳人口

本市の12歳から17歳までの中学校、高校に通う世代の人口は、緩やかに増加していくことが予測されます。

■図 27 12歳～17歳人口の推移



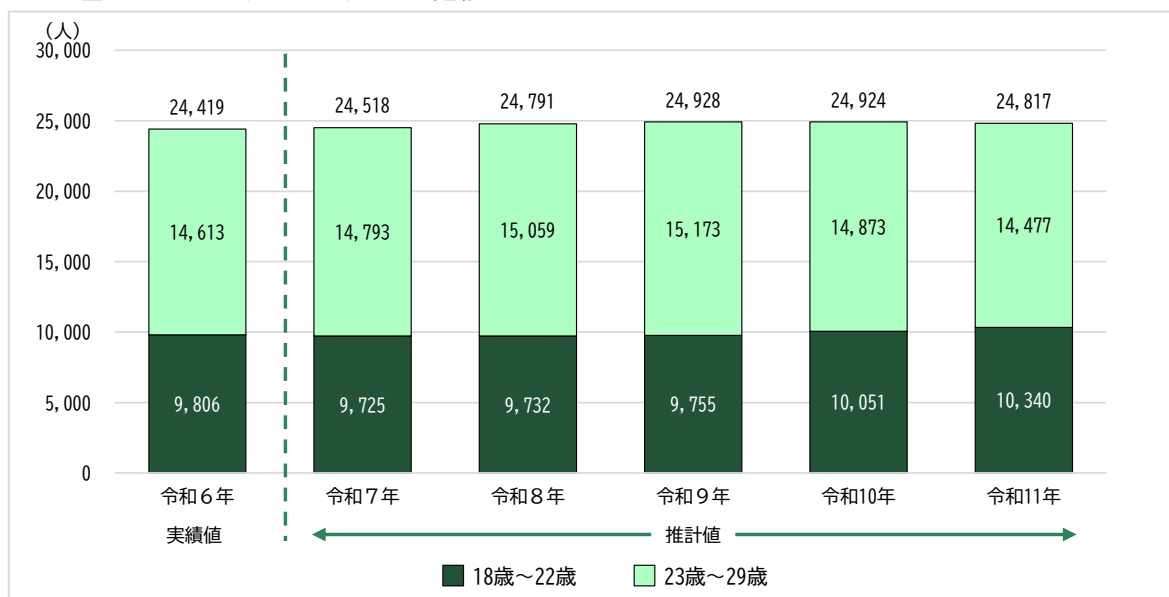
（資料）習志野市「人口推計結果」（令和6年11月・基準日4月1日）

第2章 習志野市の現状

(4) 18歳～29歳人口

本市の18歳から29歳までの人口は、概ね横ばいで推移することが予測されます。

■図 28 18 歳～29 歳人口の推移



(資料) 習志野市「人口推計結果」(令和6年11月・基準日4月1日)



4

子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

調査概要

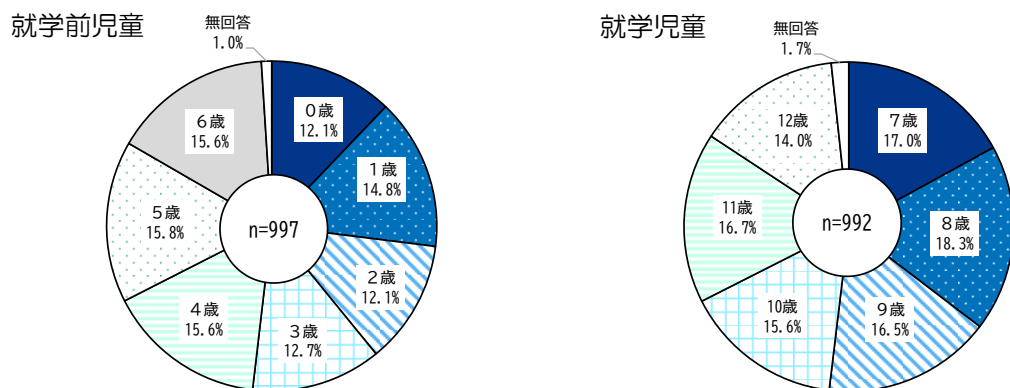
調査対象	①就学前児童の保護者 2,000人 ②就学児童の保護者 2,000人
調査方法	住民基本台帳から無作為抽出し、調査票を郵送で配付、郵送及びインターネットで回収する無記名方式
調査期間	令和6年3月18日～令和6年3月31日
回収結果	就学前児童の保護者 997人(回収率49.9%) 就学児童の保護者 992人(回収率49.6%)
有効回答率	1,989人(100%)

① 回答世帯の構成

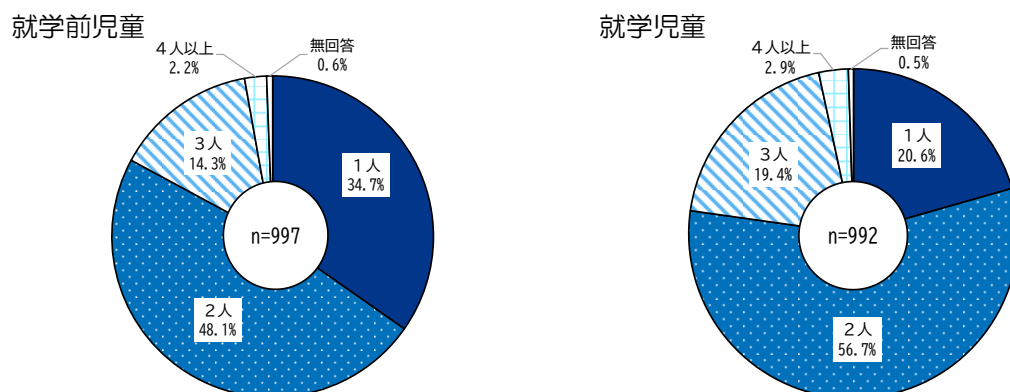
回答世帯における就学前児童のこどもの人数は、「2人」が48.1%で最も多く、次に「1人」が34.7%、「3人」が14.3%となっています。

就学児童では「2人」が56.7%で最も多く、次に「1人」が20.6%、「3人」が19.4%となっています。

■図 29 回答世帯におけるこどもの年齢



■図 30 回答世帯におけるこどもの人数



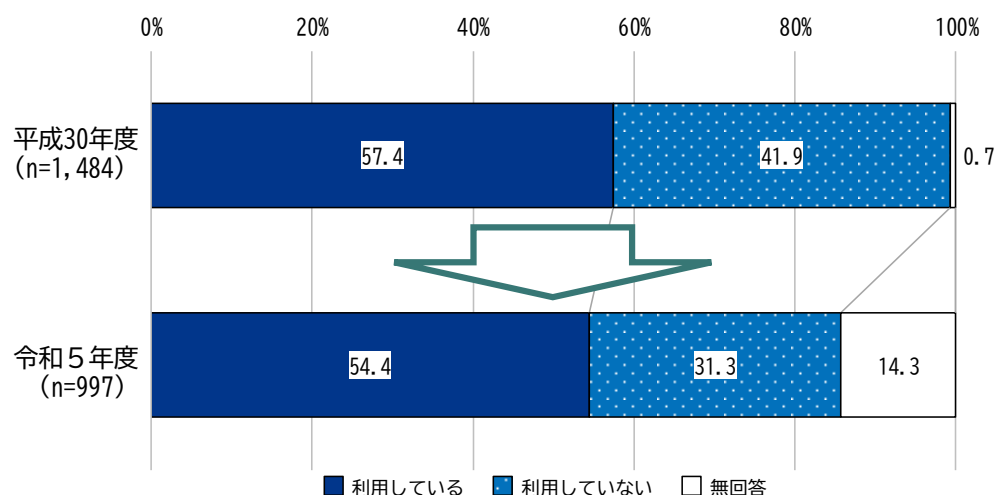
第2章 習志野市の現状

②日中の定期的な事業の利用状況

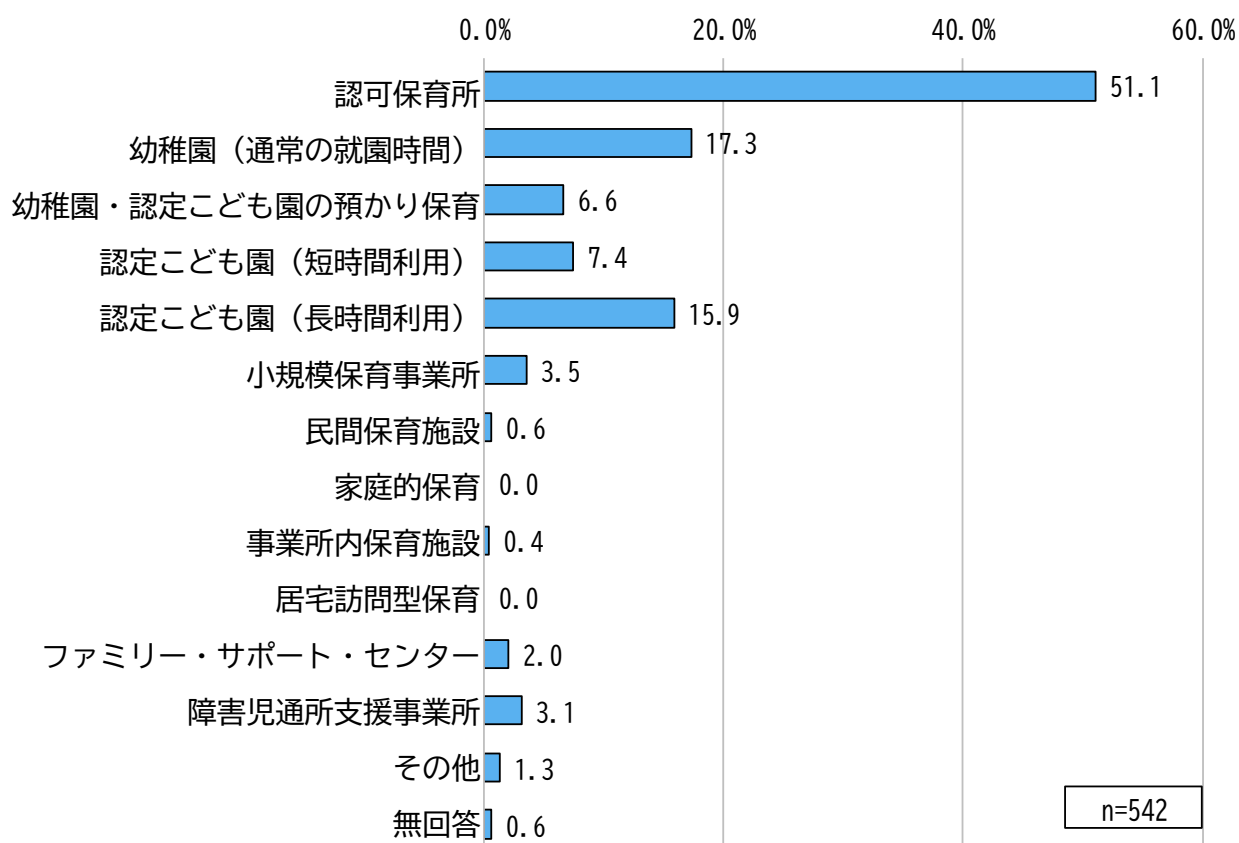
就学前児童の幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育について、「利用している」が54.4%となっています。また、無回答を除いた割合で「利用している」と回答した割合をみると、平成30年度57.8%、令和5年度63.5%となり、約6ポイント増加しています。

利用している方の利用している日中の定期的な事業は、「認可保育所」が51.1%と最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間）」が17.3%、「認定こども園（長時間利用）」が15.9%となっています。

■図 31 日中の定期的な事業の利用の有無



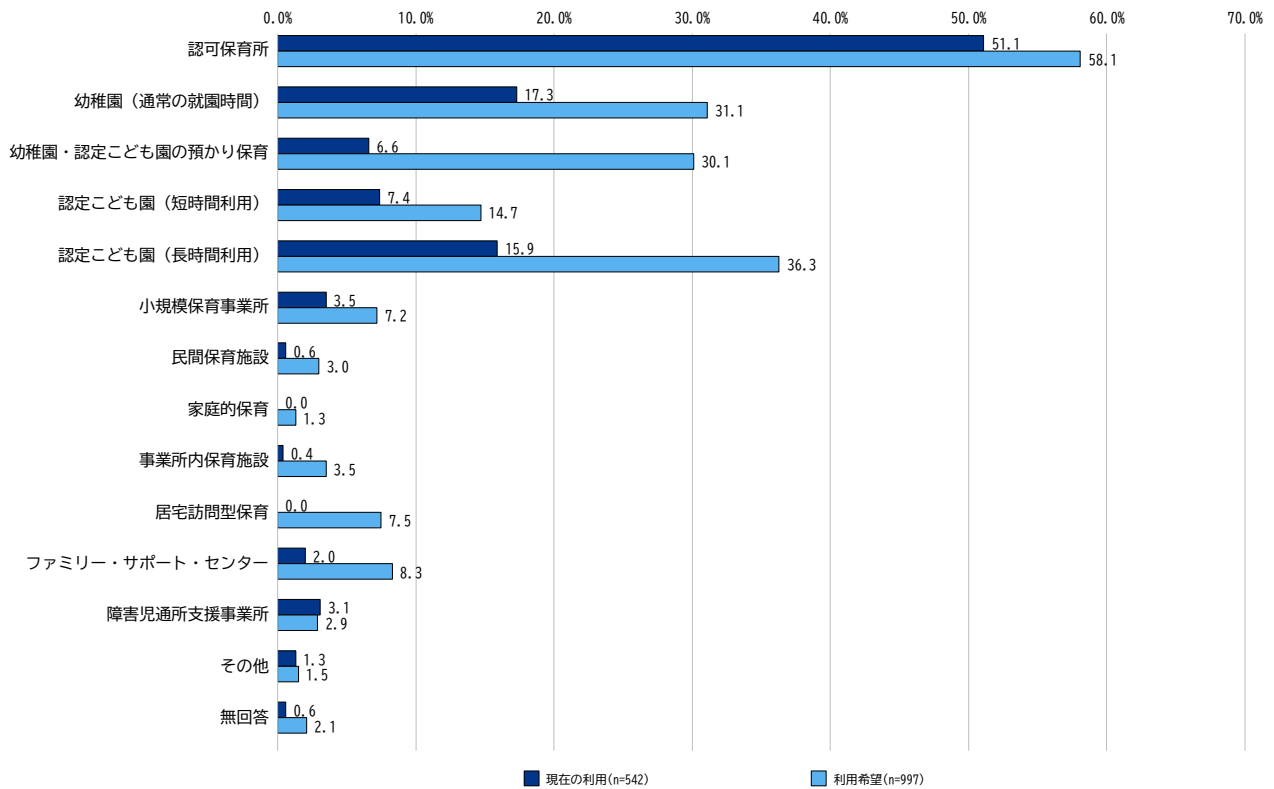
■図 32 利用している日中の定期的な事業【複数回答】



③日中の定期的な事業の利用希望

事業を現在利用している、していないにかかわらず、就学前児童の保護者が平日の日中に「定期的に」利用したい教育・保育の事業は、「認可保育所」が58.1%と最も多く、次いで「認定こども園（長時間利用）」が36.3%となっています。

■図 33 日中の定期的な事業の利用希望【複数回答】



第2章 習志野市の現状

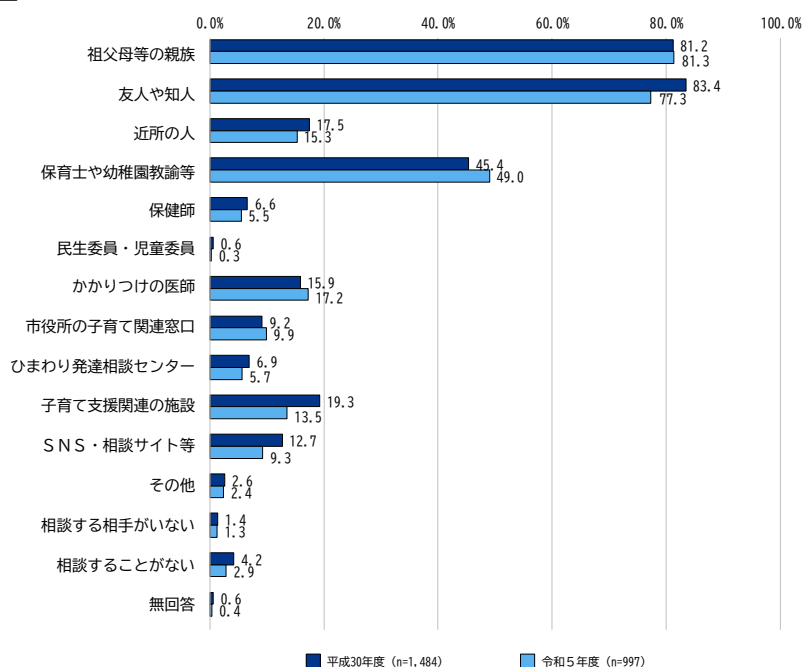
④子育てに関する相談相手

子育てに関する相談相手は、就学前児童の保護者では、「祖父母等の親族」が81.3%で最も多く、次いで「友人や知人」が77.3%、「保育士や幼稚園教諭等」が49.0%となっています。平成30年度調査と選択肢などが同一ではないため単純比較はできないものの、「友人や知人」「子育て支援関連施設」が減少し、「保育士や幼稚園教諭等」が増加しています。

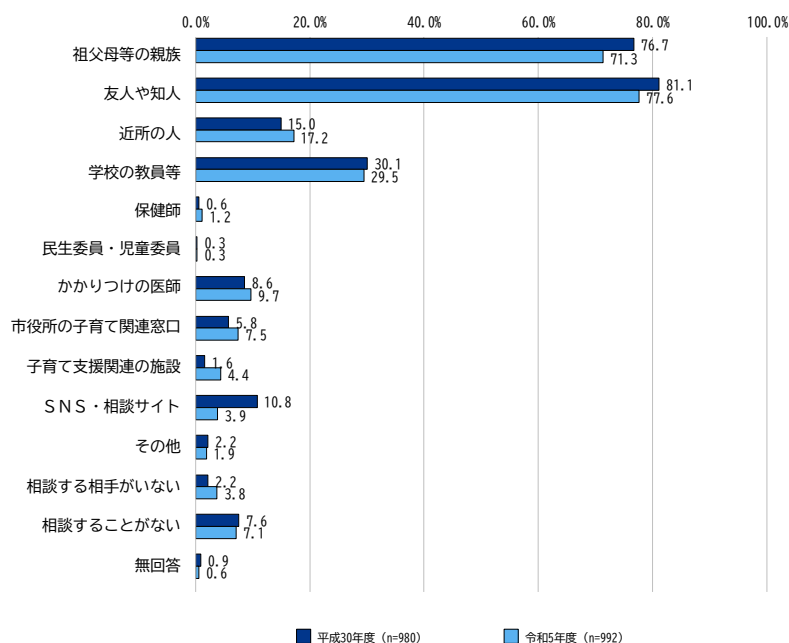
就学児童の保護者では、「友人や知人」が77.6%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」が71.3%、「学校の教員等」が29.5%となっています。

■図 34 子育てに関する相談相手【複数回答】

就学前児童



就学児童

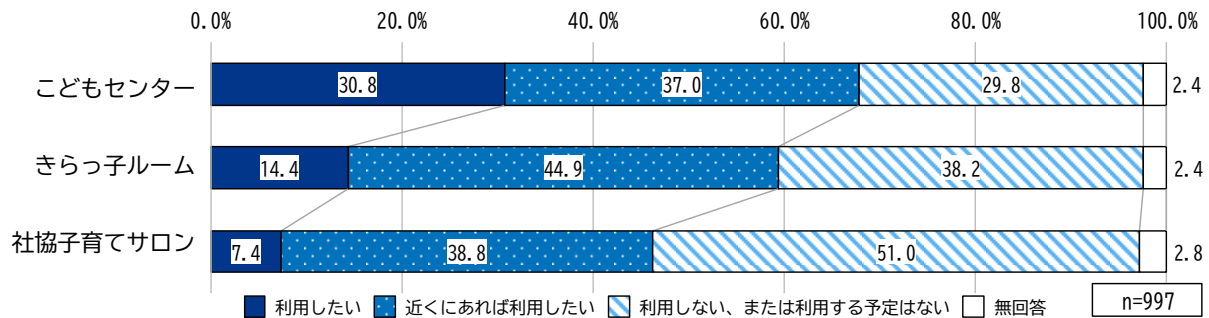


⑤今後の子育て支援施設の利用希望

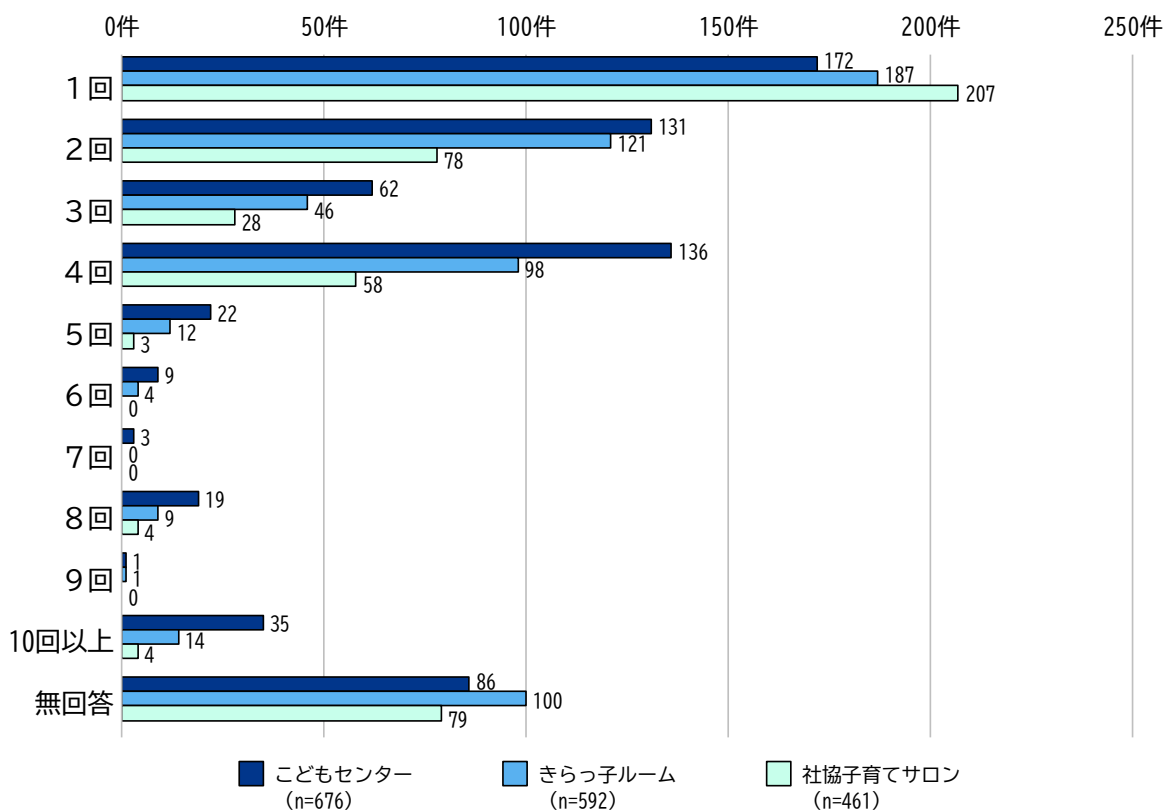
就学前児童の今後の子育て支援施設の利用希望は、3施設ともに「近くにあれば利用したい」が約4割を占めています。特に、「こどもセンター」を利用したい割合（「利用したい」+「近くにあれば利用したい」）は、約7割となっています。

また、1月あたりの利用希望回数では、「こどもセンター」の利用希望回数が最も多く、3施設とも「1回」が最も多くなっています。

■図 35 今後の子育て支援施設の利用希望



■図 36 今後の子育て支援施設の利用希望回数



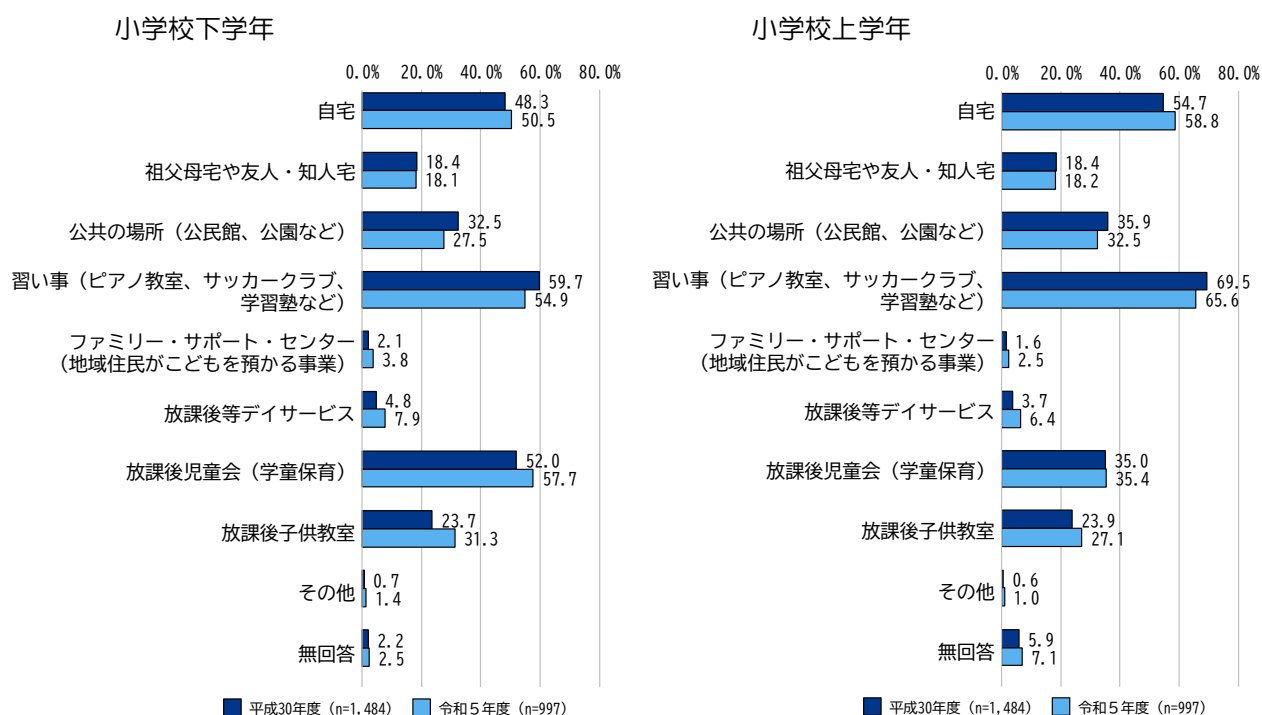
第2章 習志野市の現状

⑥放課後に過ごさせたい場所

就学前児童が小学生になったときに過ごさせたい場所は、小学校下学年では、「放課後児童会（学童保育）」が57.7%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が54.9%となっています。上学年では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が65.6%で最も多く、次いで「自宅」が58.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、下学年・上学年ともに「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が減少し、「放課後児童会（学童保育）」「放課後子供教室」などが増加しています。

■図 37 放課後に過ごさせたい場所【複数回答】

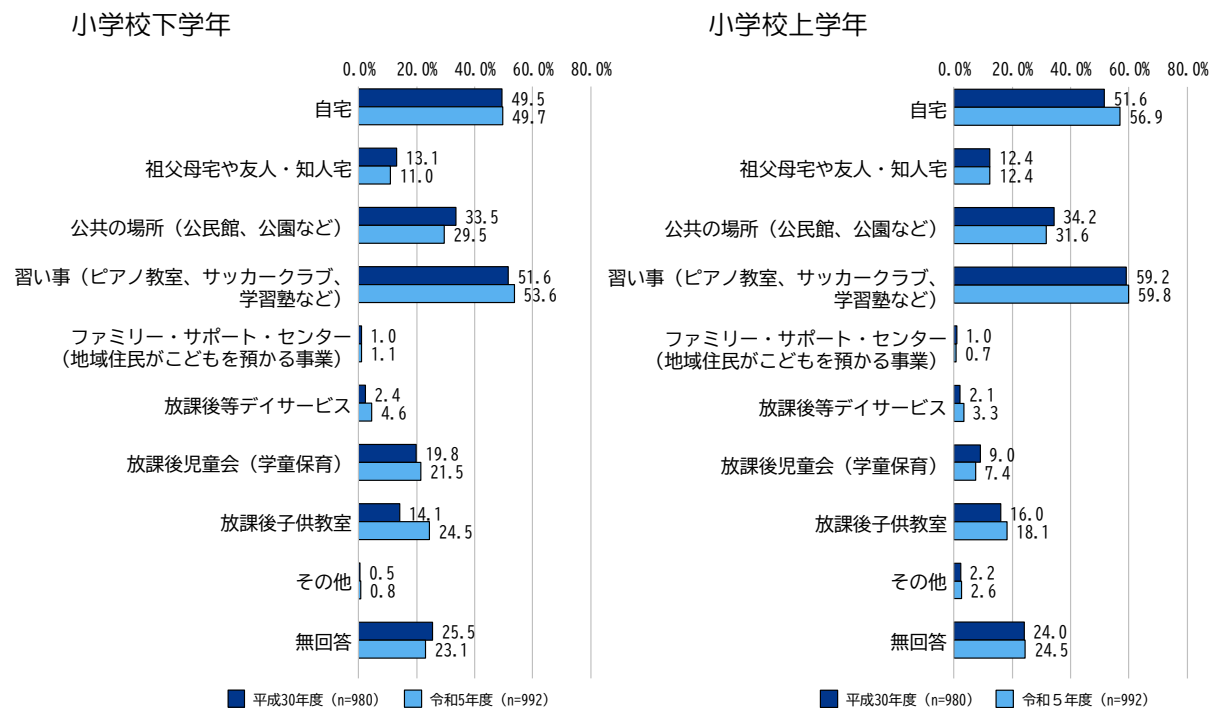


⑦希望する放課後の過ごし方

就学児童の放課後の過ごし方は、小学校下学年・上学年ともに「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多く、次いで「自宅」となっています。

平成30年度調査と比較すると、下学年・上学年ともに「公共の場所（公民館、公園など）」が減少し、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後子供教室」が増加しています。

■図 38 希望する放課後の過ごし方【複数回答】



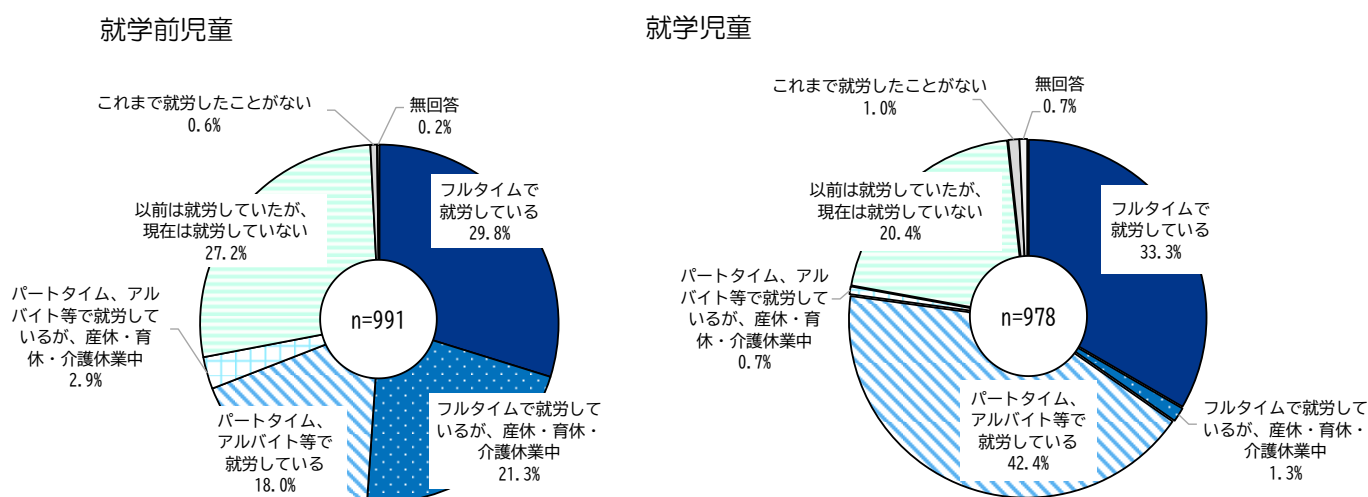
第2章 習志野市の現状

⑧母親または母親に相当する方の就労状況

母親または母親に相当する方（以下、「母親」とする）の就労状況は、就学前児童では「フルタイムで就労している」が29.8%で最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が27.2%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中」が21.3%となっています。

就学児童では「パートタイム、アルバイト等で就労している」が42.4%で最も多く、次いで「フルタイムで就労している」が33.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が20.4%となっています。

■図 39 母親の就労状況

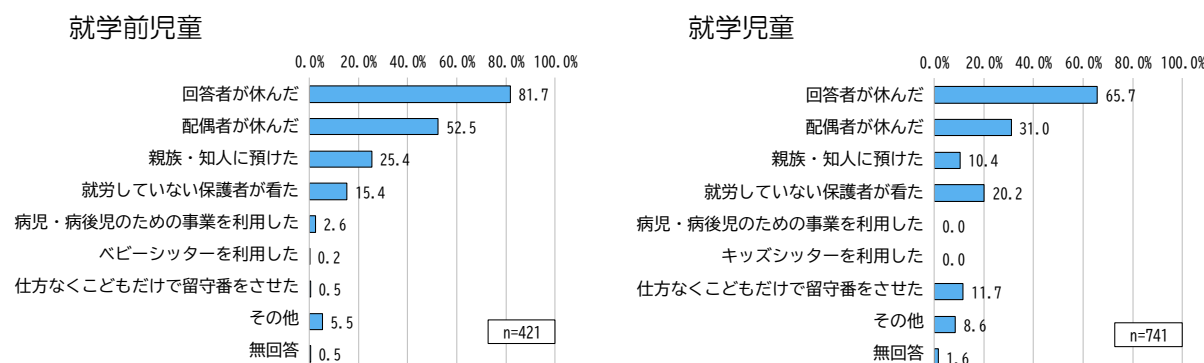


⑨病気などで教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかった場合の対処法

病気などで教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかった場合の対処法は、就学前児童では「回答者が休んだ」が81.7%と最も多く、次いで「配偶者が休んだ」が52.5%、「親族・知人に預けた」が25.4%となっています。

就学児童では、就学前児童と同様に「回答者が休んだ」が65.7%と最も多く、次いで「配偶者が休んだ」が31.0%、「就労していない保護者が見た」が20.2%となっています。

■図 40 病気などで教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかった場合の対処法【複数回答】

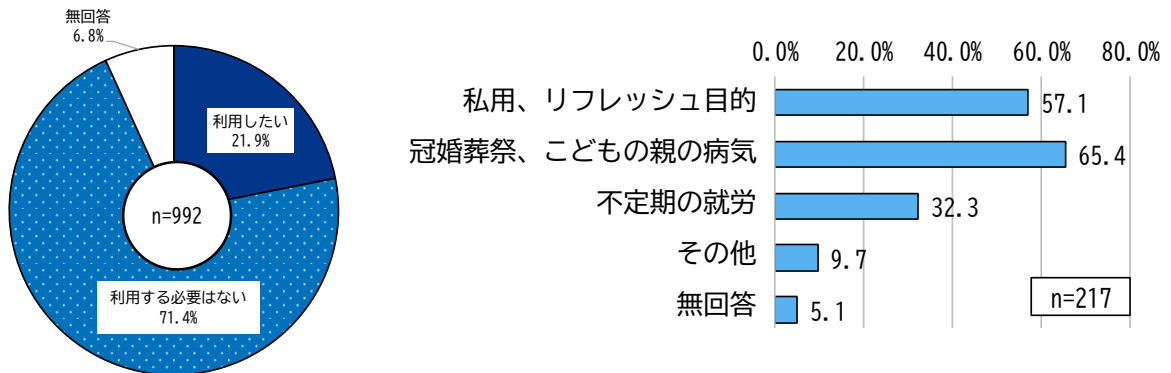


⑩一時預かり事業の希望と理由

就学児童のこどもを家族以外に預ける事業について、「利用する必要はない」が71.4%、「利用したい」が21.9%となっています。

一時預かり事業を希望する理由は、「冠婚葬祭、こどもの親の病気」が65.4%と最も多く、次いで「私用（買い物、習い事等）、リフレッシュ目的」が57.1%となっています。

■図 41 一時保育・預かり保育の利用希望



第2章 習志野市の現状

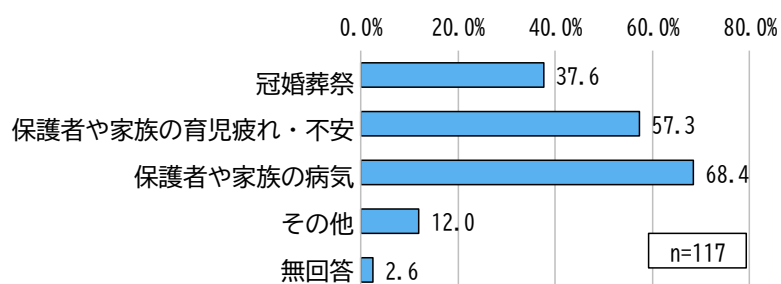
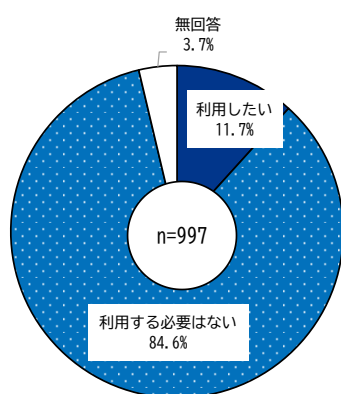
⑪ 宿泊を伴う一時預かりの希望と理由

泊まりがけでこどもを家族以外に預ける事業について、就学前児童では「利用する必要はない」が84.6%、「利用したい」が11.7%となっています。また、就学児童では、就学前児童と同様に「利用する必要はない」が86.8%、「利用したい」が7.3%となっています。

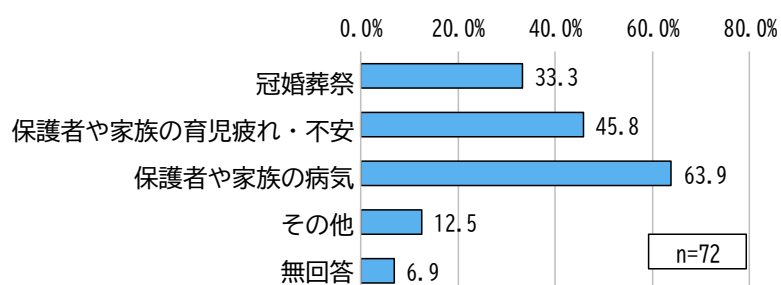
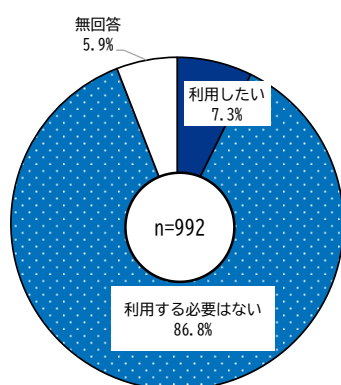
宿泊を伴う一時預かり事業を希望する理由は、就学前児童では「保護者や家族の病気」が68.4%と最も多く、次いで「保護者や家族の育児疲れ・不安」が57.3%となっています。また、就学児童では、就学前児童と同様に「保護者や家族の病気」が63.9%と最も多く、次いで「保護者や家族の育児疲れ・不安」が45.8%となっています。

■図 42 こどもを泊りがけで家族以外に預ける必要の有無

就学前児童



就学児童



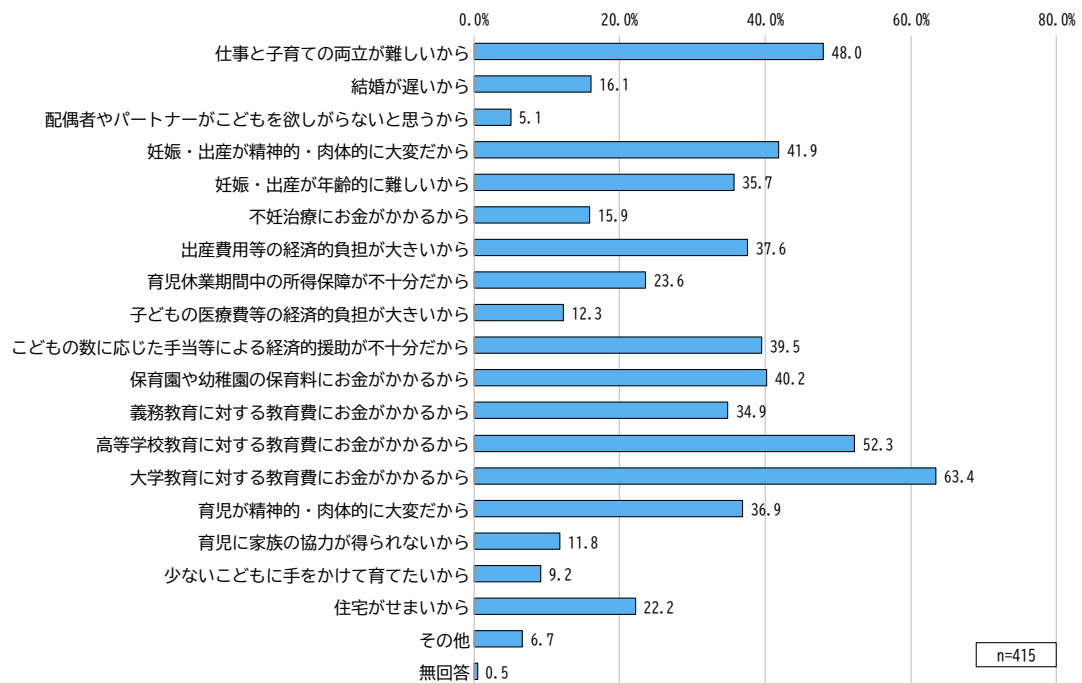
⑫ 予定するこどもの数が理想よりも少ない理由

予定するこどもの数が理想よりも少ない理由は、就学前児童では「大学教育に対する教育費にお金がかかるから」が63.4%と最も多く、次いで「高等学校教育に対する教育費にお金がかかるから」が52.3%となっています。

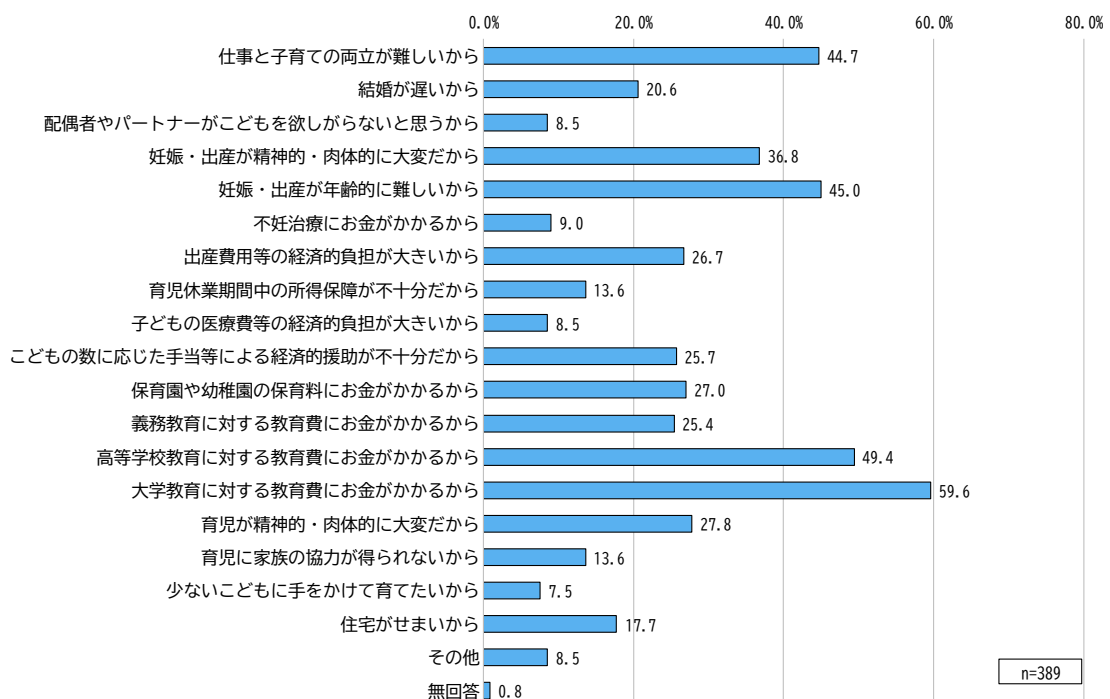
また、就学児童では、就学前児童と同様に「大学教育に対する教育費にお金がかかるから」が59.6%と最も多く、次いで「高等学校教育に対する教育費にお金がかかるから」が49.4%となっています。

■ 図 4-3 予定するこどもの数が理想よりも少ない理由【複数回答】

就学前児童



就学児童



第2章 習志野市の現状

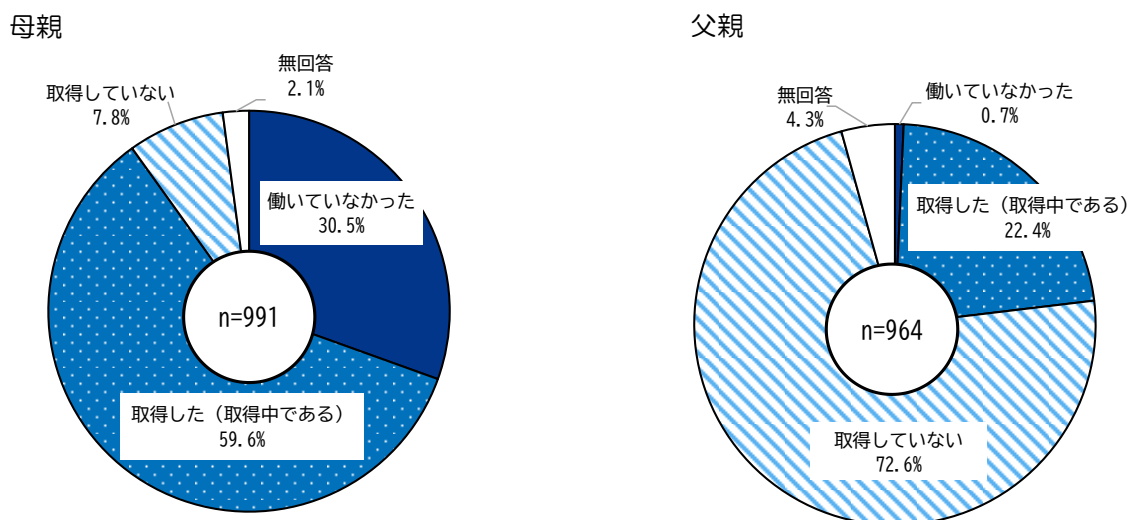
⑬育児休業の取得状況

就学前児童の保護者の育児休業の取得状況は、母親では「取得した（取得中である）」が59.6%で最も多く、次いで「働いていなかった」が30.5%となっています。

父親または父親に相当する方（以下、「父親」とする）では「取得していない」が72.6%で最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が22.4%となっています。

また、就労している保護者のうち「育児休業を取得した（取得中である）」の割合は、母親では88.5%、父親では23.6%となっています。

■図 44 育児休業の取得状況（父母）

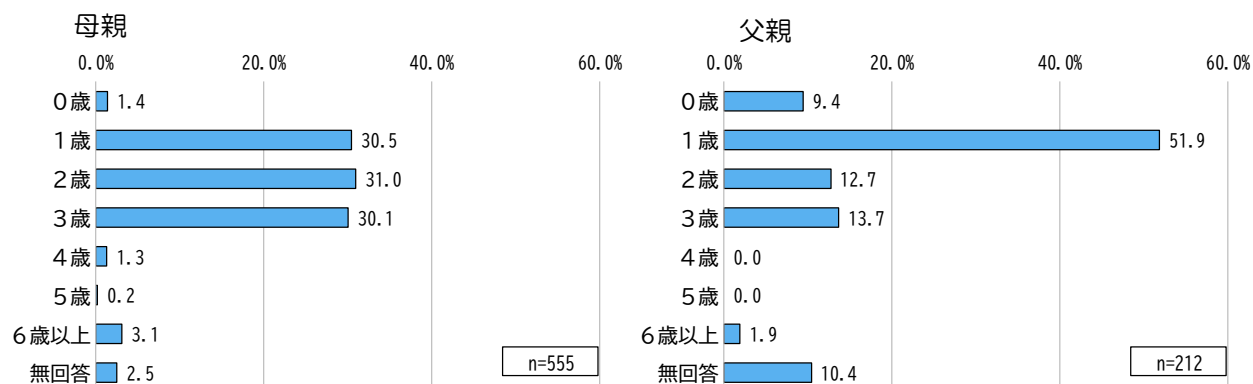


⑭職場復帰時のこどもの年齢

希望する職場復帰時のこどもの年齢は、母親では「2歳」が31.0%で最も多く、次いで「1歳」が30.5%となっています。

また、父親では「1歳」が51.9%で最も多く、次いで「3歳」が13.7%となっています。

■図 45 職場復帰時のこどもの年齢（父母）



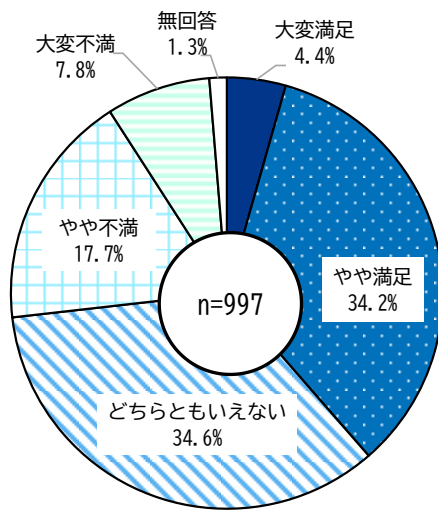
⑮ 習志野市における子育ての環境や支援への満足度

習志野市における子育ての環境や支援への満足度は、就学前児童では「どちらともいえない」が34.6%で最も多く、次いで「やや満足」が34.2%となっています。

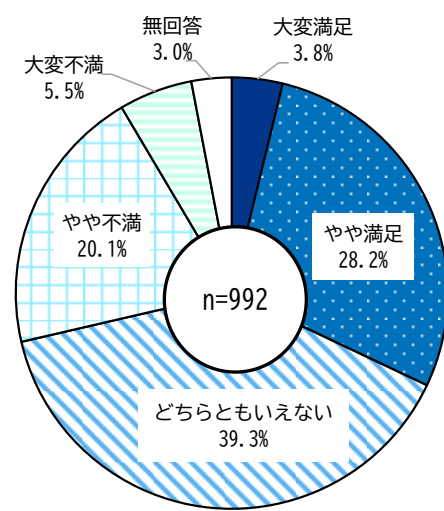
就学児童では、就学前児童と同様に「どちらともいえない」が39.3%で最も多く、次いで「やや満足」が28.2%となっています。

■ 図 46 習志野市における子育ての環境や支援への満足度

就学前児童



就学児童



第2章 習志野市の現状

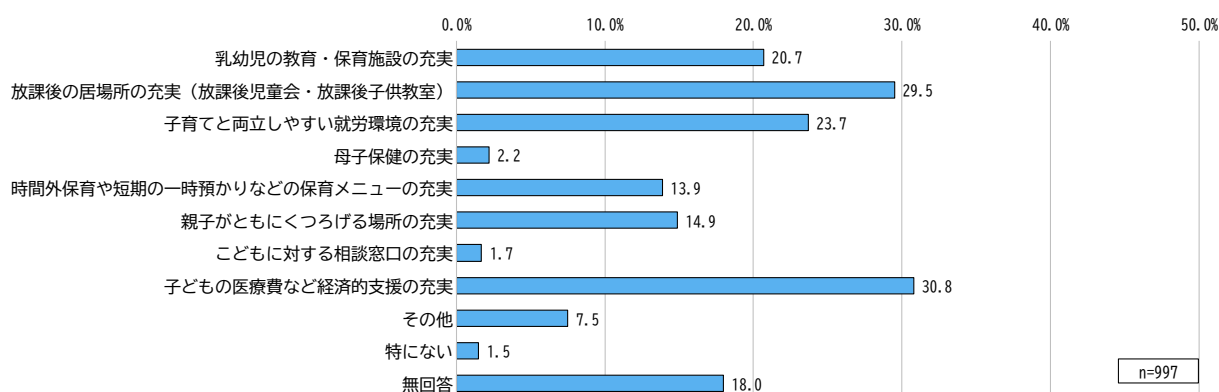
⑩特に取り組むべき子育て支援策

特に取り組むべき子育て支援策は、就学前児童では「子どもの医療費など経済的支援の充実」が30.8%で最も多く、次いで「放課後の居場所の充実（放課後児童会・放課後子供教室）」が29.5%となっています。

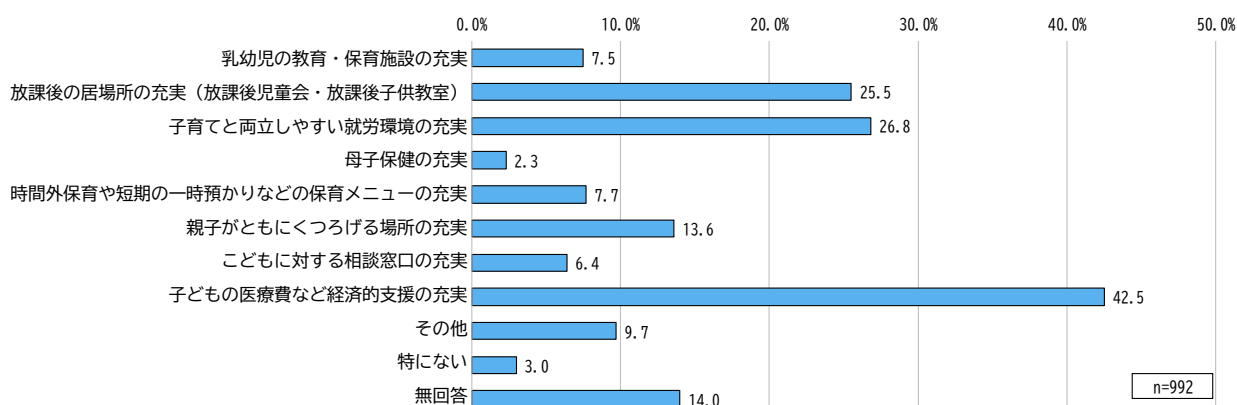
就学児童では、就学前児童と同様に「子どもの医療費など経済的支援の充実」が42.5%で最も多く、次いで「子育てと両立しやすい就労環境の充実」が26.8%となっています。

■図 47 特に取り組むべき子育て支援策

就学前児童



就学児童



5

こども・若者の生活等に関する実態調査結果の概要

調査概要

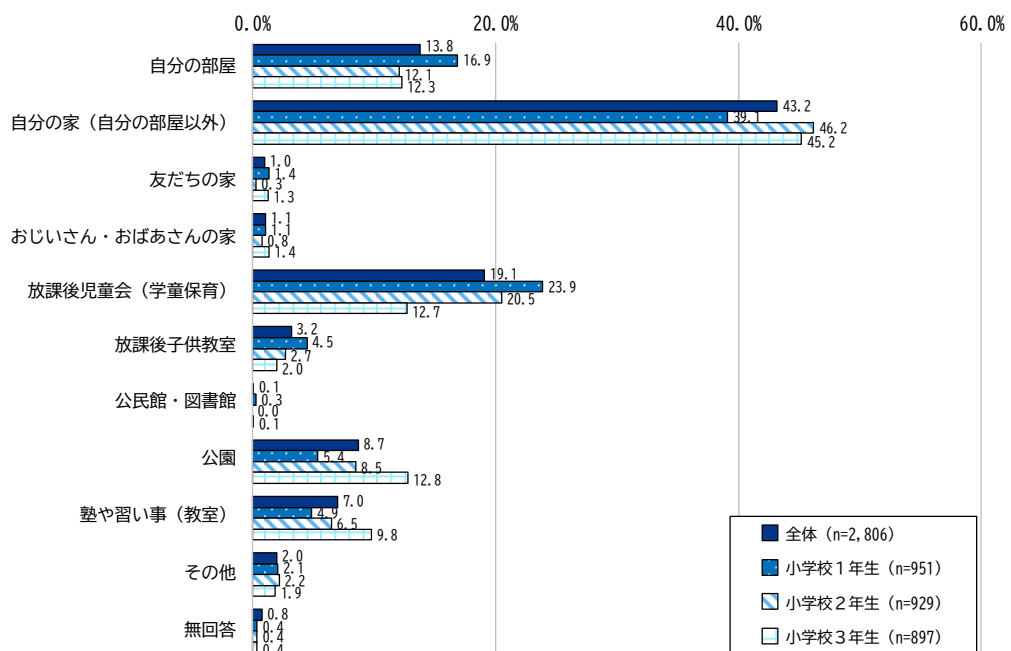
調査対象	①小学校1年生～3年生 4,537人 ②小学校4年生～6年生・中学校1年生～3年生 8,672人 ③小学校5年生・中学校2年生の保護者 2,926人 ④高校生相当年齢～29歳 5,200人
調査方法	①～③市立小中学校及び公立特別支援学校の児童・生徒を対象とし、調査案内を学校配布、インターネットで回収する無記名方式 ④住民基本台帳から無作為抽出し、調査案内を郵送で配布、インターネットで回収する無記名方式
調査期間	①～③令和6年3月4日～令和6年3月31日 ④令和6年3月18日～令和6年3月31日
回収結果	①小学校1年生～3年生 2,806人(回収率61.8%) ②小学校4年生～6年生・中学校1年生～3年生 2,805人(回収率32.3%) ③小学校5年生・中学校2年生の保護者 440人(回収率15.0%) ④高校生相当年齢～29歳 878人(回収率16.9%)
有効回答率	6,929人(100%)

■小学校1年生～3年生

①放課後の居場所

放課後の居場所は、すべての学年で「自分の家(自分の部屋以外)」が最も多く、次いで小学校1年生・2年生では「放課後児童会(学童保育)」、3年生では「公園」となっています。

■図 48 放課後の居場所【複数回答】



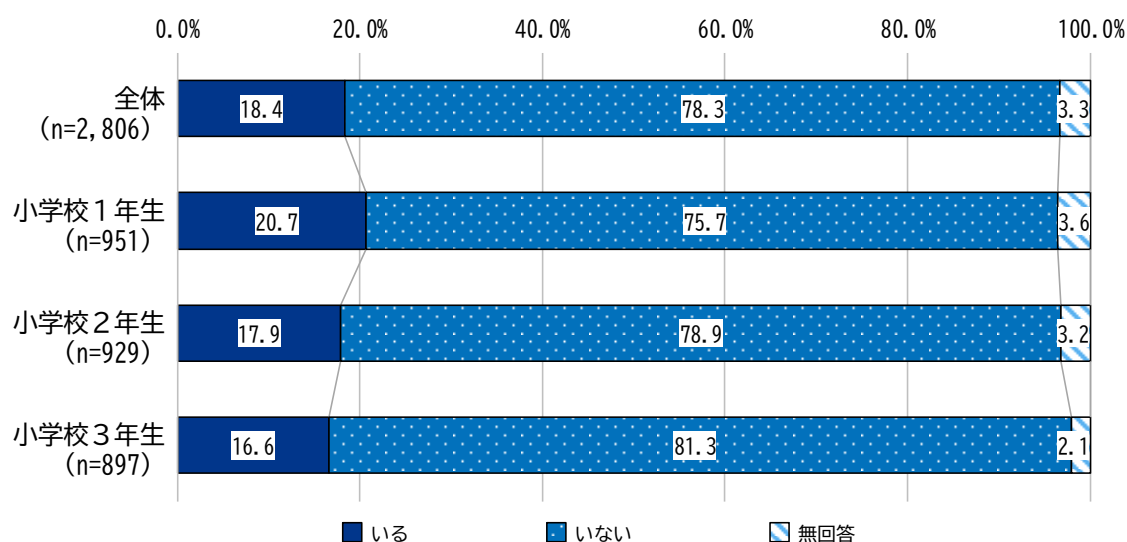
第2章 習志野市の現状

②家族の中にお世話している人はいるか/お世話していることで、できていないこと

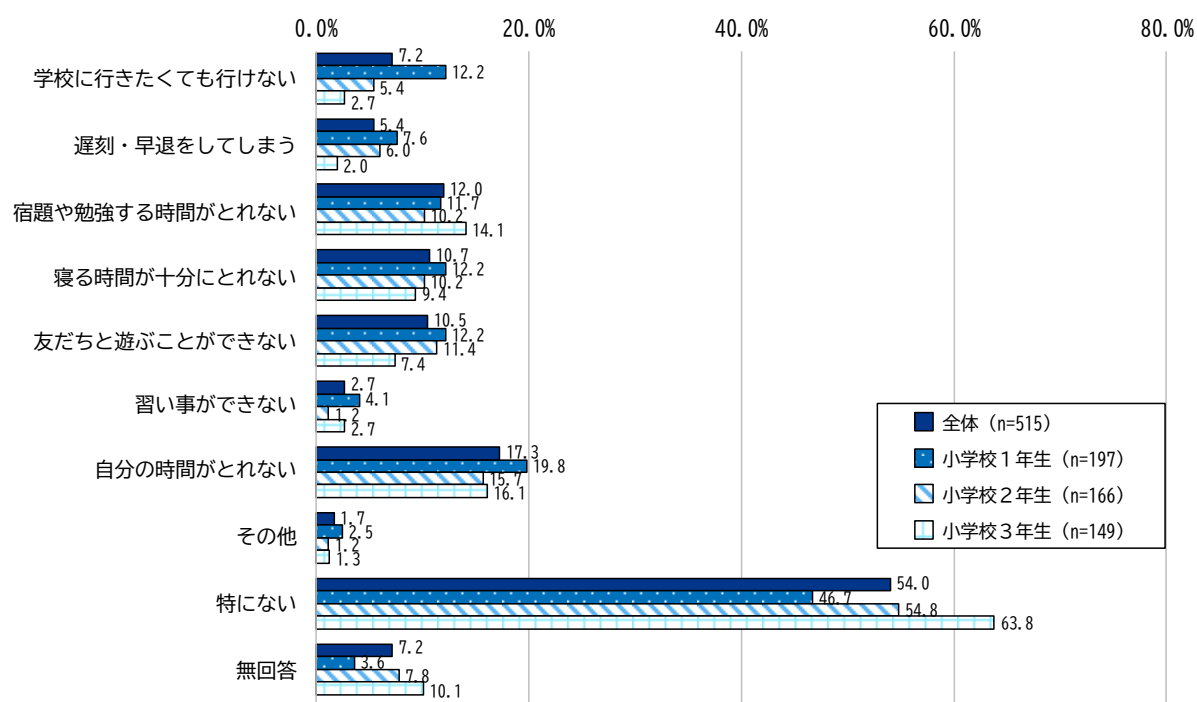
家族の中にお世話している人がいるかについて、小学校1年生では20.7%、2年生では17.9%、3年生では16.6%が「いる」となっています。

お世話していることで、できていないことは、すべての学年で「特にない」が最も多く、次いで「自分の時間がとれない」となっています。一方で、すべての学年で「宿題や勉強する時間がとれない」「寝る時間が十分にとれない」がともに約1割あり、家族のお世話をすることで日常生活や学業等に影響がでているとみられます。

■図 49 家族の中にお世話している人はいるか



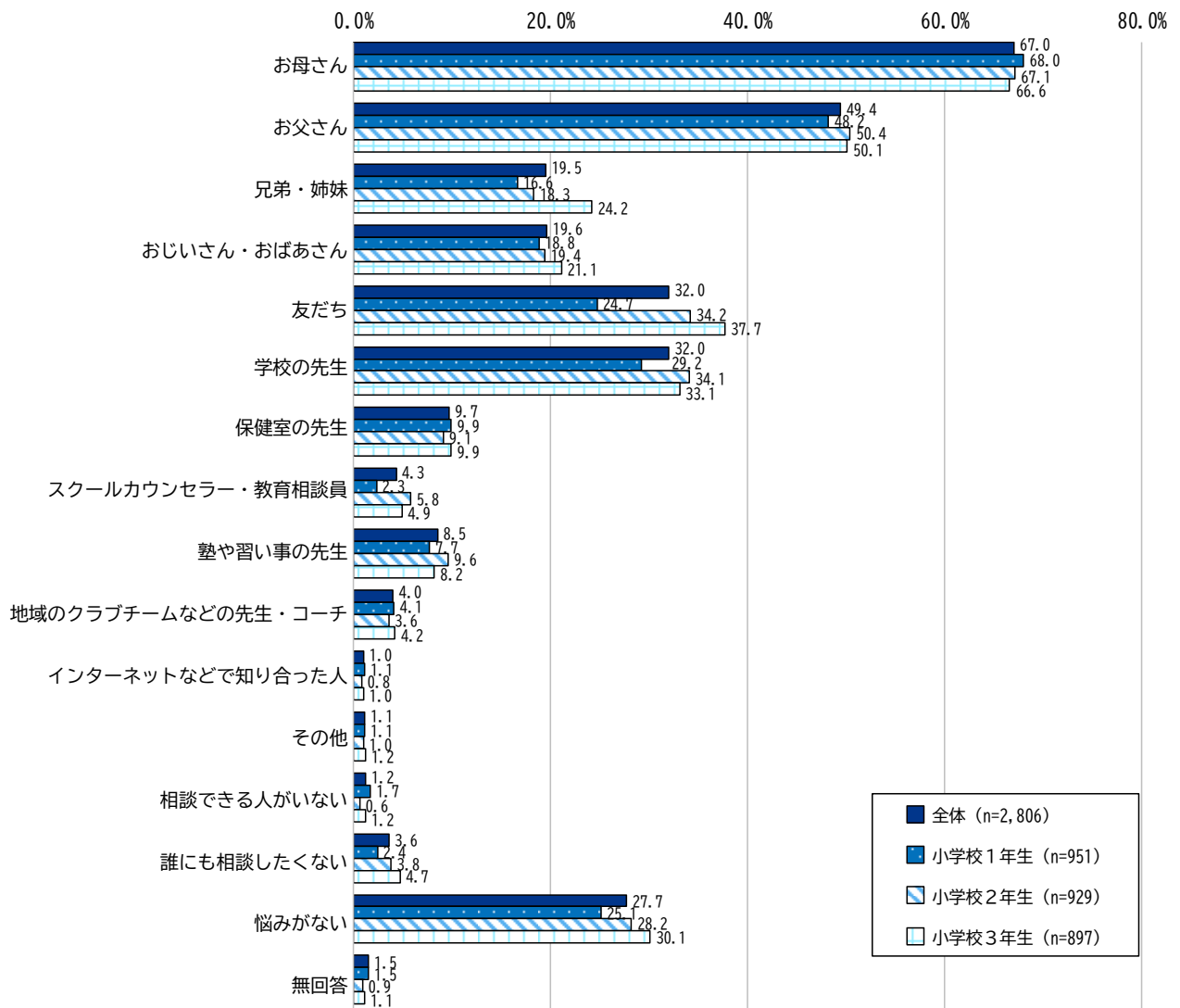
■図 50 お世話していることで、できていないこと【複数回答】



③心配ごとや悩みごとの相談相手

心配ごとや悩みごとの相談相手は、すべての学年で「お母さん」が最も多く、次いで「お父さん」となっています。

■図 51 心配ごとや悩みごとの相談相手【複数回答】

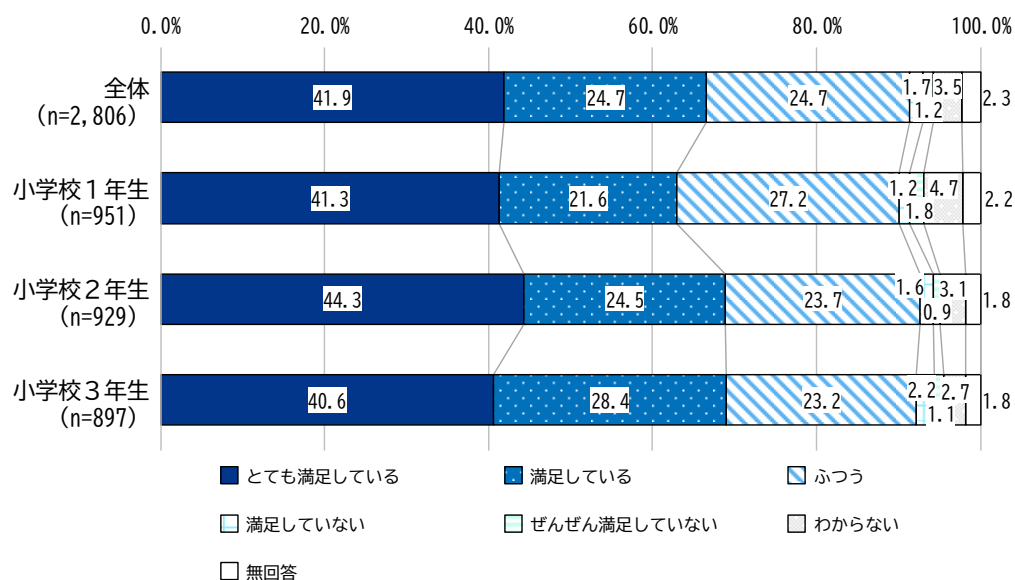


第2章 習志野市の現状

④生活の満足度

生活の満足度は、すべての学年で「とても満足している」が最も多く、次いで小学校1年生では「ふつう」、2年生・3年生では「満足している」となっています。

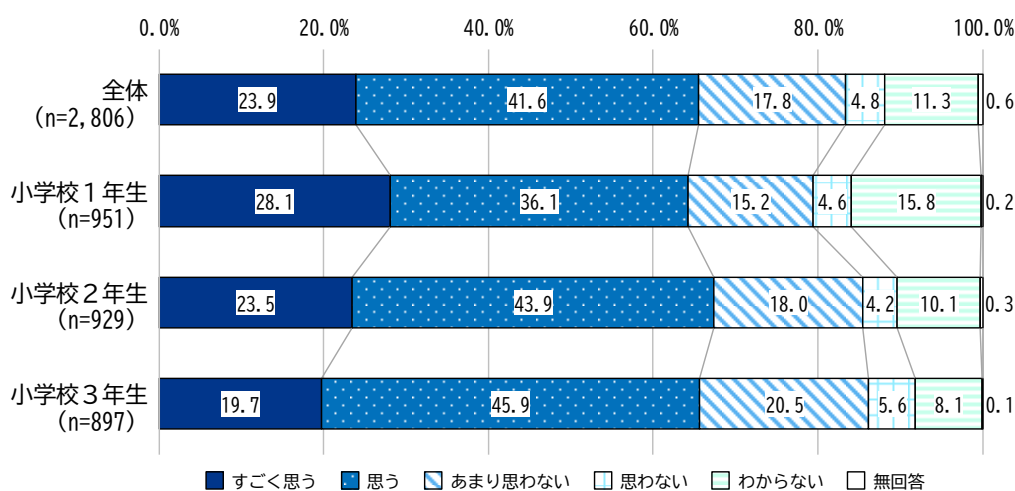
■図 52 生活の満足度



⑤自分にはよいところがあると思うか

自分にはよいところがあると思うかについて、すべての学年で「思う」が最も多く、次いで小学校1年生・2年生では「すごく思う」、3年生では「あまり思わない」となっています。

■図 53 自分にはよいところがあると思うか

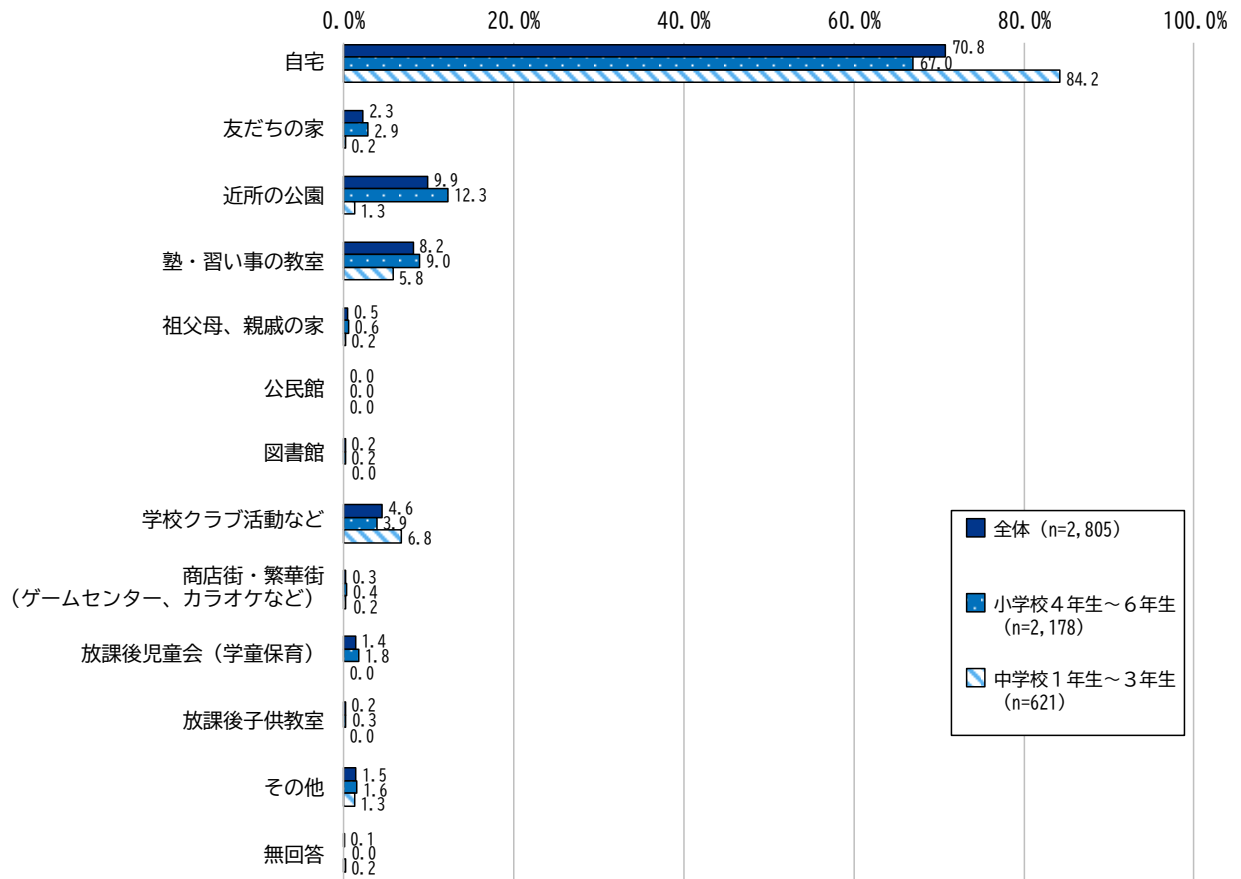


■ 小学校4年生～6年生・中学校1年生～3年生

① 放課後の居場所

放課後に一番過ごしている時間が長い場所は、すべての学年で「自宅」が最も多く、次いで小学校4年生～6年生では「近所の公園」、中学校1年生～3年生では「学校クラブ活動」となっています。

■ 図 54 放課後の居場所

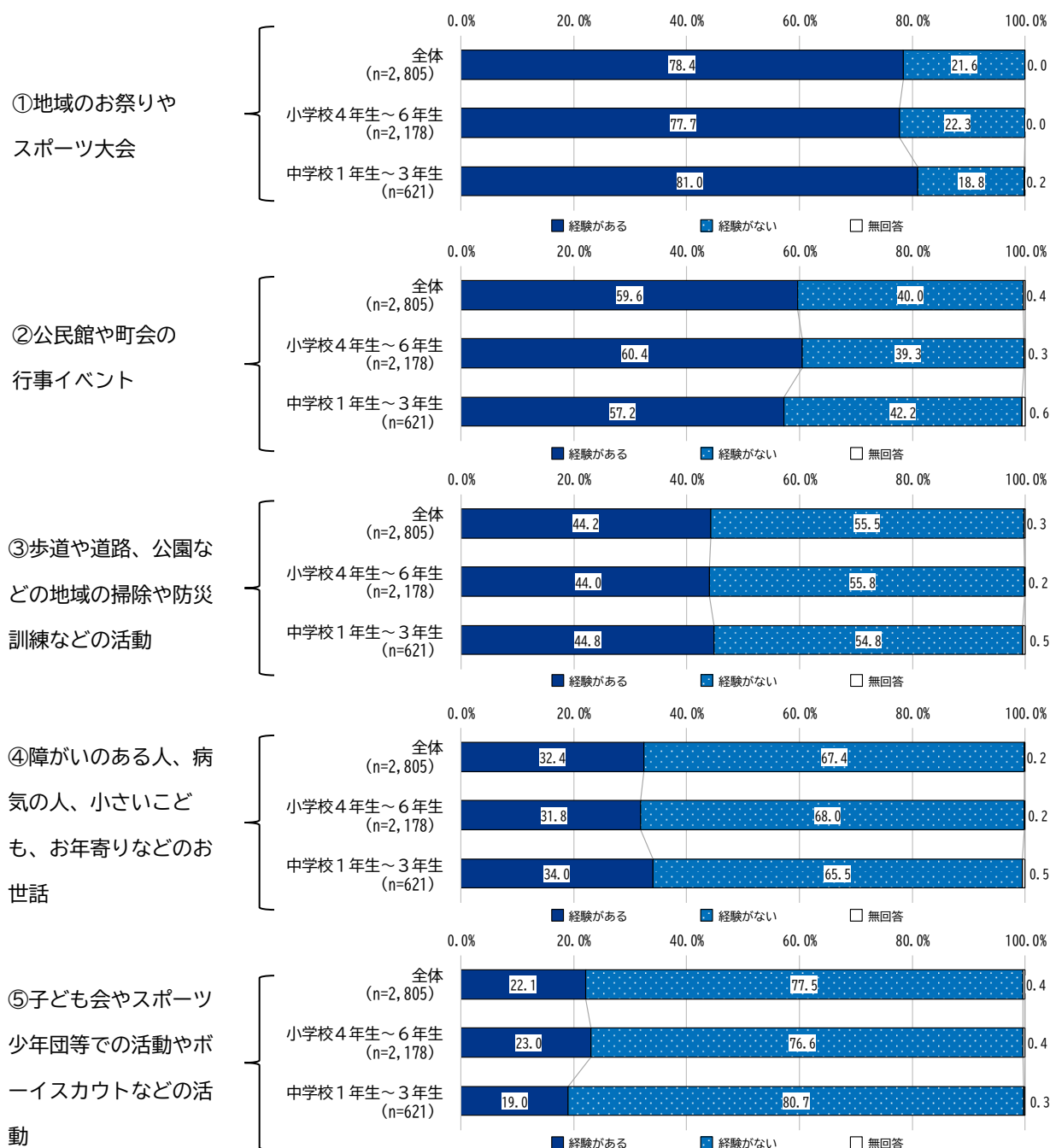


第2章 習志野市の現状

②地域活動への参加経験

地域活動への参加経験について、すべての学年で「経験がある」が最も多いのは『地域のお祭りやスポーツ大会』、次いで『公民館や町会の行事イベント』、『歩道や道路、公園などの地域の掃除や防災訓練などの活動』となっています。

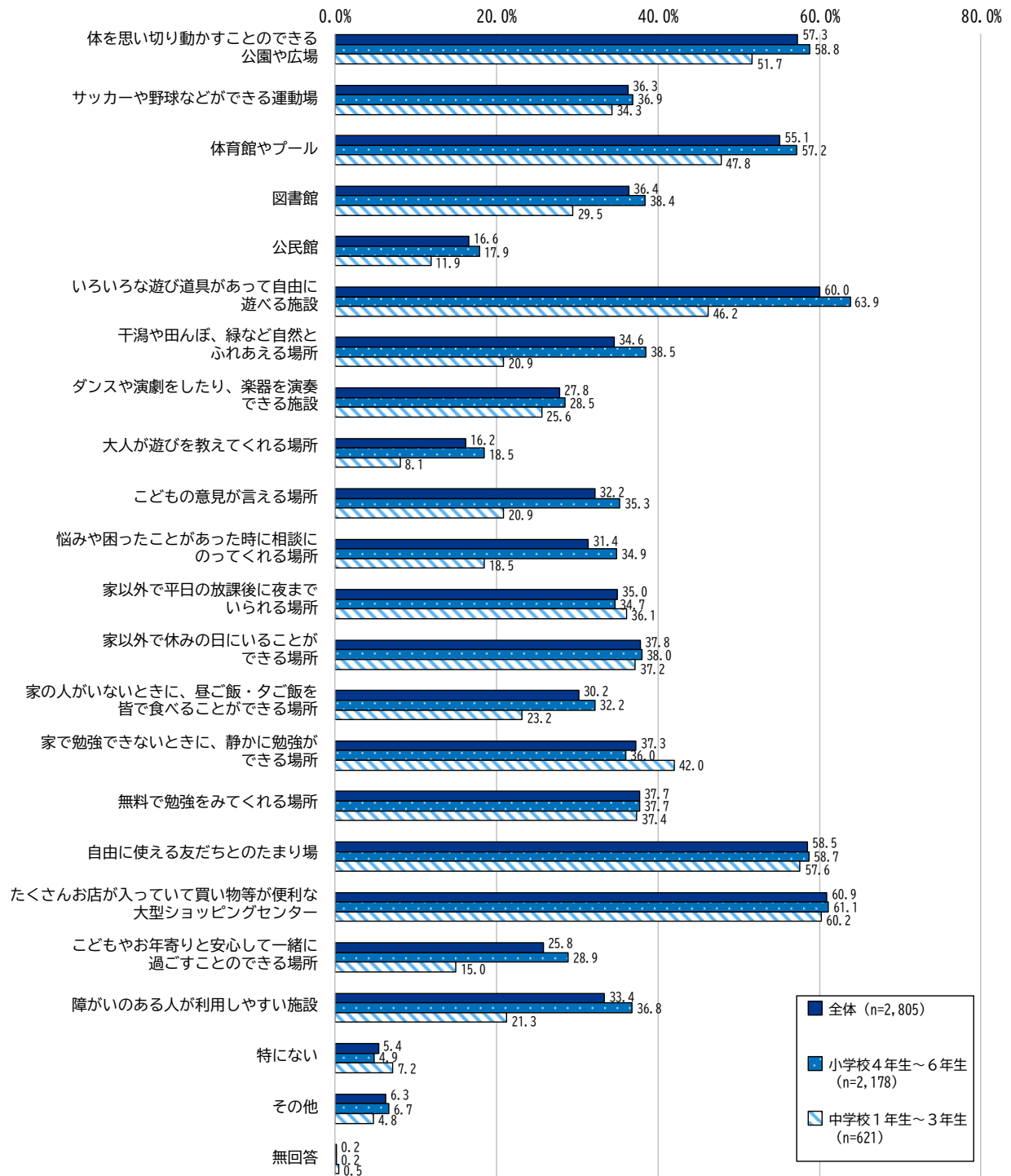
■ 図 55 地域活動への参加経験



③習志野市にあったらよいと思う場所や施設

習志野市にあったらよいと思う場所や施設は、全体では「たくさんお店が入っていて買い物等が便利な大型ショッピングセンター」が最も多く、次いで「いろいろな遊び道具があって自由に遊べる施設」、「自由に使える友だちとのたまり場」となっています。

■図 56 習志野市にあったらよいと思う場所や施設【複数回答】



第2章 習志野市の現状

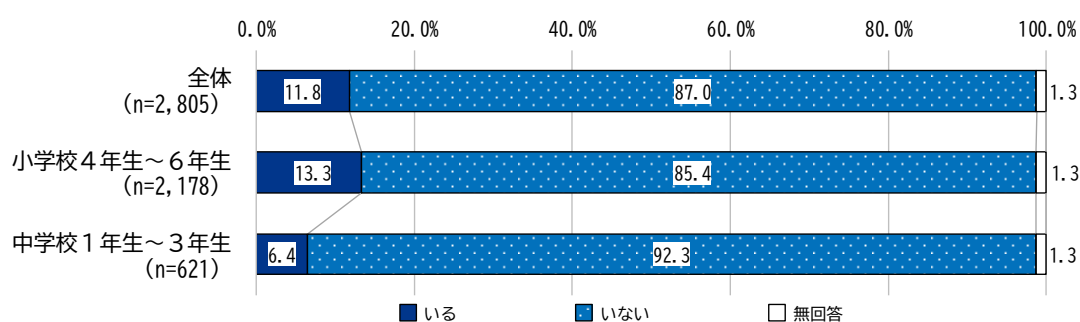
④家族の中にお世話している人はいるか/お世話していることで、できていないこと

家族の中にお世話している人がいるかについて、小学校4年生～6年生では13.3%、中学校1年生～3年生では6.4%が「いる」となっています。

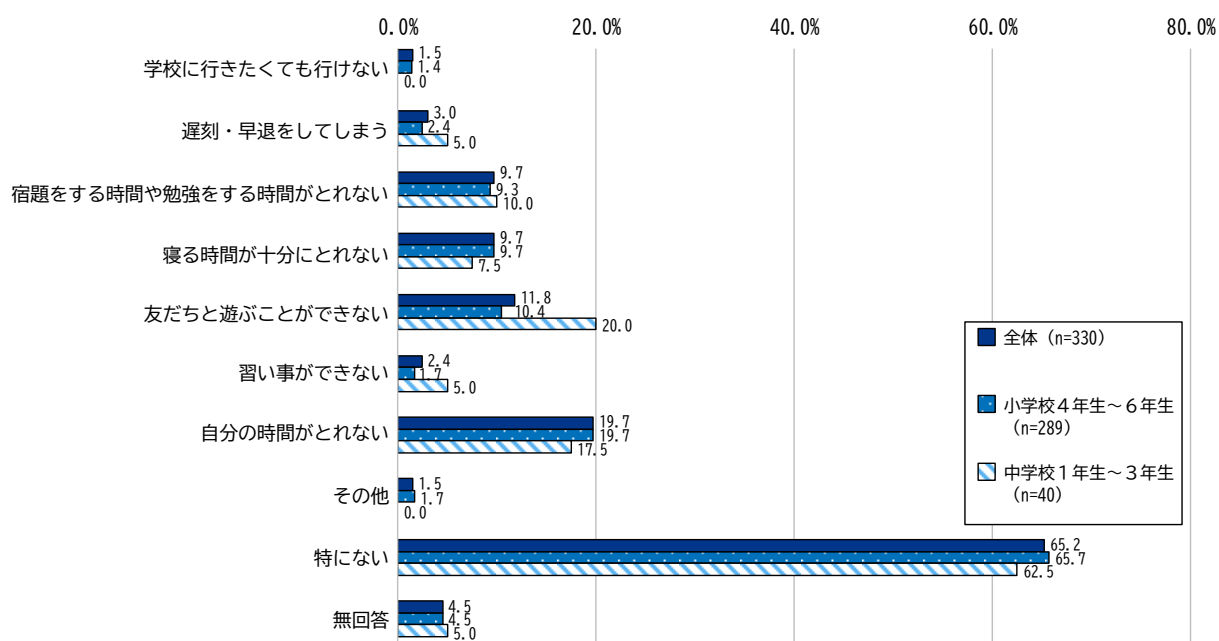
お世話していることで、できていないことは、すべての学年で「特にない」が最も多く、次いで小学校4年生～6年生では「自分の時間がとれない」、中学校1年生～3年生では「友だちと遊ぶことができない」となっています。

一方で、小学校4年生～6年生、中学校1年生～3年生ともに、すべての学年で「宿題をする時間や勉強をする時間がとれない」「寝る時間が十分にとれない」が約1割あり、家族のお世話をすることで日常生活や学業等に影響がでているとみられます。

■図 57 家族の中にお世話している人はいるか



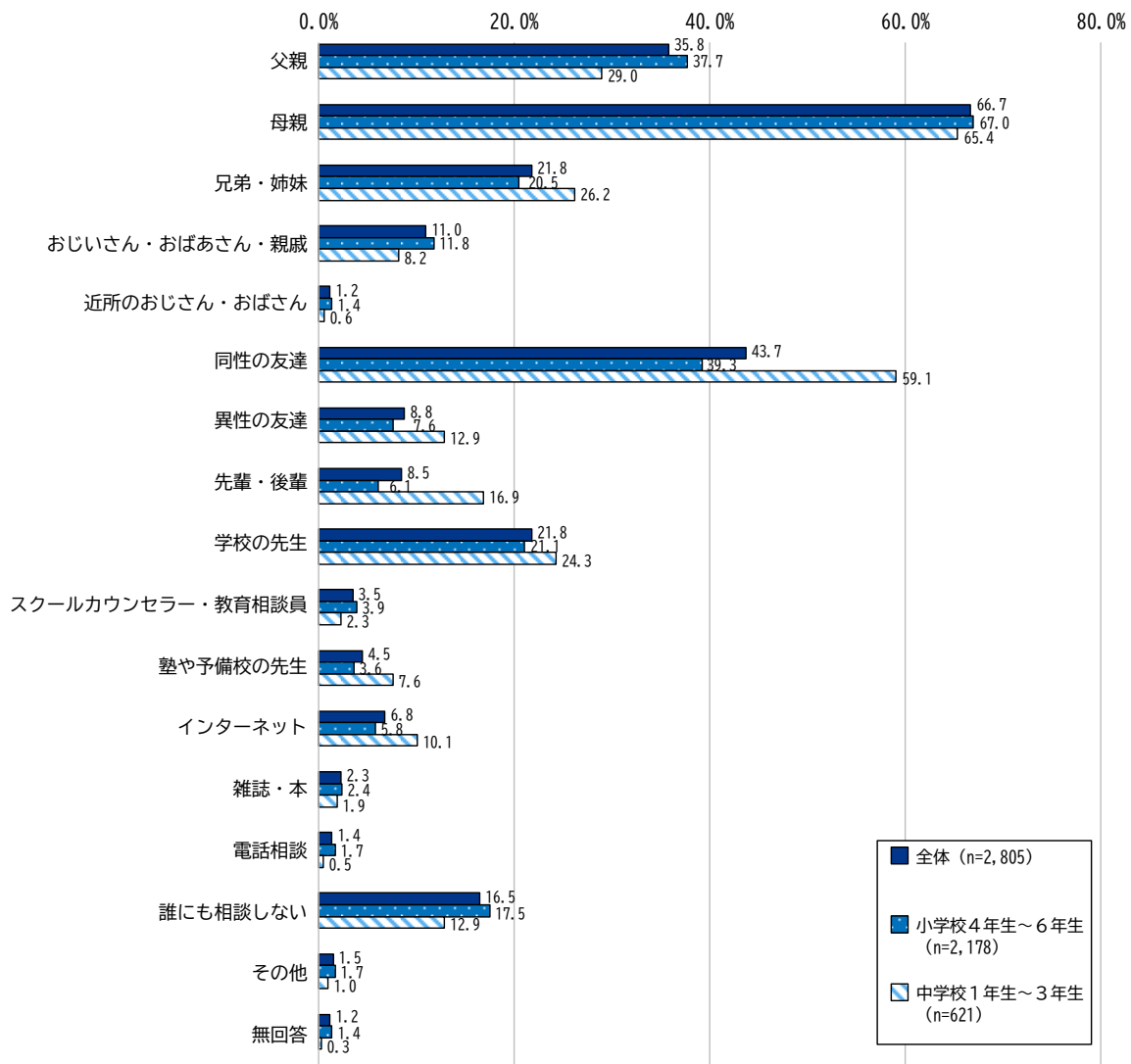
■図 58 お世話していることで、できていないこと【複数回答】



⑤心配ごとや悩みごとの相談相手

心配ごとや悩みごとの相談相手は、すべての学年で「母親」が最も多く、次いで「同性の友達」、「父親」となっています。

■図 59 困りごとや悩みごとの相談相手【複数回答】



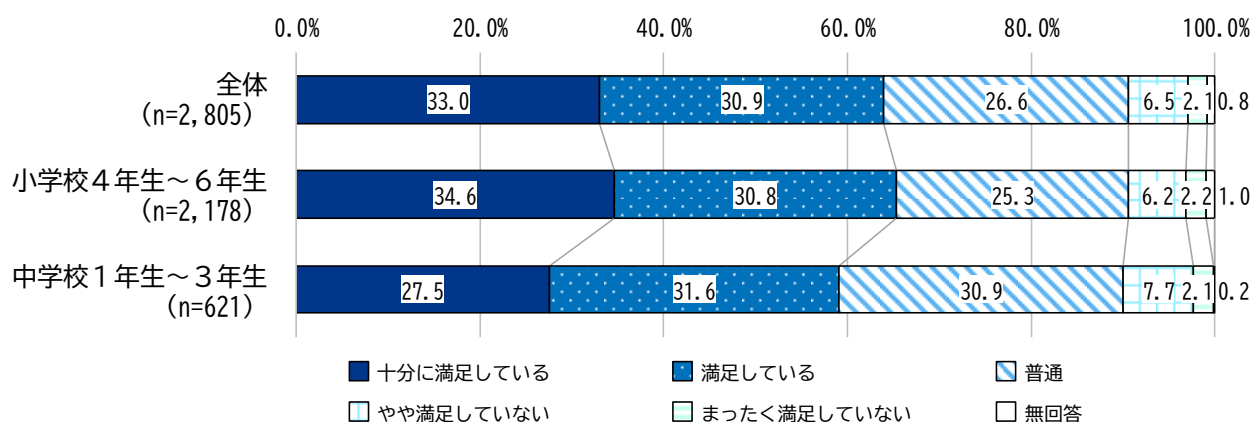
第2章 習志野市の現状

⑥生活の満足度

生活の満足度は、小学校4年生～6年生では「十分に満足している」が最も多く、次いで「満足している」となっています。

中学校1年生～3年生では「満足している」が最も多く、次いで「普通」となっています。

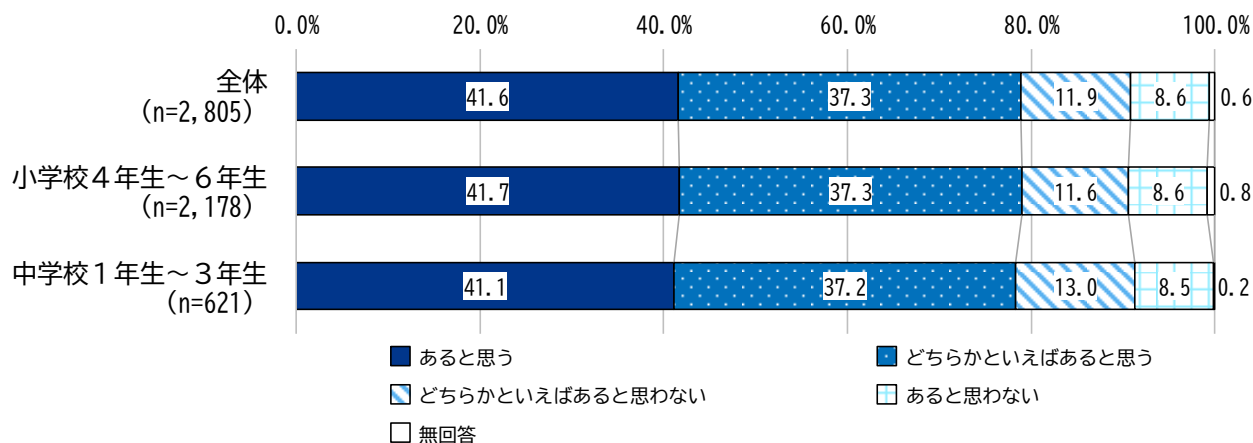
■図 60 生活の満足度



⑦自分にはよいところがあると思うか

自分にはよいところがあると思うかについて、すべての学年で「あると思う」が最も多く、『あると思う』（「あると思う」＋「どちらかといえばあると思う」）との回答は約8割であり、大多数となっています。

■図 61 自分にはよいところがあると思うか

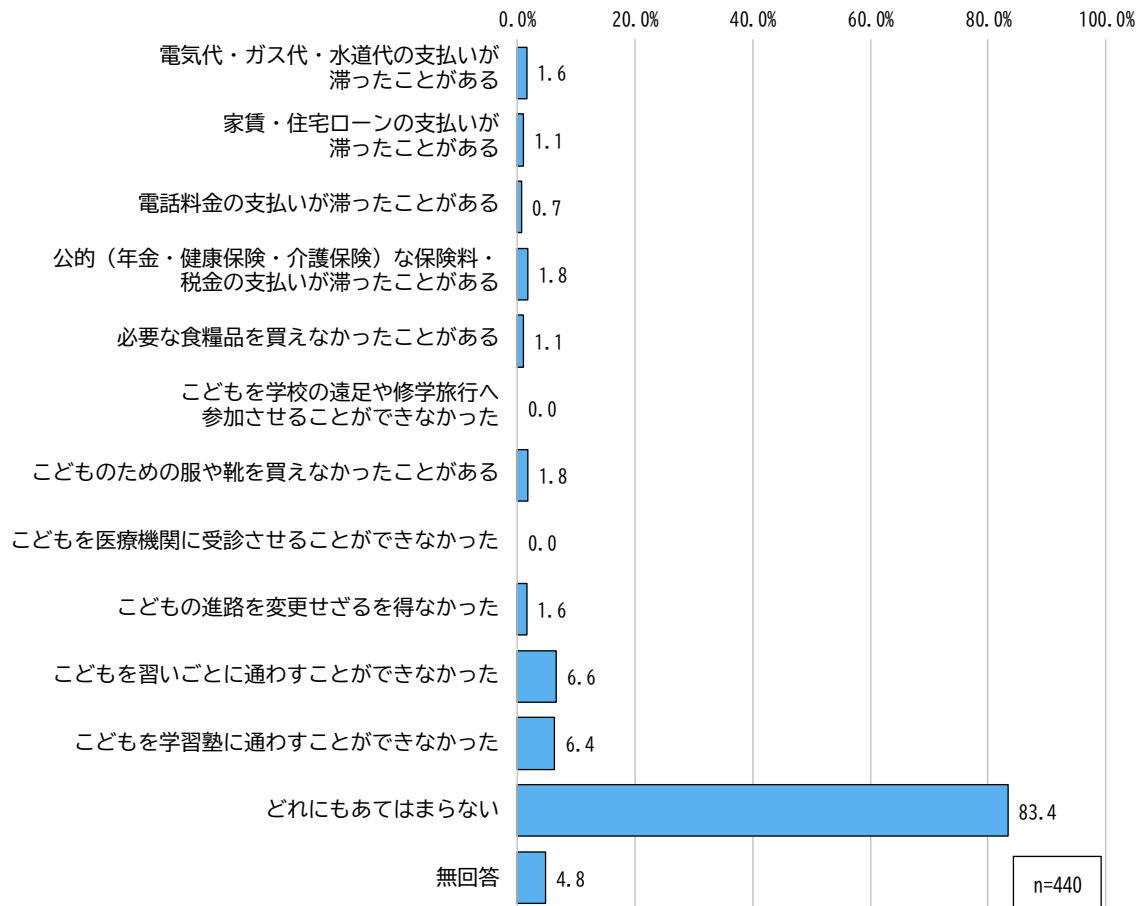


■小学校5年生・中学校2年生の保護者

①過去1年間に経済的な理由で経験したこと

過去1年間に経済的な理由で経験したことは、「どれにもあてはまらない」が最も多く、次いで「こどもを習いごとに通わすことができなかった」、「こどもを学習塾に通わすことができなかった」となっています。

■図 62 過去1年間に経済的な理由で経験したこと【複数回答】



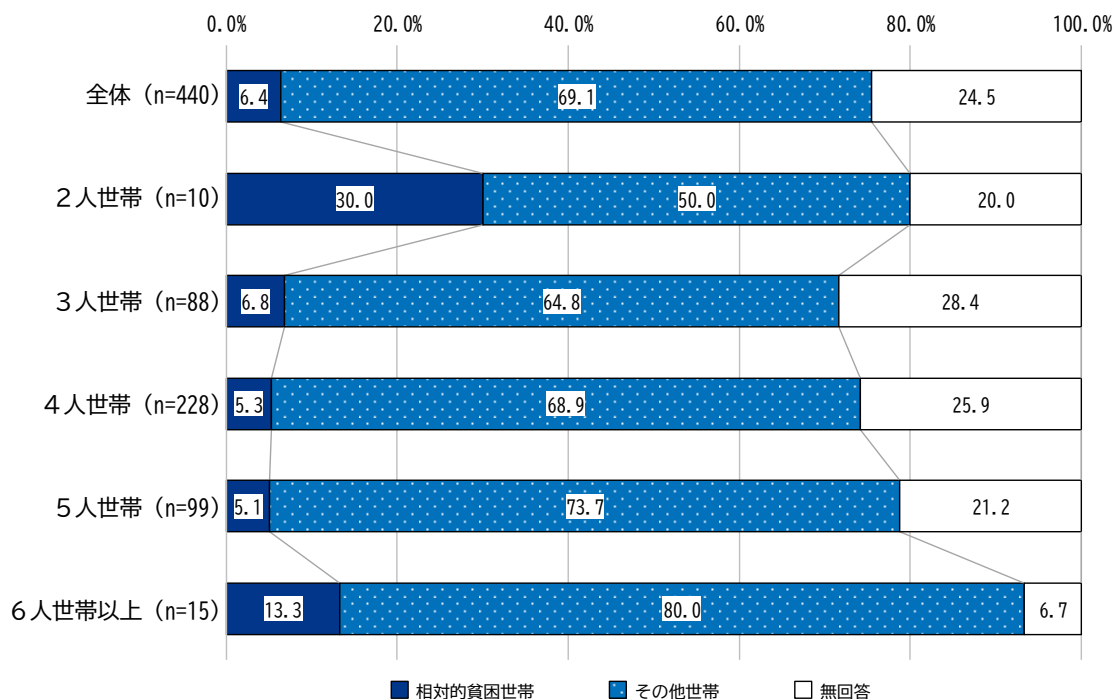
第2章 習志野市の現状

②可処分所得からみる相対的貧困世帯の割合

1世帯あたりの可処分所得から算出した相対的貧困世帯の割合をみると、「3人世帯」から「5人世帯」はいずれも10%未満となっています。

一方で、調査母数に差があるため単純比較はできないものの、「2人世帯」では30.0%、「6人以上世帯」では13.3%となっており、その他世帯と比較して高くなっています。

■図 63 昨年の可処分所得からみる相対的貧困世帯の割合

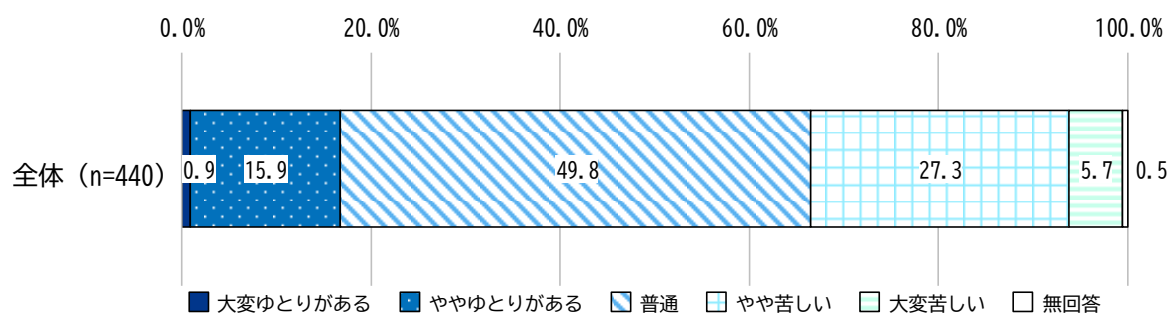


注 本計画における相対的貧困世帯は、国が算出した貧困線をやや上回っていても経済的困難を抱える家庭があることを勘案し、各世帯員数における相対的貧困線を1.5倍した可処分所得額未満の世帯とします。(貧困線：127万円 令和4年国民生活基礎調査)

③暮らしの状況

現在の暮らしの状況は、「普通」が最も多く、次いで「やや苦しい」、「ややゆとりがある」となっています。

■図 64 暮らしの状況

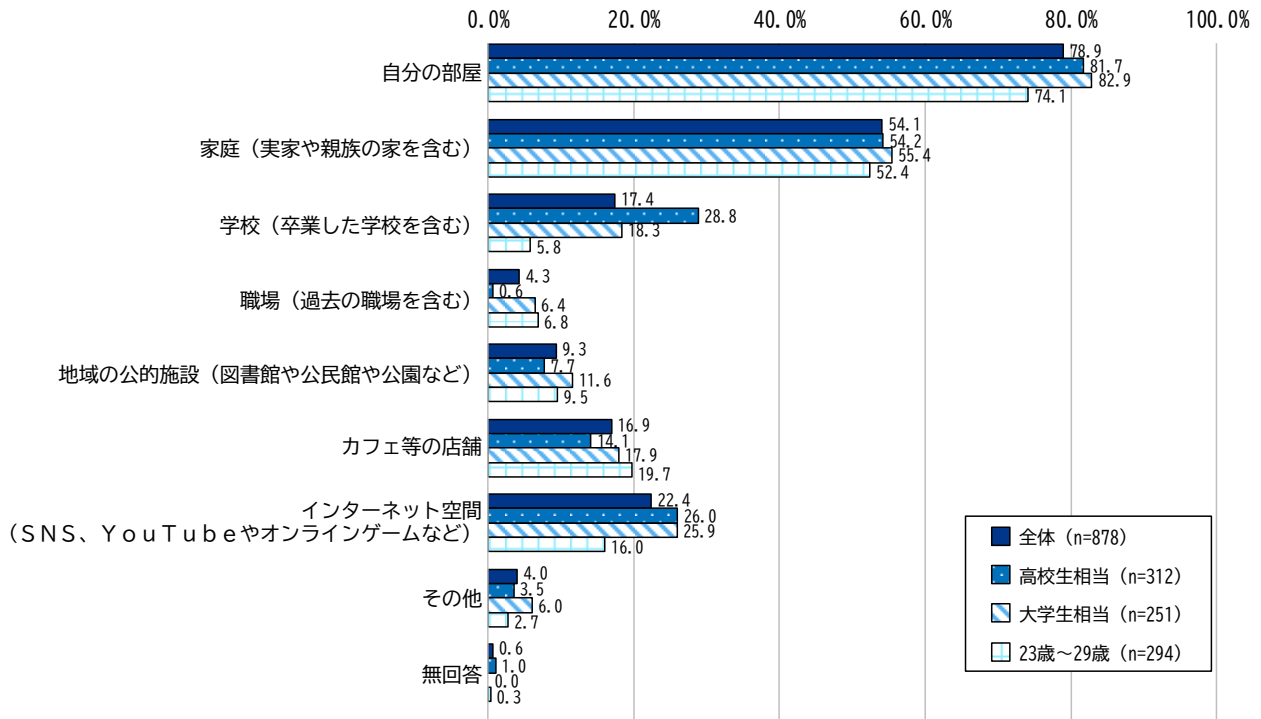


■高校生相当年齢～29歳

①居心地が良いと感じる場所

居心地が良いと感じる場所は、すべての年齢で「自分の部屋」が最も多く、次いで「家庭（実家や親族の家を含む）」となっています。

■図 65 居心地が良いと感じる場所【複数回答】

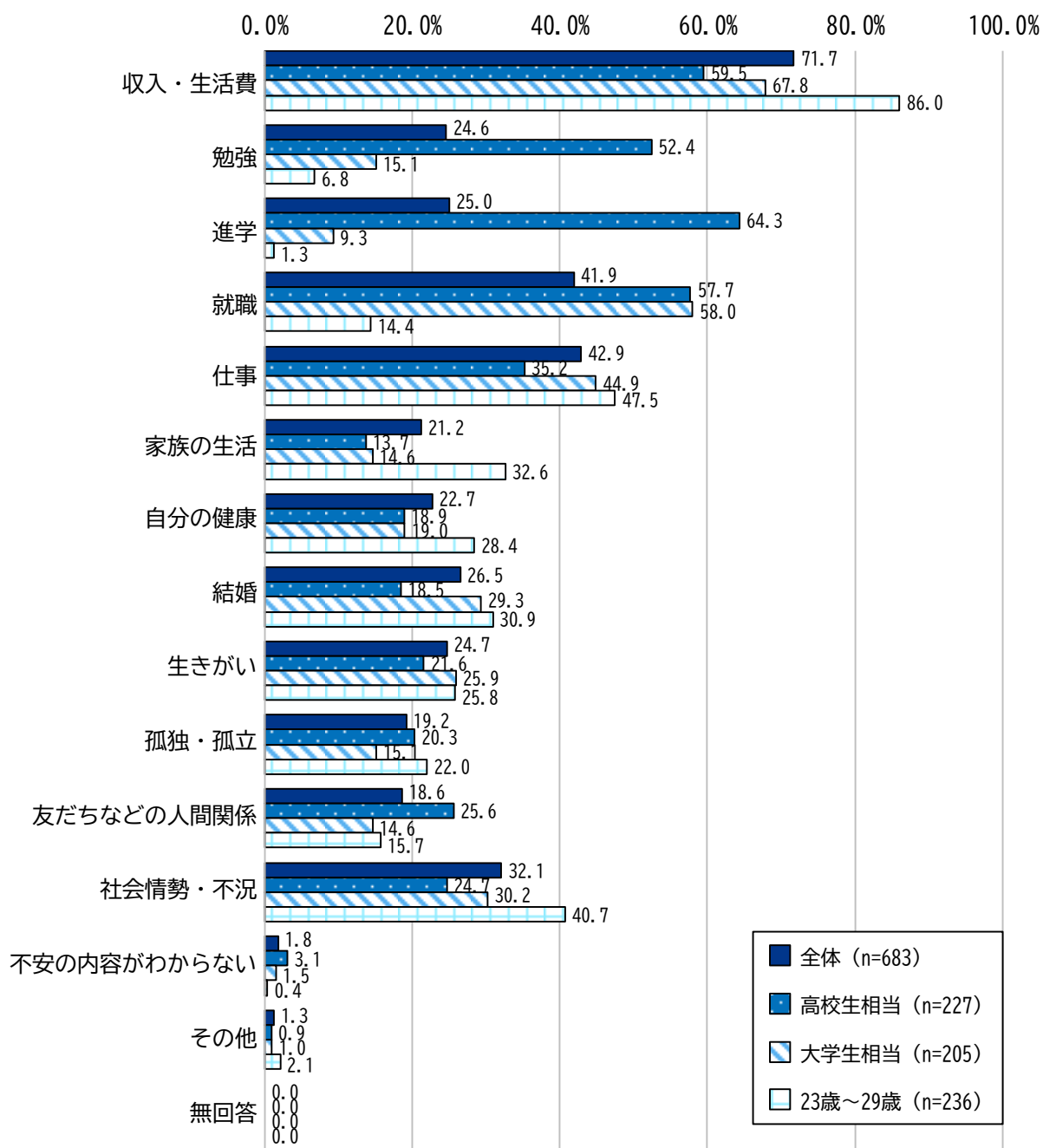


第2章 習志野市の現状

②将来への不安

若者が抱く将来への不安は、高校生相当では「進学」、大学生相当・23歳～29歳ではともに「収入・生活費」が最も多く、次いで高校生相当では「収入・生活費」、大学生相当では「就職」、23歳～29歳では「仕事」となっています。

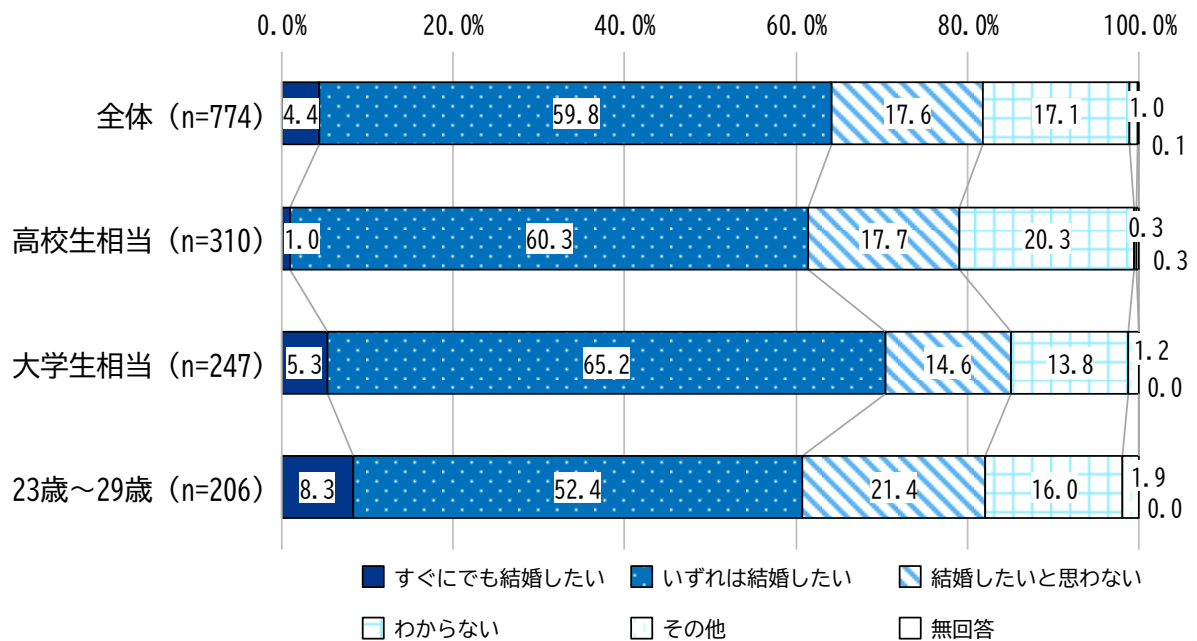
■図 66 将来への不安【複数回答】



③今後の結婚願望

今後の結婚願望は、すべての年齢で「いずれは結婚したい」が最も多く、次いで高校生相当では「わからない」、大学生相当・23歳～29歳ではともに「結婚したいと思わない」となっています。

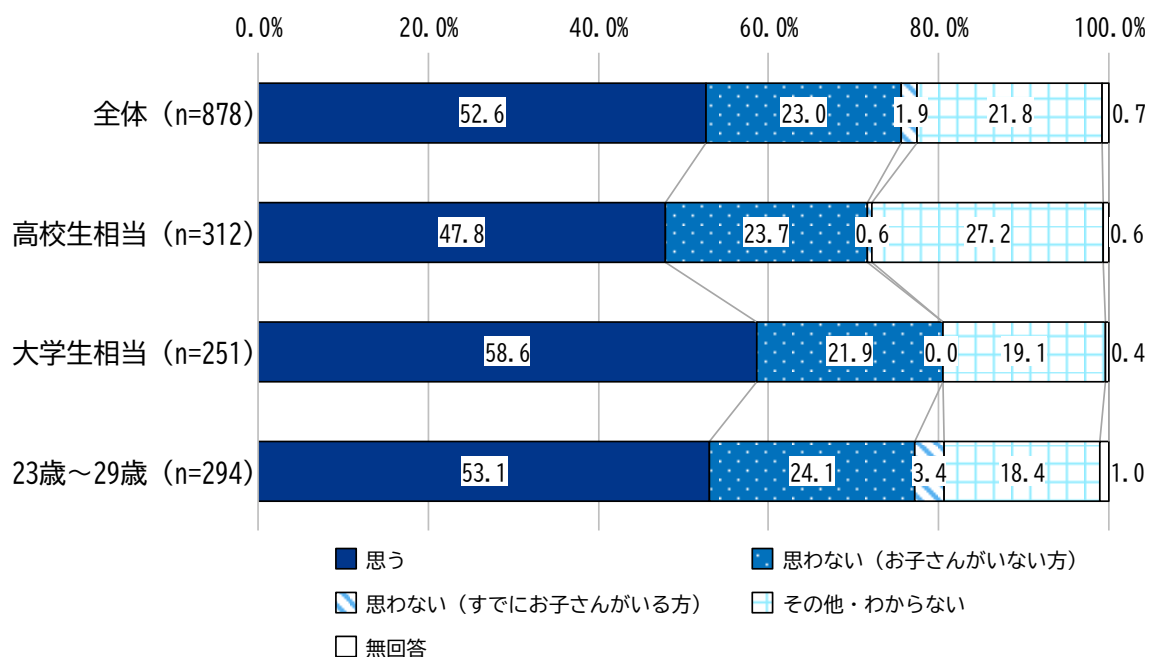
■図 67 今後の結婚願望



④今後子どもを持ちたいと思うか

今後子どもを持ちたいと思うかは、すべての年齢で「思う」が最も多く、次いで高校生相当では「その他・わからない」、大学生相当・23歳～29歳ではともに「思わない(お子さんがいない方)」となっています。

■図 68 今後子どもを持ちたいと思うか

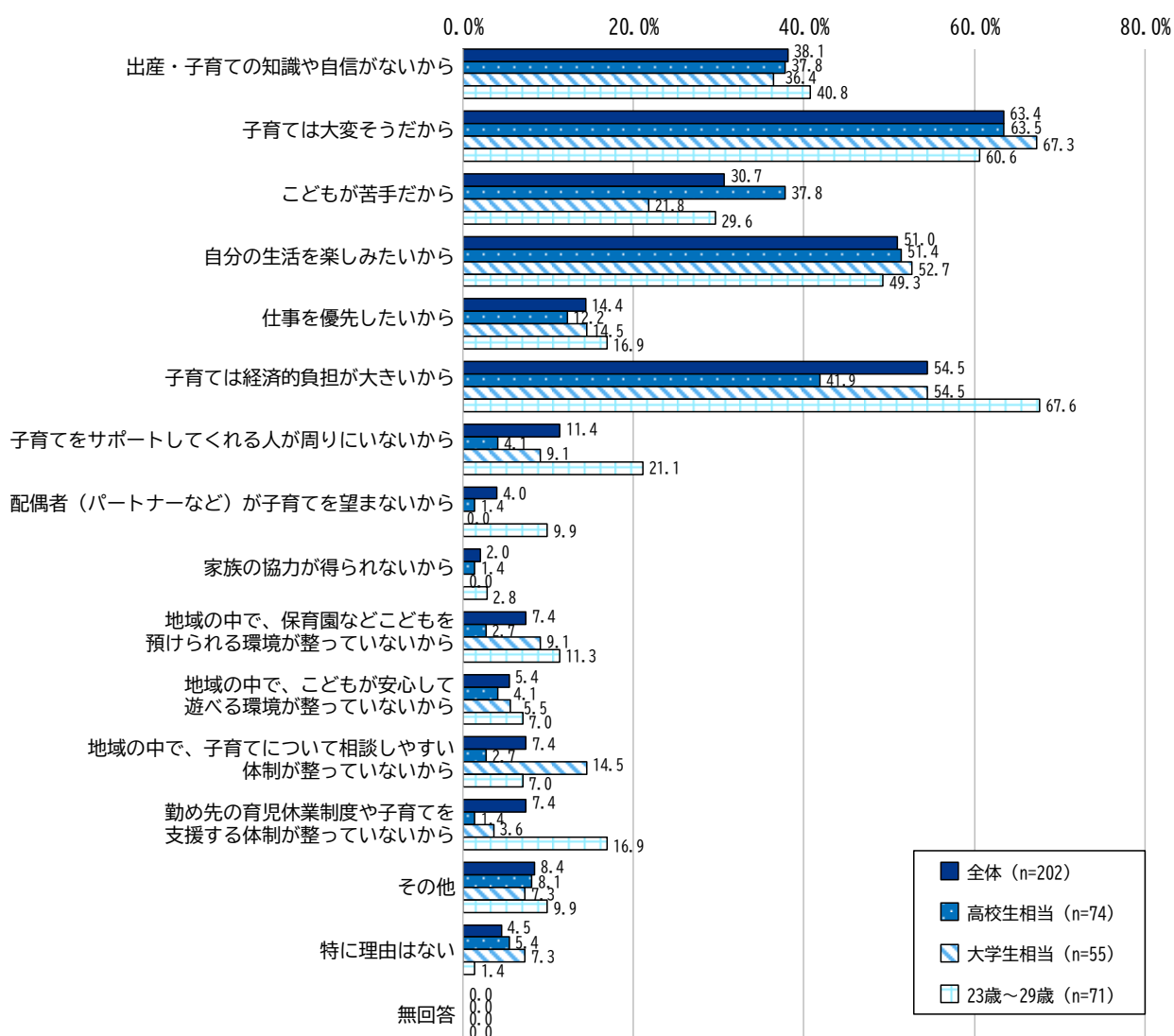


第2章 習志野市の現状

⑤ 今後子どもを持ちたいと思わない理由

今後子どもを持ちたいと思わない理由は、高校生相当・大学生相当ではともに「子育ては大変そうだから」、23歳～29歳では「子育ては経済的負担が大きいから」が最も多く、次いで高校生相当では「自分の生活を楽しみたいから」、大学生相当では「子育ては経済的負担が大きいから」、23歳～29歳では「子育ては大変そうだから」となっています。

■ 図 69 今後子どもを持ちたいと思わない理由

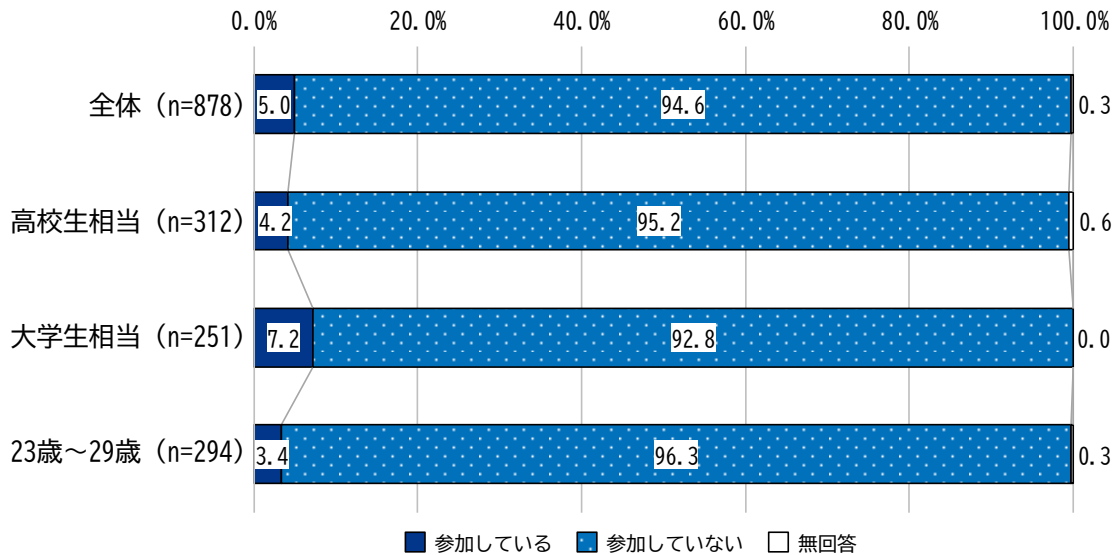


⑥地域活動への参加

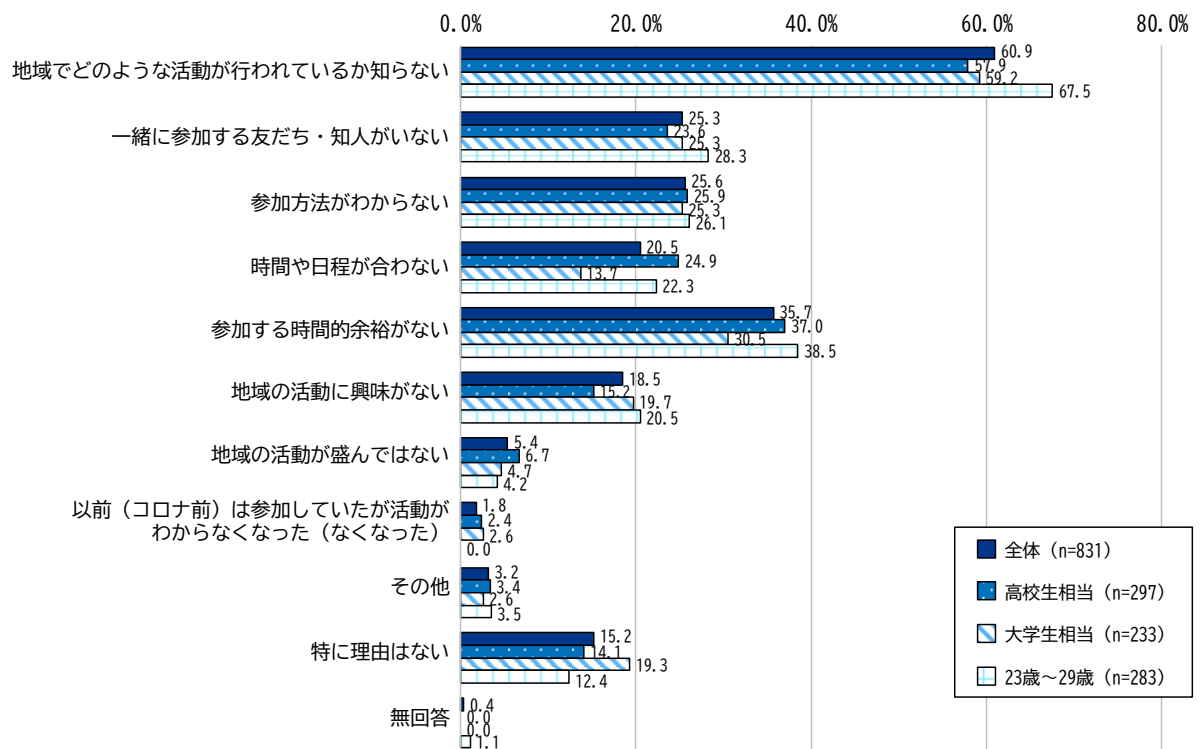
地域活動への参加は、すべての年齢で「参加していない」が最も多くなっています。一方で、大学生相当では、他の年齢と比較し、「参加している」が多くなっています。

地域活動に参加していない理由は、すべての年齢で「地域でどのような活動が行われているか知らない」が最も多く、次いで「参加する時間的余裕がない」となっています。

■図 70 地域活動への参加



■図 71 地域活動に参加していない理由【複数回答】



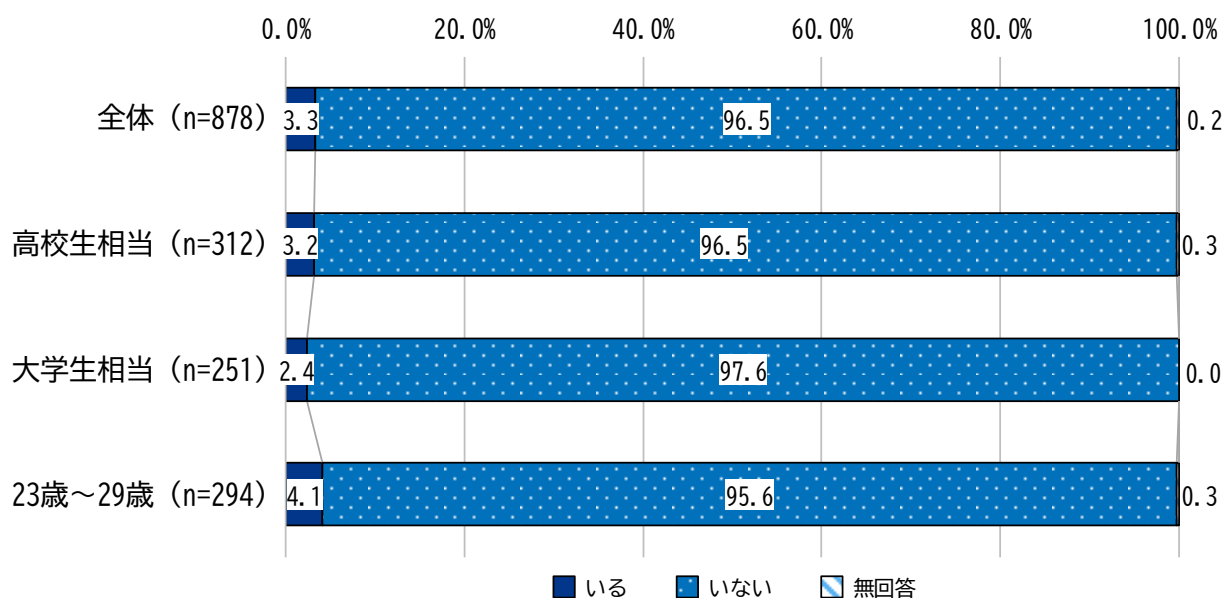
第2章 習志野市の現状

⑦家族の中にお世話している人はいるか/お世話していることで、できていないこと

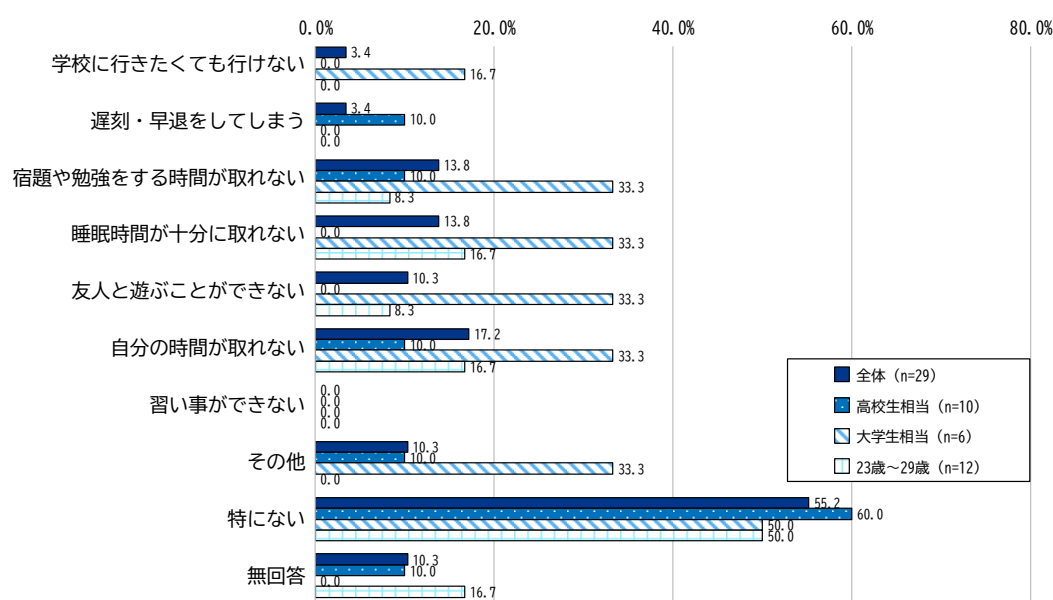
家族の中にお世話している人がいるかについて、高校生相当では3.2%、大学生相当では2.4%、23歳～29歳では4.1%が「いる」と回答しています。

お世話していることで、できていないことは、すべての年齢で「特にない」が最も多く、次に高校生相当では「遅刻・早退をしてしまう」「宿題や勉強をする時間が取れない」「自分の時間が取れない」、大学生相当では「宿題や勉強をする時間が取れない」「睡眠時間が十分に取れない」「友人と遊ぶことができない」「自分の時間が取れない」、23歳～29歳では「睡眠時間が十分に取れない」「自分の時間が取れない」となっています。

■図 72 家族の中にお世話している人はいるか



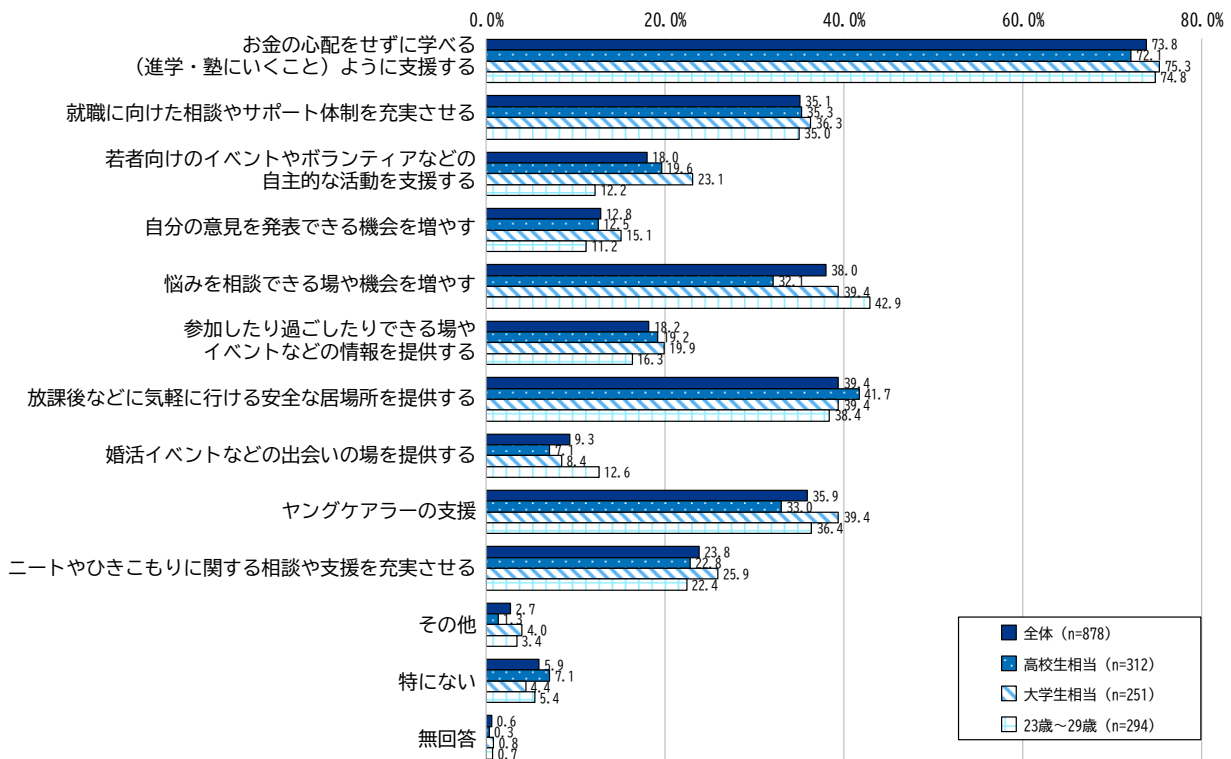
■図 73 お世話していることで、できていないこと【複数回答】



⑧習志野市の青少年や若者の施策に望むこと

習志野市の施策に望むことについて、すべての年齢で「お金の心配をせずに学べる（進学・塾にいくこと）ように支援する」が最も多く、次いで高校生相当では「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」、大学生相当では「悩みを相談できる場や機会を増やす」「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」「ヤングケアラーの支援」、23歳～29歳では「悩みを相談できる場や機会を増やす」となっています。

■図 74 習志野市の青少年や若者の施策に望むこと【複数回答】



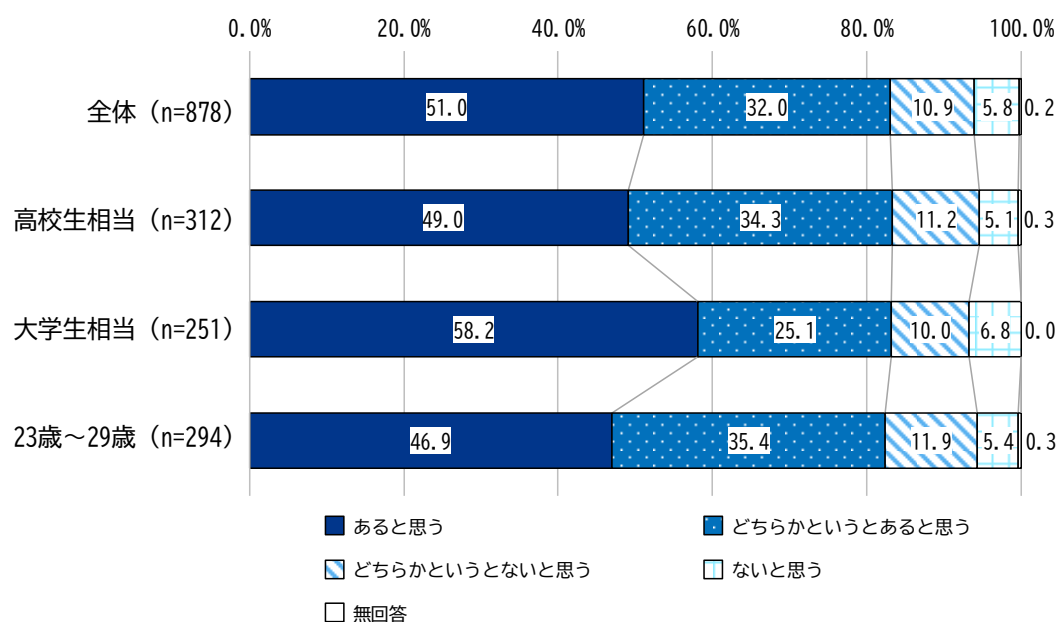
第2章 習志野市の現状

⑨自分にはよいところがあると思うか

自分にはよいところがあると思うかについて、すべての年齢で「あると思う」が最も多く、特に大学生相当では58.2%と他の年齢と比較し、高くなっています。

また、『あると思う』（「あると思う」+「どちらかといえばあると思う」）との回答は約8割であり、大多数となっています。

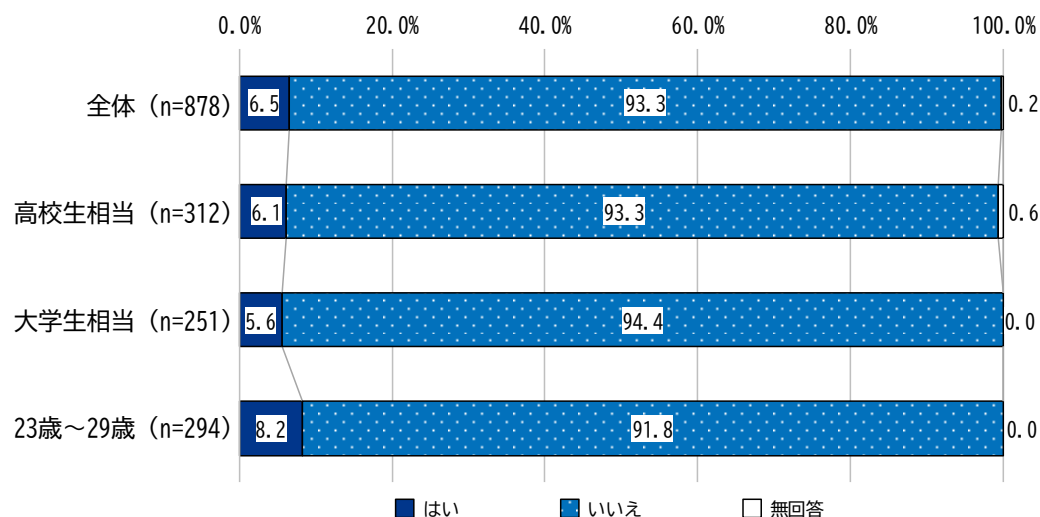
■図 75 自分にはよいところがあると思うか



⑩外出を控えているか

外出を控えているかについて、すべての年齢で「はい」との回答は10%未満となっており、特に23歳～29歳では8.2%と他の年齢と比較し、高くなっています。

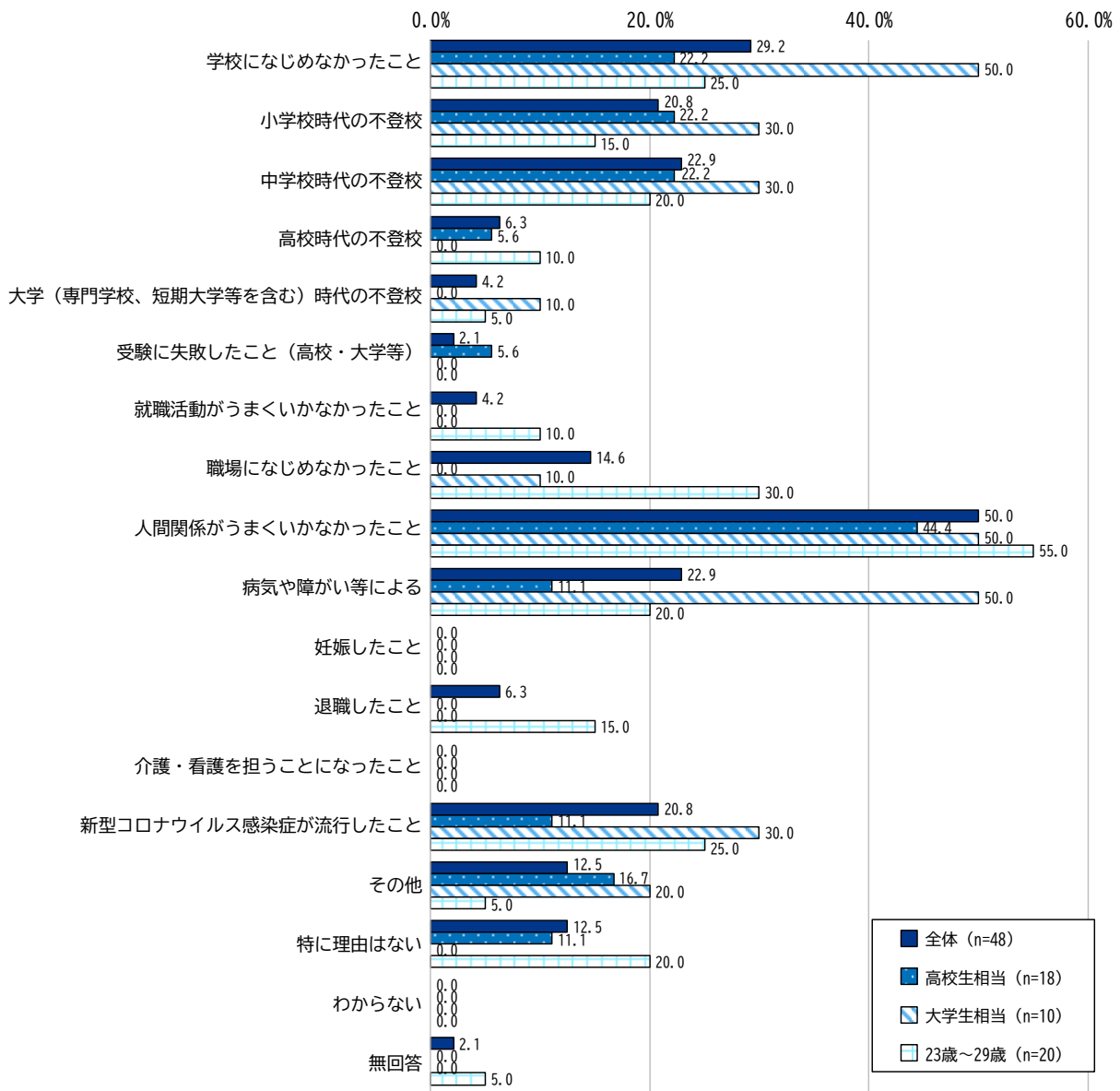
■図 76 外出を控えているか



⑪人と交わることに困難を感じて、外出を控えている主な理由

6か月以上外出を控えている状態となった主な理由について、全体でみると「人間関係がうまくいかなかったこと」が最も多く、次いで「学校になじめなかったこと」「中学校時代の不登校」「病気や障がい等による」となっています。特に「人間関係がうまくいかなかったこと」は、2人に1人が理由としてあげています。

■ 図 77 人と交わることに困難を感じて、外出を控えている主な理由

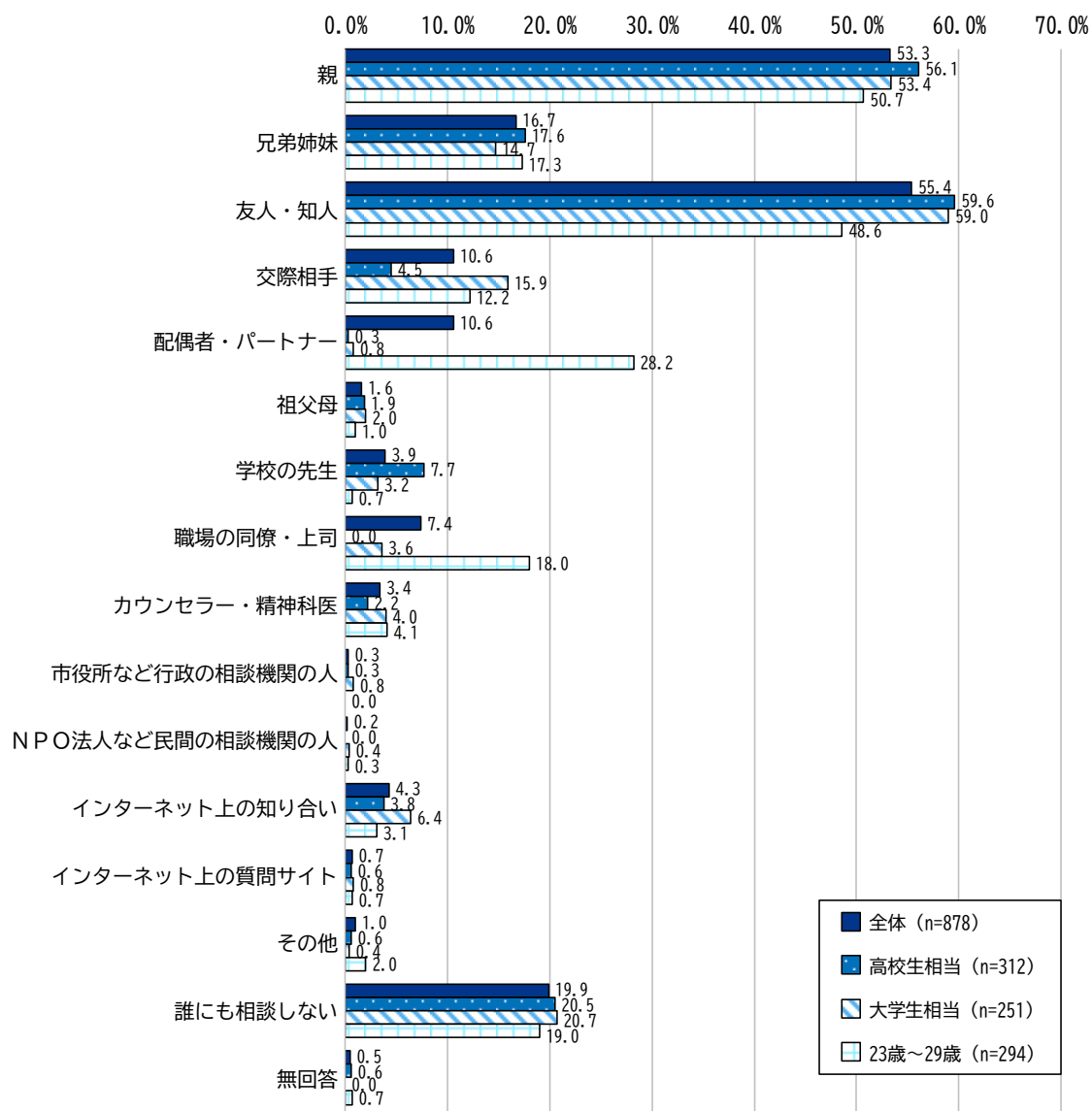


第2章 習志野市の現状

⑫悩み事の相談相手

悩み事の相談相手について、高校生相当・大学生相当では「友人・知人」、23歳～29歳では「親」が最も多く、次いで高校生相当・大学生相当では「親」、23歳～29歳では「友人・知人」となっています。

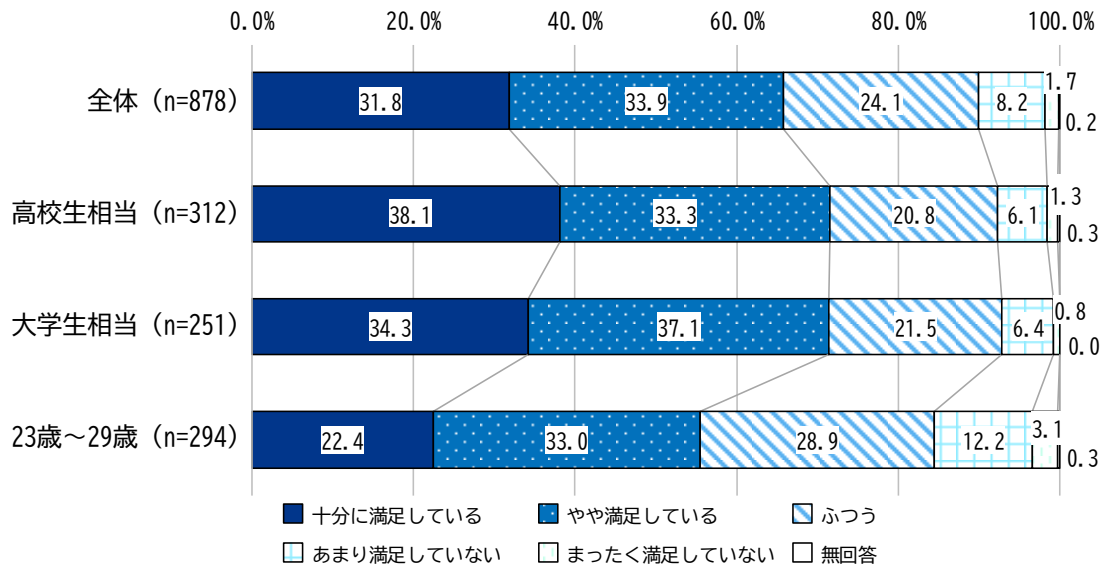
■図 78 悩み事の相談相手



⑬生活の満足度

生活の満足度について、高校生相当では「十分に満足している」、大学生相当・23歳～29歳ではともに「やや満足している」が最も多く、次いで高校生相当では「やや満足している」、大学生相当では「十分に満足している」、23歳～29歳では「ふつう」となっています。

■図 79 生活の満足度



6 こども・若者の意見聴取結果の概要

(1) WEB 調査

①調査概要

調査対象	市内在住または市外から通勤・通学している小学校1年生から29歳
調査方法	市ホームページ上にて、こども施策・若者支援策・少子化対策などに対する意見・要望を募集
調査期間	令和6年5月1日～令和6年5月31日

②意見の聴取結果

応募者区分	応募人数	応募意見数
小学生	18人	48件
中学生	5人	6件
高校生	6人	13件
大学生(専門学生)	31人	34件
その他	14人	43件
合計	74人	144件

③主な応募意見の内容

▷公共交通・道路について

- ・危険なので歩道を広くしてほしい
- ・一般道の自転車の走行スペースを改善してほしい
- ・道路の凸凹が危ないから、直してほしい。
- ・バスが少ないからたくさん走らせてほしい

▷居場所・遊び場について

- ・無料で使えるテニスコートやバスケット場がほしい
- ・こどもや若者が遊べる場所が少ないから、屋内の遊べる施設を増やしてほしい
- ・スケートボード・キャスターボードやボール遊びできる場所がほしい
- ・公園の看板に、どこでボール遊びや花火ができるかも書いてほしい
- ・今の公園の遊具は小さいため、大きな遊具(アスレチック等)がほしい
- ・公園の遊具が少なく、いつもぎゅうぎゅうになるから、もっと新しい遊具をおいてほしい
- ・児童館や放課後児童クラブを充実してほしい(レジャーや体験教室を増やしてほしい)

▷学校について

- ・小中学校の体育館にエアコンをつけてほしい。暑すぎて体調が悪くなる。災害時避難所として使用するのであれば早めの設置が必要だと思う

第2章 習志野市の現状

- ・プールが野外で汚くて、天候に左右されるため、民間スポーツジム等を借りて授業してほしい
- ・中学校のトイレがとても汚くて、和式が多く、臭くてとても辛かったのでリフォームしてほしい
- ・多くのサイトがアクセス不可となり授業での検索が難しいため、貸与タブレットによる検索範囲を増やしてほしい
- ・制服がダサくて校則が古いから、今の時代に合ったものにしてほしい

▷経済的支援について

- ・所得制限なく、保育園無償化、高校生まで授業料、給食費を無料
- ・中学、高校生での放課後学習、塾代の補助
- ・子どもの医療費は18歳まで無料にしてほしい
- ・子育て世帯向け住宅の購入に補助があると、若者も購入しやすいと思う
- ・上の子が就学しても、第2子以降の保育料を減額してほしい
- ・遊び場は親子ともに入場料無料

▷地域経済について

- ・もっと商業施設（大型ショッピングモールを含む）を増やしてほしい
- ・ネットショッピングじゃなくてお店に行って買いたいので、スーパーや商業施設を無くしてマンションばかり建てるのをやめてほしい

▷図書館・自習スペースについて

- ・図書館や自習室が老朽化して、雰囲気が怖いので、建て替えてほしい
- ・早朝から夜中まで、土日でも勉強できる図書館の勉強スペース（無料）がほしい

▷その他

- ・一時保育の私的利用を、せめて週1回は利用できる月4回にしてほしい
- ・全てのごみ収集エリアにゴミステーションを設置してほしい
- ・夜歩くのが怖いので、街灯を増やしたり防犯活動をたくさんしてほしい
- ・もっと地域の人と多くかかわりたいので、地域で参加できるイベントを増やしてほしい
- ・袖ヶ浦体育館等を無料開放してほしい

第2章 習志野市の現状

(2) 子ども議会

①実施概要

参加者	市立中学校の生徒14名(各校2名)
実施方法	日頃、疑問に感じていることなど、市議会と同様に市長に質問するとともに、「将来にどんな市であってほしいか」または「こどもに向けて取り組んでほしいこと」を発表
実施日	令和6年7月23日

②市政への質問

1	質問事項	横断歩道への信号機の設置
	内容	信号機がない横断歩道は、きちんと確認していても死角から急に車が飛び出してくることがあり、とても危険です。信号機をつけるなどの対策はできませんか。
2	質問事項	放課後の教室利用
	内容	現状、放課後に集まって勉強を教え合いづらいです。図書館は声を出せず、共に勉強する場所として不向きです。テスト期間中だけでも放課後の教室を開放していただければ、友達と楽しくテスト勉強にはげめると思います。
3	質問事項	小児科の予約
	内容	具合が悪くなったとき、小児科の予約がなかなか取れず、自宅待機するしかない状況を何度も経験しました。体調が悪化する危険性があるので病院を増やすなど、いつでも受診できるような環境をつくっていただきたいです。
4	質問事項	自転車が通る道の整備
	内容	近隣市では、自転車が通りやすいように、青色の専用レーンや矢印が書かれている場所があり、自転車が車道を安全に走ることができるように工夫されています。そのような自転車が通る道を整備することは可能ですか。
5	質問事項	カラスの対策
	内容	集積所の生ごみにカラスが群がり、道路にごみが散乱していることもあります。また、登下校中にカラスに襲われる生徒もいて、みんな恐怖を感じています。安心して過ごせるように、カラス対策をしてほしいと思います。
6	質問事項	学校の体育館へのエアコンの設置
	内容	体育館にエアコンがついておらず、暑さ指数(WBGT)が「運動は原則中止」となる「危険」域に達し、部活動や授業ができない日があります。特に、6月から7月にかけて総合体育大会に向けた練習ができないのはとても悲しいです。後輩たちのためにもできるだけ早くエアコンの設置をしていただきたいと思っています。

第2章 習志野市の現状

7	質問事項	中学校の部活動の選択肢
	内容	私の中学校には入りたい部活がなく、仕方なく他の部活に入っている人がいます。隣接校の部活を選べるなど、選択肢がより多くなるようになってほしいと思います。
8	質問事項	習志野市の人口増加に対する政策
	内容	習志野市の人口は年々増加傾向にあります。これに対して習志野市では、具体的にどのような政策を掲げているのでしょうか。
9	質問事項	ボール遊び等ができる場所の確保
	内容	ボール遊びができる場所が本当に少ないと感じています。実はたくさんあるのかもしれませんが、小中学生では行動範囲や移動時間から結局一か所に集中して取り合いになっています。ボール遊びができる場所のマップを作ったり、遊び場所を増やしたりできないでしょうか。 また、誰もがボール遊び可能な場所だとわかる表示・看板などを設置していただけないでしょうか。
10	質問事項	夜道の安全対策
	内容	街灯が少なく、塾や習い事に行く時間帯では既に真っ暗です。徒歩では不審者の危険性、自転車では事故の危険性が高くなり、怖い思いをしています。習志野市では一戸一灯運動を呼びかけていますが、ほぼ浸透してなく、その電気代は各家庭が負担することも違和感があります。何か対策をしていただけないでしょうか。
11	質問事項	縁石やガードレールへの蛍光板の設置
	内容	夜間、自転車に乗っているとき、狭い道や暗い場所で曲がり角など見えづらい所があるので、縁石やガードレール等に蛍光板をつけていただけないでしょうか。
12	質問事項	公園のゴミ箱と時計の設置
	内容	コロナ禍以降、市内公園にごみ箱が設置されなくなり、ポイ捨てが増えているため、ごみ箱を設置してもらえませんか。 また、時計が設置されていない公園があり、時間を確認することができず不便なため、時計を設置してもらえませんか。
13	質問事項	通学路の保全管理
	内容	通学路の道路のごみが散乱している状態があります。 また、通学路の道路が凸凹で、自転車通学の際に、荷物が飛び出してしまう危険なことがあります。対策をしてもらえないでしょうか。
14	質問事項	川の水の臭い対策
	内容	通学路である京葉道路の隣にある川沿いの道路を通る時、その川の水の臭いがひどいです。特に6月から9月にかけて臭いが強くなり、マスクをしていても臭います。その川は何のためにあり、臭いを改善することはできますか。

第2章 習志野市の現状

③市政への意見・要望

▷将来にどんな市であってほしいか

- ・大人も子どもも事件や事故に巻き込まれる心配をしなくてもよい、安心・安全な市になってほしい
- ・色々な世代の人にとって居心地がよく、愛される居場所となってほしい
- ・スポーツが活発な市になってほしい
- ・子どもが思い切り遊べる場所、地域イベント、学びの環境を充実させ、ひとを呼び込める魅力的なまちになってほしい
- ・大型複合商業施設や観光スポットなどづくり、大勢の人が集まる市になってほしい
- ・子育て世帯への経済的支援を行い、安心して子育てできる市になってほしい
- ・交通環境が整っている、誰もが安心して暮らせる市になってほしい
- ・各ごみ集積場にはネットではなく、ゴミステーションを設置してほしい
- ・親の介護がしやすいまちになってほしい

▷こどもに向けて取り組んでほしいこと

- ・体育館にエアコンを設置してほしい
- ・修学旅行の行き先は、生徒が決めるようにしてほしい
- ・市役所で勉強会を開催してほしい
- ・暗い道をなくすため、街灯を増設してほしい
- ・市の問題にもっと関心が持てるよう、毎年子ども議会を開催してほしい
- ・通学路の安全対策や暗い道への街灯増設に力を入れて取り組んでほしい
- ・地域の方と触れ合う機会や地域のイベント等で活躍できる機会を増やしてほしい
- ・タブレット端末をより活用できるよう、学校のWi-Fi環境を改善してほしい
- ・安全で快適に学習できるよう、学校の学習環境の改善に取り組んでほしい
- ・通学路の環境整備を強化してほしい
- ・学校のトイレ設備の改善は、学校や地域で差が出ないように実施してほしい
- ・挑戦したいことに自由に挑戦できる環境や自立できる機会を提供できる市になってほしい

(3) 子ども食堂（ならしの袖っ子テーブル【習志野子ども食堂ネットワーク】）

①実施概要

参加者	①子ども食堂スタッフ15人 ②子ども食堂に訪れたこども13人、保護者10人
実施方法	対面による意見聴取
実施日	令和6年7月11日

②主な意見

▷居場所について

- ・学校、家以外で友達と集まってゲームができる場所がほしい
- ・中高生が放課後に集まれる場所がほしい（先生や親以外の大人と話せるような場所）
- ・市民農園のような場所が少ないので、もっとこどもと一緒に自然と触れ合える場所を増やしてほしい
- ・ボール遊びができる場所がほしい
- ・子ども食堂が多世代・多人種で利用できる場所になってほしい
- ・こどもの居場所を作るにあたっての補助をしてほしい

▷教育について

- ・こどもの頃から様々な個性に対する理解を深める目的で、学校で情緒教育を実施してほしい



第2章 習志野市の現状

(4) キラット・ジュニア防犯隊

①実施概要

参加者	キラット・ジュニア防犯隊 防犯マップ作成に参加した隊員60人 (小学5年生～中学2年生)
実施方法	グループワーク(意見交換会)
実施日	令和6年7月21日

②主な意見

▷みんなが快適で楽しく暮らせるまち

- ・高学年も楽しめるイベント。イベントやライブが楽しめる場所
- ・若年層の人たちが楽しめるようなショッピングモールなどの誘致
- ・こどもからお年寄りまで、みんなが気楽に何でも話せる場所
- ・公園をもう少し増やしてほしい。きれいなトイレのある公園
- ・ボール遊びや花火ができる公園をつくってほしい

▷みんなが安心・安全に暮らせるまち

- ・学校のみんなに不安全な所を紹介してほしい
- ・道路の凸凹をなくす。安全・安心に利用できる道路。横断歩道に信号を付ける
- ・防犯カメラを配置して安全を守る

▷こどもたちにやさしいまち

- ・学校の教室だけではなく、体育館や家庭科室、理科室、木工室など、活動する場所にエアコンを設置してほしい
- ・大きいこどもを入れる室内遊び場がほしい
- ・音楽のまち習志野なので、小中学校に新しい楽器がもっとあると良い
- ・小さいこどもも気兼ねなく利用できる図書館
- ・夜間でも小児の診療・治療ができる医療施設

▷その他

- ・地域の人たちも参加できるイベントを増やす

(5) NPO 法人ならしの子ども劇場

①実施概要

参加者	ならしの子ども劇場の企画会議に参加したこども・若者15人 (小学生～大学生)
実施方法	グループワーク(意見交換会)
実施日	令和6年7月28日

②主な意見

▷家や学校以外にあったらいいなと思う場所

- ・一緒にゲームできる場所
- ・室内で運動できる場所
- ・親の目が届かない場所
- ・誰でも利用できる学習スペース
- ・こどもだけで利用できる公民館
- ・子ども夢パーク(川崎市)や遊園地のような施設

▷こどもに対する取り組みで市にやってほしいこと

- ・早急に体育館にエアコンを設置してほしい
- ・学校のタブレットは iPad がいい
- ・学校における Wi-Fi 環境の改善
- ・電子黒板にしてほしい
- ・音楽系部活動の活動機会を増やしてほしい
- ・学費等の無償
- ・物価上昇への対策(値下げなど)
- ・自然と触れ合える場所の整備
- ・花火ができる場所の整備
- ・公園の遊具を増やしてほしい

第2章 習志野市の現状

(6) 令和7年「二十歳を祝う集い」実行委員会

①実施概要

参加者	令和7年「二十歳を祝う集い」実行委員会委員13人 (19歳～20歳)
実施方法	グループワーク(意見交換会)
実施日	令和6年8月1日

②主な意見

▷自分の将来のことで感じている希望や不安

- ・市に貢献・恩返しできるようになりたい
- ・地元のつながりがほしい
- ・幸せな家庭を築きたい
- ・希望している職種につけるか、就職しているイメージができない
- ・就職先でキャリアアップできるかどうか
- ・将来何をしたいかがまだわからない
- ・結婚について

▷市に取り組んでほしいこと

- ・ボールを蹴れる公園がほしい
- ・市内に陸上競技場がほしい
- ・大きな祭りを開催してほしい
- ・市の公式ラインをもっとPRし、さらに活用してほしい

(7) リーダースクラブ

①実施概要

参加者	リーダースクラブ10人(15歳~22歳)
実施方法	LINE を活用した意見聴取
実施日	令和6年9月2日~令和6年9月6日

②主な意見

▷自分の将来のことで感じている希望や不安

- ・将来、専門的なスキルを身につけて、自分のやりたい仕事に就くことです
- ・急速に変化する技術や経済状況に対応できず、希望する職に就けないこと、仕事とプライベートのバランスが取れず、ストレスや健康問題に悩まされることを心配しています
- ・子育てにお金がかかる
- ・年金を払わなければならないことや、物価高が続いていて経済的な面での不安

▷あったらいいと思うサポート

- ・将来のキャリアについて具体的なアドバイスをもらえるカウンセリングセッションがもっとあれば、スキルアップや不安の解消に大きく役立つと感じます。
また、仕事とプライベートのバランスを保つためのストレス管理や健康維持のサポートプログラムがあると安心です。
- ・キャリア形成のサポートとして、国際的な仕事の探し方や面接のための準備を教えてくれるワークショップやセミナー（特に海外での職務経験が豊富な専門家によるアドバイス）
- ・18歳までの医療費無償化、給付型奨学金の充実
- ・災害時の対策について。危機管理マニュアル、ハザードマップなどのさらなる周知
- ・お金について勉強が出来る機会（若者向け勉強会）がほしい

▷市に取り組んでほしいこと

- ・メンタルリセットがしやすいように、市民がよりくつろげる公園などを作ってほしい
- ・市役所のボランティア活動に、もっと外国人や留学生が参加できる機会が増えるといい。
地域社会との交流が深まり、外国人が地元に貢献する機会も増えると思います
- ・学生に対する金銭的なサポートのさらなる充実化
- ・スマホなどでも手軽に情報が知れたり、例えば年金とは？ 使えるサービスとは？ というような習志野市が行なっているサービスについて手軽に知れるコンテンツなどがあると嬉しい

7 前計画の振り返り

前子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）に基づき実施した事業の取り組み状況については、毎年度、PDCA サイクルによる実績評価を行うとともに、習志野市子ども・子育て会議において点検・評価を行い、事業の改善などに取り組んでいます。

令和5年度までの4か年における重点事業の主な取り組み状況は以下のとおりです。

基本目標1 子どもが、自分の未来を見つめてたくましく生きていく力を育む

(1) 待機児童対策（保育所など）

【主な取り組み】

○増大する保育需要に対応するため、「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」に基づく市立幼稚園のこども園化（2園）及び市立保育所の私立化（3園）を推進するとともに、民間認可保育所等の誘致やこども園化、認可外施設からの認可化等を実施することで、認可保育施設の定員を822人拡大しました。

【今後の課題】

○令和7年度に開設予定の施設整備等により、待機児童数ゼロを達成する見込みとなっています。

しかしながら、今後も土地区画整理事業等の大規模開発が予定されていることから、それに伴い増加する保育需要への対応を図る必要があります。

その対応にあたっては、将来的な就学前人口の減少を見据え、慎重に確保方策を検討する必要があります。

待機児童数の推移（各年4月1日現在）

年 度	H31	R2	R3	R4	R5	R6
待機児童数	89人	55人	24人	16人	8人	2人

(2) 待機児童対策（放課後児童会）

【主な取り組み】

○増大する放課後児童会の需要に対応するため、小学校の余裕教室等の活用や専用施設を整備することで、9児童会を増設しました。その結果、令和4年8月に待機児童ゼロを達成し、以降も待機児童ゼロを維持しています。

○放課後児童支援員を確保し、安定的な児童会運営を図るため、10小学校20児童会の業務委託を実施しました。このうち、9小学校17児童会は校内交流型として、放課後子供教室の活動に参加できるよう、同一事業者による業務委託としました。

【今後の課題】

- 小学校4年生以上の放課後児童会への入会希望が増加しているため、待機児童ゼロを維持するには、引き続き環境整備や職員の確保、直営児童会の民間事業者への委託化に取り組んでいく必要があります。

待機児童数の推移（各年5月1日現在）

年 度	H31	R2	R3	R4	R5	R6
待機児童数	89人	83人	61人	23人	0人	0人

基本目標2 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできる力を持つ

(1) 在宅家庭も含めた預けやすい環境の充実

【主な取り組み】

- 一時保育実施施設は令和6年度時点で、市立こども園・保育所6施設、私立保育園・小規模保育事業所10施設となり、計画策定時から5施設拡大しました。
また、市立こども園、保育所では予約がしにくい等、予約方法に課題があったことから、市ホームページにおいて、各施設の空き状況を掲載し、利用者の利便性向上を図りました。
- ファミリー・サポート・センター事業の充実を図るため、市広報等により制度の周知を図り、新たな提供会員の確保に努めたほか、安心して利用できるよう提供会員に対する研修会・交流会を開催しました。また、ひとり親家庭等の就労支援及び育児負担の軽減を図るため、利用料の助成を実施しました。

【今後の課題】

- 公立施設での一時保育利用者の満足度は伸び悩んでおり、特に電話がつながりにくい等、予約方法の改善について課題があります。Web による予約システムを構築し、抜本的に利用者の利便性を図る必要があります。
- 保育施設の整備による通常保育定員枠の拡大や、新型コロナウイルス感染症の影響による、一時保育ニーズの変化を把握し、令和8年度から本格実施される「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」と併せて確保方策を検討する必要があります。

(2) 虐待の予防、早期発見と対策

【主な取り組み】

- 令和2年度より「子ども家庭総合支援拠点」を設置して、こどもと家庭及び妊産婦等支援に関し、関係機関と連携し、総合的な支援を実施しました。また、令和3年度に「児童虐待の防止のための通告及び安全確認への対応指針」を作成し、市職員への研修を実施することで、虐待予防・早期発見体制の強化を図りました。さらには、令和6年度の「こども家庭センター」設置に向け、当該拠点の児童福祉機能と母子保健機能のより一体的な切れ目のない支援に取り組むための体制整備を行いました。

第2章 習志野市の現状

- こんにちは赤ちゃん事業や健康診査などの母子保健活動において、適切な時期での全数把握とともに、虐待の未然防止・早期発見に努めました。
令和5年度からは、出産・子育て応援事業において伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施し、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を強化しました。
- 令和5年度には、ヤングケアラーの認識を高めるための啓発リーフレットを配布するとともに、ヤングケアラーがいる家庭等に子育て世帯訪問支援事業を開始し、養育環境の改善等に努めました。
また、ヤングケアラー同士の交流と情報交換等を目的とした市民協働型委託事業「つどいの広場」を実施し、支援体制の強化を図りました。

【今後の課題】

- こども家庭センターの設置により、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な運営を通じて、包括的な支援を切れ目なく行う体制を強化していく必要があります。
- 相談窓口の存在を知らない、または相談しづらいと感じる家庭に対し、相談窓口の周知に努めるとともに、身近な相談機関である地域子育て支援拠点（こどもセンター等）との連携を強化する必要があります。
- ヤングケアラーがいる家庭を早期に発見できるよう、継続的な周知活動による認知度の向上と、関係機関との連携強化に継続的に取り組んでいく必要があります。

(3) 子どもの貧困対策

【主な取り組み】

- 生活保護世帯や生活困窮世帯の中学生を対象とした学習支援について、令和3年度からは高校生にも選任の講師を配置し、高校進学後も継続して学習支援と生活習慣・育成環境の改善への支援に取り組みました。
- ひとり親家庭への経済的支援のほか、就労に必要な知識・技能の取得支援や、ハローワーク船橋と連携した出張ハローワークの実施など、ひとり親家庭への就労支援に取り組みました。
- 市内で活動している子ども食堂を広く市民へ周知するため活動団体を市ホームページに掲載するとともに、情報提供や活動支援を実施しました。

【今後の課題】

- ひとり親家庭等の生活の安定、向上や、貧困の連鎖が生じないように、経済的自立につながる支援等についてさらに検討していく必要があります。
- 子ども食堂の活動は、食事の支援のみならず、こどもの居場所としての役割も果たしていることから、活動のさらなる活性化に向けた連携、協力体制を強化していく必要があります。

(4) 発達支援の充実

【主な取り組み】

- 乳幼児個別支援計画から個別の教育支援計画への確実な引継ぎを行う体制を整え、就学後も必要な支援が継続されるよう取り組みました。また、保護者や関係機関との共通理解のもと、ライフサポートファイルの周知と各支援計画との一体的運用を図りました。
ひまわり発達相談センターの発達相談において、電話相談から初回相談まで相当の時間を要した状況があったことから、ひまわり発達相談センターは就学前の家庭を対象に、総合教育センターは学齢期の家庭を対象とする業務のすみ分けを行い、改善を図りました。
- 幼稚園・保育所・こども園へ臨床心理士等が訪問し、共に育ち合う教育・保育への助言を受ける学級運営支援事業を実施しました。
学校では、特別支援教育コーディネーターが中心となって、全体で専門性の向上が図れるよう、関係機関や教育委員会が連携を深めてサポートする体制を充実させました。また、通常学級担任向けの研修を実施し、特別支援教育への理解啓発を図りました。
- 国の推奨する5歳児健康診査の実施に向けて、関連する健康福祉部、こども部、教育委員会による協議を行い、本市の実情にあった実施方法等について検討を進めました。

【今後の課題】

- ひまわり発達相談センターにおける初回相談までの時間短縮へ向け、引き続き実施体制の強化に取り組んでいく必要があります。
- こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣等に関する指導を行う5歳児健康診査の実施に向け、医師の確保に向けた医師会との協議や、診査後のフォローアップ体制に関する関係機関との協議を進めていく必要があります。

第2章 習志野市の現状

基本目標3 地域社会が、子どもや家族・家庭をやさしく見守り支える力を持つ

(1) 放課後の居場所づくり

【主な取り組み】

- 放課後等の安全・安心な居場所として、すべての児童を対象とした学習や体験・交流活動などの機会を提供する放課後子供教室を市立小学校11校で開設しました。
- 生涯学習複合施設「プラッツ習志野」において、こどもたちの遊び場や学習の場として、こどもスペースを開放し、自由に使える空間を提供しました。

【今後の課題】

- 非常にニーズの高い放課後子供教室について、全市立小学校での実施に向け、未設置5校における実施に係る課題を整理し、引き続き、計画的に設置を推進していく必要があります。また、参加率の低い高学年児童も利用したくなる環境づくりに向け、実施手法を検討する必要があります。
- 放課後等に、こどもたちが自由に利用できる遊び場や学習の場、気軽に行けて安心して過ごせる場の確保を引き続き図っていく必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

こども・若者の健やかな成長を みんなのやさしさに支えるまち 習志野

本計画では、習志野市子ども・子育て支援事業計画より基本理念としてきた「こどもの健やかな成長をみんなのやさしさに支えるまち 習志野」を継承します。

未来を担うこども・若者は、家庭や地域において人と人とを結ぶかけがえのない存在です。こども・若者の健やかな成長を支える営みは、こども・若者や家庭、地域の人々などがともに関わり、ともに育ち合い、ともに支え合うことで実現できるものです。それがやさしさにあふれるまちづくりとなり、市民一人ひとりの幸せにつながるものと考えます。

本市は、こども基本法の理念にのっとり、すべてのこども・若者が健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現するために、地域、行政、企業、団体など多様な主体が子育て・子育て支援の担い手となり、その目的を共有して、喜びや生きがいを共感することができるよう努めます。

また、こども・若者が安心して育まれ、権利や個性を尊重されながら、自分の未来を見つめてたくましく生きていける力を持つことができるために、「みんなのやさしさにこども・若者やその家庭を支えるまち」づくりに、すべての主体と連携、協力して取り組んでまいります。

基本理念に沿った施策を推進するため、3つの基本視点及び基本目標を設定し、各施策に取り組んでいきます。

【基本視点・目標】

自律力 こども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめ たくましく生きるまち

こども・若者は、未来を担う輝かしい光です。社会を構成するすべての人には、一人ひとりのこども・若者が、愛され、個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれる社会を築いていく役目があります。また、こども・若者を権利の主体として、その多様な人格・個性及び意見を尊重し、最善の利益を図らなければなりません。

その上で、一人ひとりのこども・若者が、生涯をたくましく生きるためには、自身の力で物事を行う「自立力」に加え、自分や周りをコントロールし、自分を律する「自律力」が必要です。

この二つの力は、こども・若者自身が、人と人とのやさしさのつながりの中で、命の大切さを知り、他者を思いやる心を持ち、互いに人格と個性を尊重し合いながら、ありのままの自分を大切にすることで育まれるものであり、自分の未来を信じ、たくましく生き抜く原動力になります。

そこで、本計画では、こども・若者が権利や個性を尊重されながら、自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力＝「自律力」を育むという視点をもって施策を展開します。

家庭力 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち

家庭には子育てについての第一義的な責任があります。

こどもが初めて出会う一番小さな社会である家庭には、ひとり立ちするために、病気や事故などから養護する機能や、言葉や知識・技能などを伝達する機能があり、これらの機能は、子育ての中で、家庭から子へ引き継がれ、地域社会の中で支えられてきたものです。

しかし、現状は、核家族化や地域社会の希薄化により、子育て家庭の孤立を生み、子育てに対する負担感や不安感から、ネグレクトを含むこどもへの虐待など、命にかかわる重大な状況もみうけられます。

子育ては本来、こどもの存在に感謝し、日々成長する姿に感動し、家庭もともに成長することができる尊い営みです。この営みに喜びや生きがいを感じながら、それぞれの家庭がその家庭にあった子育てができるよう、妊娠期から出産、子育て期において切れ目のない支援を行うことが重要です。

そこで、本計画では、家庭が喜びや生きがいを感じながら、子育てできる力＝「家庭力」を育むという視点をもって施策を展開します。

地域力 地域社会が、こども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち

地域等がこども・若者や家庭をやさしく見守り、支える環境づくりは、こども・若者の自己肯定感を育むとともに、子育て家庭の子育てに対する不安や負担感、孤立感を和らげることに繋がります。

本市で行っているファミリー・サポート・センターの市民による相互援助活動のほか、子育て支援やこどもの居場所づくりを行っている団体等のあたたかい見守り等の支援の輪が広がることにより、こども・若者、家庭が地域に見守られ安心して生活することが可能となります。

こうした人と人とのやさしさのつながりが、すべての人々の元気の源となり、地域全体の活性化につながると考えます。

そこで、本計画では、地域社会がこども・若者や家庭をやさしく見守り、支える力＝「地域力」を育むという視点をもって施策を展開します。

3

施策体系

基本理念 こども・若者の健やかな成長をみんなのやさしさに支えるまち 習志野

基本視点

基本目標

自律力 1 こども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめたくましく生きるまち

基本方針	基本施策
1-1 こども・若者が自分を大切に 生きられる環境の充実	①こども・若者の権利擁護の推進【重点施策】 ②こども・若者の自立に向けた支援の充実 ③こども・若者にやさしい都市環境の充実 ④多様性を認め合うまちづくりの充実
1-2 こどもが健やかでたくましく成長できる 教育・保育環境の充実	①教育・保育の環境整備の推進【重点施策】 ②教育・保育活動などの充実

家庭力 2 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち

基本方針	基本施策
2-1 安心して妊娠・出産・育児ができる 切れ目ない支援の充実	①こどもと親の健康支援の推進【重点施策】 ②子育て家庭に対する相談支援の充実 ③特別な配慮が必要なこどもに対する支援の充実 ④子育てに希望を持てる支援の充実
2-2 すべての家庭が安心して子育てが できる環境の充実	①多様なニーズに応える保育サービスの推進【重点施策】 ②子育て家庭の経済的支援の充実 ③家庭教育の支援の充実

地域力 3 地域社会が、こども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち

基本方針	基本施策
3-1 地域における子育て・子育て支援拠点 の充実	①地域におけるこども・若者の居場所づくりの推進【重点施策】 ②地域における子育て家庭の拠点づくりの充実
3-2 地域における多様なネットワークの 活用と充実	①世代間交流の充実 ②地域の人材を活かす活動の充実 ③地域・企業における次世代支援の充実

4

重点施策・評価指標

前計画の振り返りによる今後の課題や、本計画の策定にあたり実施したニーズ調査等を踏まえ、本計画では、基本施策の中から重点施策を設定して取り組みを進めます。

また、計画内容を実施したことによる成果や、実施状況の把握・点検を行うため、各重点施策に成果目標と、それを実現するための取り組み目標を定めます。

 ≪自律力≫ 基本目標Ⅰ

【こども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめたくましく生きるまち】

【1-1 こども・若者が自分を大切に生きられる環境の充実】

①こども・若者の権利擁護の推進

こども・若者がその権利を擁護され、様々な環境のもと自己肯定感を持って、健やかに成長していけるよう、主に次の取り組みを実施します。

- いじめの未然防止、解消に向けた取り組みを推進します。具体的には、生徒指導体制の充実を図りいじめの未然防止を図るほか、メール相談やアンケート等により、相談しやすい環境づくりや早期発見・早期対応に努めます。
- 虐待等の予防、早期発見と対策を図るため、「こども家庭センター」において、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援を実施します。「こども家庭センター」では、支援が必要なこどもとその家庭に応じたサポートプランを作成し、関係機関と連携しながら、継続的な支援を行います。
- ヤングケアラーがいる家庭を早期に把握し、必要とする支援につなげることができるよう、継続的な広報・啓発活動を行い、ヤングケアラーへの認知度向上に努めます。また、対象世帯には、必要に応じて家庭を訪問し、家事・育児等の支援を行うことで福祉サービス等につなげ、不安や負担を軽減します。

第3章 計画の基本的な考え方

○評価指標

(1) 成果目標

項目	現状値	目標値
自分にはよいところがあると思うこどもの割合 (小学校下学年)	65.5% (令和5年度)	向上 (令和10年度)
自分にはよいところがあると思うこどもの割合 (小学校上学年～中学生)	78.9% (令和5年度)	
自分にはよいところがあると思う若者の割合 (高校生相当～29歳)	83.0% (令和5年度)	
ふだんほっとできる場所に「自分の家(自分の部屋以外)」と回答するこどもの割合(小学校下学年)	67.1% (令和5年度)	

(2) 取り組み目標

項目	現状値	目標値
いじめのアンケート実施人数に占めるいじめ未解決人数の割合	0.5% (令和5年度)	0% (令和10年度)
こども家庭センターサポートプラン作成件数		80件 (令和10年度)
ヤングケアラーの認知度 (小学校上学年～中学生)	35.2% (令和5年度)	60.0% (令和10年度)
ヤングケアラーの認知度 (高校生相当～29歳)	65.0% (令和5年度)	85.0% (令和10年度)

【1-2 こどもが健やかでたくましく成長できる教育・保育環境の充実】

①教育・保育の環境整備の推進

保育所等や放課後児童会の利用を希望する家庭が増加する中、保護者が安心して子育てができるよう、また、学校等においてこどもたちが安心して楽しく過ごせるよう、主に次の取り組みを実施します。

- 保育施設の整備により待機児童を解消し、今後の開発に伴う保育需要の増加に対しては、周辺の既存施設の活用を図りつつ、適切な施設整備を行います。また、働きやすい環境の整備等により保育人材を確保し、こどもを安心して育てることができる環境整備を図ります。

○保育施設の整備予定

施設名	開設予定	予定定員
藤崎こども園（藤崎幼稚園を再編）	令和7年4月	142人
藤崎みつばし保育園（藤崎保育所を私立化）	令和7年4月	132人
民間認可保育所（開発事業に対応）	令和11年4月	132人

- 放課後児童会への小学校4年生以上の入会希望の増加等に対応するため、小学校の余裕教室の活用等、引き続き必要な環境整備を進め、待機児童ゼロを維持します。また、放課後児童支援員等の確保と安定的な運営を図るため、計画的に業務委託を実施します。

○放課後児童会の整備予定

児童会名	整備予定	予定定員
大久保東第一児童会（仮移転）	令和7年11月	40人
大久保東第二児童会	令和7年11月	40人
大久保東第二児童会（プレイルームの整備）	令和7年11月	40人
向山第一児童会（プレイルームの整備）	令和8年2月	45人
つだぬま第四児童会	令和9年4月	45人
大久保東第一児童会（移転）	令和10年8月	60人
大久保東第二児童会（移転）	令和10年8月	60人

第3章 計画の基本的な考え方

○放課後児童会の業務委託の実施予定

児童会名	種別	予定年度
つだぬま第一・第二・第三児童会	更新	令和7年度
東習志野第一・第二・第三児童会	更新	令和8年度
秋津児童会	更新	令和8年度
実籾児童会	新規	令和8年度
袖ヶ浦東児童会	更新	令和9年度
袖ヶ浦西児童会	更新	令和9年度
谷津第一・第二・第三・第四・第五・第六児童会	新規	令和9年度
屋敷第一・第二・第三児童会	更新	令和10年度
向山第一・第二児童会	更新	令和10年度
実花第一・第二児童会	新規	令和10年度
香澄児童会	新規	令和10年度
鷺沼第一・第二・第三児童会	更新	令和11年度
藤崎第一・第二児童会	更新	令和11年度
大久保東第一・第二児童会	更新	令和11年度

※令和12年度に新規で大久保第一・第二・第三・第四児童会及び谷津南第一・第二・第三・第四児童会を民間委託する予定です。

- 学校施設の大規模改修、長寿命化、改築を計画的に実施し、安全で潤いのある教育環境の整備を図ります。また、こども達の切実なニーズに応えるため、学校体育館等への空調設置を行い、快適な学校生活を過ごす支援を行います。

第3章 計画の基本的な考え方

○評価指標

(1) 成果目標

項目	現状値	目標値
本市が特に取り組むべき子育て支援策として「乳幼児の教育・保育施設の充実」と回答する未就学保護者の割合	20.7% (令和5年度)	減少 (令和10年度)
放課後児童会が安心して楽しく過ごせると感じるこどもの割合	97.0% (令和5年度)	向上 (令和10年度)
学校にいる時間が楽しいと回答するこどもの割合 (小学校下学年)	87.8% (令和5年度)	向上 (令和10年度)

(2) 取り組み目標

項目	現状値	目標値
待機児童数 (保育所等)	2人 (令和6年4月)	0人 (令和11年4月)
待機児童数 (放課後児童会)	0人 (令和6年5月)	0人 (令和11年5月)
市立小・中・高等学校体育館空調設置率	0% (令和5年度)	100% (令和8年度)



第3章 計画の基本的な考え方

「家庭力」基本目標2

【2 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち】

【2-1 安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目ない支援の充実】

①こどもと親の健康支援の推進

妊娠から子育てまで、切れ目なく寄り添った支援を行うことで、妊娠・出産・育児についての不安を軽減、こどもと親の健康の保持増進が図られるよう、また、こどもの成長・発達に不安のある家庭も安心して子育てができるよう、主に次の取り組みを実施します。

- 妊娠届出時の面接、妊娠8か月の相談支援、こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業、産後ケア事業、健康相談等を通して、身近に相談できる機会を提供し、妊娠中から就学までの切れ目ない母子健康支援（妊婦等包括相談支援事業）を行います。
- 妊婦健診等により安全で安心な出産を支援するとともに、乳幼児期の健康診査では、こどもの発育・発達状況を確認して、課題や不安の早期発見と、それに対する相談支援を行います。また、5歳児健診を新たに実施し、就学を見据えたこどもの特性の把握と、生活習慣に関する指導を通して、適切な相談支援につなげます。
- 成長・発達に不安があるこどもとその家庭に対しては、気持ちに寄り添い、不安軽減につながる相談支援を行うとともに、必要に応じて、こどもの配慮すべき点を把握して適切な支援を行うための個別支援計画を作成し、乳幼児期から学齢期に向けて一貫した継続的なサポートを実施します。

○評価指標

(1) 成果目標

項目	現状値	目標値
実際に予定するこどもの数が、理想とすることどもの数より少ない理由に、「妊娠・出産が精神的・肉体的に大変だから」と回答する未就学保護者の割合	41.9% (令和5年度)	減少 (令和10年度)
健康状態がよいと回答することどもの割合 (小学校上学年～中学生)	60.2% (令和5年度)	向上 (令和10年度)
子育てに関して相談先がないと回答する未就学保護者の割合	3.9% (令和5年度)	減少 (令和10年度)

(2) 取り組み目標

項目	現状値	目標値
こんにちは赤ちゃん(乳児家庭全戸訪問)事業実施率	97.9% (令和5年度)	100% (令和10年度)
産後ケア事業延べ利用日数	140日 (令和5年度)	409日 (令和10年度)
1歳6か月児、3歳児及び5歳児健康診査 事後相談延べ利用件数	157件 (令和5年度)	184件 (令和10年度)
ひまわり発達相談センター 乳幼児個別支援計画作成件数	206件 (令和5年度)	253件 (令和10年度)



第3章 計画の基本的な考え方

【2-2 すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実】

①多様なニーズに応える保育サービスの推進

様々な環境やライフスタイルに応じた保育サービスを提供することで、子育てに対する多様なニーズに応え、安心して子育てができるよう、主に次の取り組みを実施します。

- 生後6か月から満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を開始し、育児負担等の軽減と、すべてのこどもが多様な人・環境と関わる機会等を提供します。
- 一時保育の利用枠を拡大するとともに、市立施設での利用において令和6年度から開始したLINE 予約を推進することで利用者の利便性を向上し、使いやすい保育サービスを提供します。
- 援助を受けることを希望する親と、援助することを希望する会員との相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の実施により、各保育サービスの隙間にあるニーズへの対応を図ります。育児・家事支援、ショートステイ、一時預かりといった多様なメニューの提供に加え、提供会員の確保や手続きの改善にも取り組み、使いやすさの向上を図ります。

○評価指標

(1) 成果目標

項目	現状値	目標値
特に取り組むべき子育て支援策として「保育メニューの充実」と回答する未就学保護者の割合	13.9% (令和5年度)	減少 (令和10年度)
一時保育利用者の満足度 (市立施設)	58.0% (令和5年度)	70% (令和10年度)
ファミリー・サポート・センター活動件数	2,919件 (令和5年度)	3,000件 (令和10年度)

(2) 取り組み目標

項目	現状値	目標値
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 利用定員数		69人 (令和11年度)
一時保育予約方法の満足度 (市立施設)		70% (令和10年度)
ファミリー・サポート・センター会員数	2,657人 (令和5年度)	2,700人 (令和10年度)

 <<地域力>> 基本目標3

 【地域社会が、子ども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち】

【3-1 地域における子育て・子育て支援拠点の充実】

①地域における子ども・若者の居場所づくりの推進

子ども・若者が、放課後等に自由に気軽に行くことができ、安全で安心して過ごせる様々な居場所を確保することで、子ども・若者が学びや体験活動に接する機会を増やし、幸せな状態（ウェルビーイング）で成長することができるよう、主に次の取り組みを実施します。

- 放課後などにすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などの機会を提供する放課後子供教室について、未設置校へ計画的に設置を推進し、すべての市立小学校で実施します。また、全校において放課後児童会との校内交流型で実施するとともに、参加率の低い高学年向けのプログラムの実施や、遊具・書籍の充実など、成長段階に応じた運営を行い、幅広い児童から選択される居場所となるよう事業を実施します。

○放課後子供教室の新規開設予定

小学校名	開設年度	委託方法
津田沼小学校	令和7年度	放課後児童会と同一事業者
大久保小学校	令和7年度	単独
谷津南小学校	令和7年度	単独
実籾小学校	令和8年度	放課後児童会と同一事業者
谷津小学校	令和9年度	放課後児童会と同一事業者

- 他の公共施設においても、子ども・若者の居場所となりうるスペースの充実を図り、遊び場や学習の場などを提供していきます。
- 経済的に困難な家庭等への食事の支援のみならず、こどもの居場所としての役割も果たす子ども食堂について、活動のさらなる活性化に向けた連携や、運営する団体への運営支援を行い、地域の力によるこどもの居場所づくりを推進します。

第3章 計画の基本的な考え方

○評価指標

(1) 成果目標

項目	現状値	目標値
最近の生活に満足しているこどもの割合 (小学校下学年)	66.6% (令和5年度)	向上 (令和10年度)
最近の生活に満足しているこどもの割合 (小学校上学年～中学生)	63.9% (令和5年度)	
特に取り組むべき子育て支援策として「放課後の居場所 の充実」と回答する就学保護者の割合	25.5% (令和5年度)	減少 (令和10年度)

(2) 取り組み目標

項目	現状値	目標値
放課後子供教室開設校数	11校 (令和6年5月)	16校 (令和9年5月)
放課後子供教室高学年(5～6年生)登録率	23.9% (令和6年5月)	28.5% (令和11年5月)
子ども食堂実施箇所数	9か所 (令和6年4月)	11か所 (令和11年4月)



5 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、主体となるこども・若者、子育て家庭とそれを取り巻く、地域、行政、企業、団体など多様な主体が相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいく必要があります。

(1) 計画の周知

市民のこども・若者、子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、具体的な取り組み等について、市ホームページの他、様々な手法により周知し、市民の取り組みへつなげます。

(2) 計画推進体制と進捗・管理

本計画の推進にあたっては、こども部が所管となり、全庁的な体制のもとに、各年度においてその実施状況を把握・点検しながら、計画内容を着実に実施していきます。

計画の進捗の管理及び実施状況の点検評価については、習志野市子ども・子育て会議が中心となり、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握し点検するとともに、事業評価・計画見直し等を行い、継続的な取り組みを推進します。

計画の進捗及び実施状況の結果については、市ホームページ等により広く住民に周知を図ります。

住民満足の上昇のため、「計画⇒実施⇒検証評価⇒改善（Plan・Do・Check・Action）」のすべての段階に市民が参加し、市民とともに継続的に、柔軟に計画を実施していくことで、住民満足度の向上を図ります。

■計画（Plan）

事業内容、数値目標、見込量等を定める

■実行（Do）

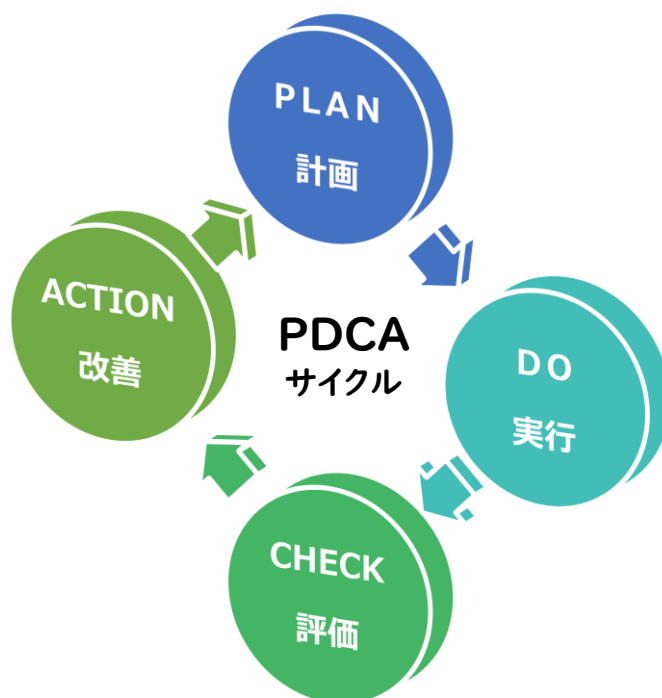
計画の内容を踏まえ、事業を実施する

■評価（Check）

実施した結果を評価し、分析を行う

■改善（Act）

評価結果を踏まえ、必要に応じて計画や事業の改善・見直し等を実施する



第3章 計画の基本的な考え方

(3) SDGs (持続可能な開発目標) の達成に向けた計画の推進

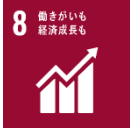
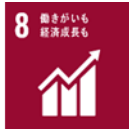
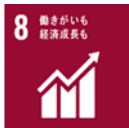
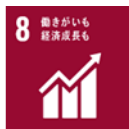
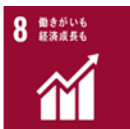
持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals) とは、平成27年 (2015) 年9月に国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。

「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12 (2030) 年を期限とする17の目標と169のターゲットが掲げられています。

本計画におけるすべての施策が、SDGs に関連する取り組みであることを意識した上で、それぞれの施策に取り組んでいきます。



基本方針とSDGsとの関係

基本方針	SDGs
1-1 こども・若者が自分を大切に 生きられる環境の充実	        
1-2 こどもが健やかでたくましく成長で きる教育・保育環境の充実	    
2-1 安心して妊娠・出産・育児ができる 切れ目ない支援の充実	    
2-2 すべての家庭が安心して子育てが できる環境の充実	   
3-1 地域における子育て・子育て支援 拠点の充実	  
3-2 地域における多様なネットワークの 活用と充実	   

第4章 基本施策

【基本視点】 自律力

【基本目標1】 こども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめたくましく生きるまち

1-1 こども・若者が自分を大切に生きていける環境の充実	1-2 こどもが健やかでたくましく成長できる教育・保育環境の充実
①こども・若者の権利擁護の推進 1 こども・若者の市政参画促進 2 人権に関する啓発・相談の実施 3 人権教育の充実 4 いじめの未然防止、解消に向けた取り組みの推進 5 デートDVに関する啓発の実施 6 こども家庭センター業務の推進 7 ならしのこどもを守る地域ネットワーク業務の推進 8 養育支援家庭訪問の実施 9 児童育成支援拠点事業（こどもの居場所事業）の実施 10 ヤングケアラーへの支援 11 子どもの学習・生活支援事業の実施 12 こどもへの性暴力の防止 ②こども・若者の自立に向けた支援の充実 13 学びの多様な学校の設置 14 教育相談活動の充実 15 フレンドあいあい（適応指導教室）の充実 16 ひきこもり支援ステーション事業の実施 17 インターネットリテラシー教育の充実 18 選挙学習（出前授業）の実施 19 キャリア教育の推進（小学生・中学生・高校生） 20 若者の就労・雇用機会の拡大 21 創業しやすい環境の整備 22 消費者トラブル防止に向けた情報提供・啓発及び消費生活相談の実施 23 若者向けの情報発信 ③こども・若者にやさしい都市環境の充実 24 公共交通施策の推進による外出利便性の確保 25 駅、公共施設、道路などのバリアフリー化 26 様々な利用に向けた公園施設の整備 27 地域住民参加型の公園維持管理 28 スポーツ施設の整備（改修） 29 通学路等の街灯（防犯灯）整備 30 安全で安心なまちづくり基本計画などに基づく施策の実施 31 交通安全対策の推進 32 ケータイ緊急情報サービスの拡大 33 自主防災組織の拡充及び強化 34 防災力の向上 35 応急手当普及啓発活動の推進 36 青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成 37 こども向け防犯教育の徹底 38 学校安全の充実 39 子ども110番の家の推進 40 学校・警察連絡制度の充実 41 子育て応援ステーション事業の充実 ④多様性を認め合うまちづくりの充実 42 男女共同参画を推進する意識づくり 43 「生命と性」への理解の向上 44 福祉教育の推進 45 国際交流推進事業の実施	①教育・保育の環境整備の推進 46 こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編 47 教育・保育施設、小規模保育事業所の充実 48 教育・保育施設補修整備の推進 49 保育者の配置充実 50 保育人材の確保と働きやすい環境の整備 51 放課後児童会の運営 52 小・中・高等学校施設の整備 ②教育・保育活動などの充実 53 「食育」の推進 54 自然体験活動・宿泊学習の推進 55 学校健康教育の推進 56 ICT教育の充実 57 外国語・国際教育の充実 58 環境教育の推進 59 個に応じた多様な指導の充実 60 子どもの読書活動の推進 61 伝統文化・芸術文化等に触れ合う機会の提供 62 スポーツ教室の開催 63 科学教育の振興 64 乳幼児教育の向上（保育一元カリキュラム） 65 幼児教育から小学校教育への滑らかな接続の推進 66 開かれた学校づくりの推進

第4章 基本施策

【基本視点】 家庭力

【基本目標2】 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち

2-1 安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目ない支援の充実	2-2 すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実
①こどもと親の健康支援の推進 67 妊娠届出から始まる切れ目ない支援の充実 (母子健康手帳の交付・こんには赤ちゃん事業・産後ケア事業他) 68 乳幼児に対する健康相談・健康教育の充実 69 健康診査の充実(妊婦健診・乳幼児健診) 70 予防接種の充実 71 多胎児支援の充実 72 未熟児養育医療費の給付及び低体重児出生届の受理による保健指導の充実 73 発育・発達に課題がある児の早期発見・早期支援 74 小児救急医療体制の整備、充実 75 歯と口腔の健康づくりの推進 76 健康的な食習慣の確立と食育の推進 77 男女共同参画による子育て意識の啓発 78 中学校区地域保健連絡会の推進 ②子育て家庭に対する相談支援の充実 79 家庭児童相談の充実 80 子育て支援コンシェルジュの充実 81 ひとり親家庭自立支援員による相談の実施 ③特別な配慮が必要なこどもに対する支援の充実 82 特別児童扶養手当などの支給 83 補装具・日常生活用具の給付 84 重度心身障害児医療費の助成 85 福祉タクシー運賃の助成 86 難病患者見舞金事業の実施 87 特別支援教育就学奨励費の補助 88 個別の状況に応じた継続的な発達支援の充実 89 発達支援施策の充実 90 療育と家庭支援、相談支援の充実 91 障害福祉サービス、地域生活支援事業の利用促進 92 障がい児通所支援の利用促進 93 共に育ち合う保育の充実 94 相談支援事業の充実 ④子育てに希望を持てる支援の充実 95 結婚・婚活支援事業の実施 96 子育て世帯等の居住促進 97 子育て情報の提供 98 認可保育施設の利用に係る条件等の見直し	①多様なニーズに応える保育サービスの推進 99 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施 100 保育サービスの充実 101 延長保育・一時預かり・休日保育の充実 102 子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施 103 病児・病後児保育の充実 104 ファミリー・サポート・センターの充実 105 公民館の託児付き成人講座の実施 ②子育て家庭の経済的支援の充実 106 妊婦のための支援給付 107 児童手当の支給 108 子どもの医療費などの助成 109 利用者負担額(保育料)軽減対象範囲の見直し 110 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施 111 子育てのための施設など利用給付の円滑な実施 112 多様な集団活動利用支援事業の実施 113 就学援助費・育英資金の支給 114 入学資金の給付 115 小中学校教育費の負担軽減 116 学校給食費の負担軽減 117 こどもの受験料・模擬試験料補助(こどもの生活・学習支援)事業の実施 118 ひとり親の養育費確保支援 119 児童扶養手当の支給 120 ひとり親家庭などへの医療費などの助成 121 ひとり親家庭への各種利用料などの軽減 122 ひとり親家庭への就労支援 ③家庭教育の支援の充実 123 ブックスタート事業の充実 124 育児講座などの充実 125 幼児家庭教育学級の充実 126 PTA家庭教育学級の充実

【基本視点】 地域力

【基本目標3】 地域社会が、子ども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち

3-1 地域における子育て・子育て支援拠点の充実	3-2 地域における多様なネットワークの活用と充実
①地域における子ども・若者の居場所づくりの推進 I27 放課後子供教室の実施 I28 子どもの部屋（放課後対応事業）の実施 I29 こどもスペースの開放とプレーパーク等の実施 I30 多様な放課後の居場所の充実 I31 こども・若者スペースの設置 I32 学校体育施設の開放 I33 子ども食堂の運営支援 I34 子ども講座の充実	①世代間交流の充実 I38 余裕教室の有効活用 I39 地域学校協働活動の推進 I40 地域参加型学校行事の推進 I41 中学生と幼稚園児・保育所児・こども園児の交流の充実 ②地域の人材を活かす活動の充実 I42 青少年健全育成の推進 I43 地域の人材の活用 I44 子育て支援団体との連携 ③地域・企業における次世代支援の充実 I45 トップチームやアスリートとの地域交流事業の推進 I46 NPO法人や育児サークル等への支援 I47 ブラッツ習志野フューチャーセンターにおける若者活躍支援 I48 安心して働ける環境づくり I49 家庭生活と社会生活の両立の推進 I50 企業における男女共同参画の啓発の実施



(1-1) こども・若者が自分を大切に生きて生きられる環境の充実



<①こども・若者の権利擁護の推進>

事業名	事業の概要	担当課
1 こども・若者の市政参画促進	◆こども・若者に関連する計画等の施策策定過程において、その意見を反映させるための取り組みを推進します。	こども政策課
2 人権に関する啓発・相談の実施	◆人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、思いやりの心を身に付けることを目的に人権擁護委員が行う人権教室や人権標語コンテストなど、人権擁護委員の人権啓発活動をサポートします。 ◆差別や虐待など、様々な人権問題についての相談機関を周知します。	多様性社会推進課
3 人権教育の充実	◆千葉県教育委員会からの資料「大切な自分 大切なあなた」を学校に周知し、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てていきます。また、教職員の人権意識や指導力の向上に向けて、千葉県教育委員会研修事業等を活用し、推進役となるリーダー層の育成を図るとともに、校内研修への支援を進めます。 ◆学校図書館などを活用した人権教育コーナーの設置やポスターの掲示等、啓発環境の充実を図ります。いじめのない学校に向けて、道徳教育や福祉教育とも関連させて、児童・生徒が自ら人権や多様性について考えるなど学びの場を設け、よりよく社会とかかわる資質の能力や実行力を養います。 ◆「いのちの教育」を通して、SOS の出し方等教育の推進を図ります。	指導課 保健体育安全課

事業名	事業の概要	担当課
4 いじめの未然防止、 解消に向けた取り組みの推進	◆生徒指導の方針や重点目標及び生活行動等の基準を明確にするなどして作成した年間生徒指導計画に基づき、教師間の共通認識を深め、具体的な指導がなされるよう生徒指導体制の充実を図ります。また、生徒指導に関する校内研修の充実を図り、教師の指導力向上に努めます。 ◆年間3回のいじめアンケートを実施し、いじめを早期発見するとともに、校内いじめ対策委員会において組織的に早期対応することを徹底します。 ◆児童・生徒、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、各学校と総合教育センターが連携し、いじめの早期発見、早期対応ができる、充実した相談体制をつくります。メール相談では、タブレット端末を用いた匿名メール相談 WEB アプリによる相談を行い、より相談しやすい環境づくりを進めます。	指導課 総合教育センター
5 デートDVに関する啓 発の実施	◆デートDVに関する正しい知識を習得し、被害者にも加害者にもならず、パートナーと対等な関係を築けるようデートDVに関する広報、啓発を行います。	多様性社会推進課
6 こども家庭センター業 務の推進	◆母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援のための会議を経て、虐待の予防、早期発見と対策、防止を図ります。 ◆健康相談や健康診査、訪問指導などの機会に児童虐待の予防及び早期発見に努め、関係機関と連携しながら継続的な支援を行います。 ◆こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた保護者に対しペアレントトレーニングを実施し、健全な親子関係形成への支援を行います。	こども家庭課 健康支援課
7 ならしのこどもを守る 地域ネットワーク業務 の推進	◆ならしのこどもを守る地域ネットワークの調整機関として、代表者会議、実務者会議、個別支援会議を開催し、関係機関との連携に努めるとともに、研修などを開催し、ネットワークの充実を図ります。 ◆児童相談所や関係機関との連携に努め、児童の虐待防止対策に努めます。 ◆民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員による予防・防止活動も実施します。 ◆こどもへの心理的虐待に当たる DV について、関係機関と連携し、支援に努めます。	こども家庭課 健康支援課 こども保育課 指導課 青少年センター 児童育成課 幼稚園・保育所・こども園 多様性社会推進課 総合教育センター 障がい福祉課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
8 養育支援家庭訪問の実施	◆育児支援が必要な家庭に対し相談員や保健師などが、子育て支援サービスや情報の提供を行うとともに、子育てに関して専門的な指導及び支援を家庭訪問により実施します。	こども家庭課 健康支援課
9 児童育成支援拠点事業（こどもの居場所事業）の実施	◆養育環境等に関する課題を抱える学童期の児童に対して、安全・安心な居場所を提供し、食事の提供や学習のサポート、必要に応じた相談支援を実施していきます。	こども家庭課
10 ヤングケアラーへの支援	◆広報・啓発活動により関係機関と連携してヤングケアラーの把握を促進するとともに、その家庭を訪問して家事・育児等の支援を行う子育て世帯訪問支援事業を実施して福祉サービス等につなげ、対象世帯の不安や負担を軽減します。	こども家庭課
11 子どもの学習・生活支援事業の実施	◆生活保護世帯や生活困窮世帯の中学生を対象に学習支援を行い、高校進学率の向上を図るとともに、生活習慣・育成環境の改善に関する支援も強化します。 ◆高校中退防止のため、中学校在学時に学習支援事業を利用していた高校生世代の生徒に対し、家庭や学校以外の居場所対策として教室を開放し学習の支援をします。また、希望者に対し専任の講師を配置し、進学対策や就労体験・進路選択に関する相談対応や支援を行います。	生活相談課
12 こどもへの性暴力の防止	◆教員等や教育保育等従事者による性暴力等の防止措置を適切に講じ、こどもに対する性犯罪・性暴力を未然に防止します。 ◆保育者や教職員等への研修の実施により、こどもの人権に対する意識の向上を図ります。 ◆児童・生徒への生命（いのち）の安全教育の実施により、加害者、被害者、傍観者にさせないための取り組みを進めます。また、教育相談やメール相談により相談しやすい環境づくりに努めます。	こども保育課 学務課 保健体育安全課 習志野高等学校 他関係各課

<②こども・若者の自立に向けた支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
13 学びの多様化学校の設置	◆不登校の要因は今後ますます複雑化することが予想されるため、今後も個々の実態に応じた支援を行うことができるよう、学びの多様化学校を設置し、支援の充実を図ります。	指導課
14 教育相談活動の充実	◆小学校・中学校に児童・生徒教育相談員、スクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談活動の充実と、いじめ・不登校などの未然防止と解消に向けて連携を図ります。 ◆電話、来所及び訪問などの手法により、教育相談の充実を図ります。 ◆教職員の児童・生徒や保護者へのきめ細やかな支援につながるよう、各校に配置されたスクールカウンセラー等による校内研修の充実を図ります。	指導課 総合教育センター
15 フレンドあいあい（適応指導教室）の充実	◆不登校児童・生徒が安心して過ごせる居場所を提供するとともに、個別・小集団を通しての指導・支援を行います。また、児童・生徒及び保護者の交流の場（あいあい広場）として、出張支援事業を展開していきます。	総合教育センター
16 ひきこもり支援ステーション事業の実施	◆ひきこもり当事者や家族からの相談等の支援や支援機関の情報発信、併せて関係機関とのネットワークづくり、ひきこもり当事者への居場所づくり、ひきこもりサポーターの派遣を行い、ひきこもり当事者の社会参加を促進します。	障がい福祉課
17 インターネットリテラシー教育の充実	◆インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力を身に付けるためのインターネットリテラシー教育の充実を図ります。	保健体育安全課
18 選挙学習（出前授業）の実施	◆若年層の投票率向上及び政治への参画意識の醸成を目的として、教育委員会及び各学校と連携し、中・高・特別支援学校向けに出前授業を実施します。	選挙管理委員会事務局

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
19 キャリア教育の推進 (小学生・中学生・高校生)	◆小学生・中学生を対象にした現在ある職業についての学習や職場体験を充実させます。 ◆高校3年間を見通した組織的な進路指導を充実させます。 ◆特別活動の学級活動の中核としながら、学校教育全体を通したキャリア教育を推進します。 ◆国家及び社会の形成者として、主体的に社会参画しようとする主権者教育を充実させます。 ◆18歳で選挙権を得ることから、習志野高等学校において主権者教育を実施し意識の向上を図ります。	指導課 習志野高等学校
20 若者の就労・雇用 機会の拡大	◆ふなばし地域若者サポートステーションや千葉県ジョブサポートセンターなどの支援機関に加え、習志野商工会議所や事業者団体、大学などと連携・協力し、企業説明会や交流会、就職面接会などを開催することにより、若者の就労・雇用機会の創出・拡大に取り組みます。	産業振興課
21 創業しやすい環境 の整備	◆習志野商工会議所をはじめ、金融機関、千葉県信用保証協会などの関係機関と連携しながら、創業前の相談から資金調達、創業後のフォローアップまで、多様なアプローチによって、創業希望者を支援します。 ◆児童・生徒・学生といった若者層に対する創業機運を醸成する意識啓発への取り組みを推進します。	産業振興課
22 消費者トラブル防止 に向けた情報提供・ 啓発及び消費生活 相談の実施	◆若者の消費者トラブルを未然に防ぐための情報提供及び啓発を広報紙及び市ホームページ等で行います。 ◆消費者トラブルに遭った際の相談に応じ、助言をするほか、必要に応じて消費生活相談員が事業者とのあっせん交渉を行います。	消費生活センター
23 若者向けの情報発 信	◆市ホームページやSNSなどの情報媒体を活用し、若者向けに地域の祭りや各種イベント、相談窓口などの情報を発信します。	社会教育課

＜③こども・若者にやさしい都市環境の充実＞

事業名	事業の概要	担当課
24 公共交通施策の推進による外出利便性の確保	◆身近な公共交通については、安全に外出できる移動手段となることから、公共交通事業者と連携し、外出利便性の確保に努めます。 ◆ヘルプマークや障がいのある人に関する標識の周知・啓発を行います。	都市政策課 障がい福祉課
25 駅、公共施設、道路などのバリアフリー化	◆駅や公共施設における手すりやエレベーターの設置などの整備・改善について関係機関の協力を得ながら促進します。 ◆歩道の段差改善などのバリアフリー化を図ります。	都市政策課 街路建設課 各施設所管課
26 様々な利用に向けた公園施設の整備	◆こどもや子育て中の方々の多様なニーズに対応する公園づくりを検討するとともに、市内でボール遊びができる公園などの情報について、市民に分かりやすい情報発信の充実を図ります。 ◆公園施設は、こどもの視点に立った整備に配慮します。	公園緑地課
27 地域住民参加型の公園維持管理	◆公園の清掃、軽微な遊具点検など、地域住民が参加する公園の維持管理を推進します。	公園緑地課
28 スポーツ施設の整備(改修)	◆公共建築物再生計画に掲載されている施設の改修等を検討するとともに、袖ヶ浦スポーツゾーン構想を含め、官民連携による公共施設再生など、調査研究を行い、適切な改修を行います。	生涯スポーツ課
29 通学路等の街灯(防犯灯)整備	◆防犯灯を整備することにより、歩行者等の安全を確保するとともに、夜間に誘発される各種犯罪の抑止を図ります。	防犯安全課
30 安全で安心なまちづくり基本計画などに基づく施策の実施	◆「基本計画」及び「実施計画」に基づき、防犯啓発活動、関係機関及び地域などとの連携・ネットワークの整備、防犯パトロールの強化、地域防犯活動への支援などの施策に積極的に取り組みます。	防犯安全課
31 交通安全対策の推進	◆こども等が道路を安全に安心して利用できるよう歩行空間の整備や交通安全施設の設置等を推進するとともにそれらの維持・保全を図ります。 ◆歩行者や自転車が安全で安心して共存できる道路環境を創出するため、自転車通行帯等の整備を推進します。 ◆こどもたちの命を守り、交通事故の被害を軽減するため、自転車用ヘルメット着用を促進します。 ◆千葉県補助制度を活用し、自転車用ヘルメットの購入を助成します。	道路管理課 道路整備課 街路建設課 防犯安全課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
32 ケータイ緊急情報サービスの拡大	◆気象情報及び災害発生時の被害や避難に関する情報のほか、火災などの消防情報並びに緊急時の注意を呼びかける防犯対策情報など、こども・若者の安全・安心を守る重要情報としてメール等で発信するとともに、登録者数の拡大を図ります。	危機管理課
33 自主防災組織の拡充及び強化	◆平時及び災害時に地域(町会・自治会等)における防災活動の中心となる、自主防災組織の拡充と強化を図ります。	危機管理課
34 防災力の向上	◆災害からこどもや若者たちを守るため、こどもと保護者を対象とした防災教育(まちづくり出前講座・防災授業など)及び防災訓練の場を活用し、地域で共にかかわり、共に支え合う意識を醸成するなど、地域防災力の向上を図ります。	危機管理課 保健体育安全課
35 応急手当普及啓発活動の推進	◆救急救命率の向上を図るため、市民への普通救命講習及び小学生高学年を対象とした救命入門コースを実施します。	警防課
36 青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成	◆自主・自立の防犯対策や青少年の健全育成を目的に、小学生と中学生で組織される青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成を図ります。	防犯安全課
37 こども向け防犯教育の徹底	◆こどもたちが自分の身を守るためにどうしたらよいかを考え、行動できるように、不審者対応を含めた防犯教育の徹底を図ります。	保健体育安全課 こども保育課
38 学校安全の充実	◆①総合的な学校安全計画作成・整備、②学年や年齢にあわせた交通安全教室・防犯教室の充実・指導の徹底、③安全点検の充実・事後処理の徹底、④学校安全関係者の質的向上、⑤交通面、防犯面において学校・行政・地域が連携した通園・通学路の点検・改善整備を図ります。	保健体育安全課 こども保育課
39 子ども110番の家の推進	◆児童・生徒の緊急回避場所を確保するとともに、不審者出没の抑止力とするため、「子ども110番の家」の拡充を図ります。	青少年センター
40 学校・警察連絡制度の充実	◆学校と警察が相互に連絡し、情報の共有化を図りながら、児童・生徒の非行防止や安全確保を図ります。	青少年センター 保健体育安全課
41 子育て応援ステーション事業の充実	◆授乳やおむつ交換ができる場など、事業所の協力を得て、乳幼児を連れて安心して外出できる環境を整えます。	子育てサービス課

＜④多様性を認め合うまちづくりの充実＞

事業名	事業の概要	担当課
42 男女共同参画を推進する意識づくり	◆男女共同参画に関する講座の開催や情報を広報紙・市ホームページ等を通して発信し、男女共同参画を推進する意識づくりに努めます。	多様性社会推進課
43 「生命と性」への理解の向上	◆自分だけではなく、他人も思いやり、互いのいのちを大切にするための支援の一環として、こども・保護者に向けて、「生命と性」の大切さを啓発する活動や学習の機会の充実を図り、自分自身が愛されて育てられたということを理解し、自分自身を肯定的に受け止められるように支援します。 ◆幼稚園・こども園・学校・PTA・公民館・健康支援課などの関係機関が連携し、「乳幼児健康相談事業」、「幼稚園健康教育」、「幼児家庭教育学級」、「PTA家庭教育学級」、「地域自殺対策強化事業」など、それぞれの年代に応じて、一貫した「生命と性」の健康教育を行います。	健康支援課 公民館 幼稚園・保育所・こども園 保健体育安全課 あじさい療育支援センター
44 福祉教育の推進	◆社会福祉協議会と連携を図り、福祉教育やボランティア活動に取り組んでいきます。 ◆勤労精神やボランティア精神を養う体験的な活動を経験するため、中学生の地域美化活動等への参加を推進します。	指導課
45 国際交流推進事業の実施	◆習志野市国際交流協会への支援を通し、市民の国籍を超えた人々との共生意識の大切さを醸成するとともに、外国人居住者に対する支援を実施し、日本人と外国人が共に安心して暮らせるまちを実現します。	協働政策課

第4章 基本施策

(1-2) こどもが健やかでたくましく成長できる教育・保育環境の充実



<①教育・保育の環境整備の推進>

事業名	事業の概要	担当課
46 こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編	◆市立幼稚園及び保育所は、こども園への統合・閉園、私立化を検討し、再編を図ります。 ◆再編対象施設の入所者・入所予定者の保護者に対し、再編に係る事項について情報提供を行い、円滑な移行を推進します。	こども政策課 こども保育課
47 教育・保育施設、小規模保育事業所の充実	◆開発に伴う保育需要の増加に対し、周辺の既存施設の活用を図りつつ、適切な施設整備を行います。 ◆民間事業者の活用も含め、適切な教育・保育を提供します。 ◆新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、相談・助言や小規模保育などの連携施設のあっせん等を実施します。	こども政策課 こども保育課
48 教育・保育施設補修整備の推進	◆安全で安心な教育・保育環境を保持するため、教育・保育施設の施設整備、改修を計画的に推進します。	こども政策課
49 保育者の配置充実	◆保育所・こども園において、手厚い保育を実施するため、国基準を超えた保育士配置を促進します。 ◆国の保育士配置基準の改正に合わせ、市配置基準の見直しを図り、順次対応していきます。	こども保育課
50 保育人材の確保と働きやすい環境の整備	◆保育人材の確保に必要な措置を総合的に講じること、こどもを安心して育てることができる環境整備を行います。 ◆私立施設で勤務する保育士等に対し、適切な補助金の交付を通じ、就業継続及び離職防止を図り、保育士等が働きやすい環境を整備します。	こども保育課

第4章 基本施策

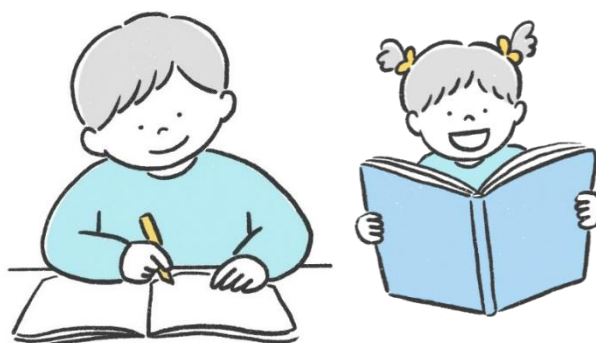
事業名	事業の概要	担当課
51 放課後児童会の運営	◆各放課後児童会において、小学校1年生から6年生までの児童を受け入れます。 ◆児童の受け入れのため、小学校の余裕教室を活用するほか、必要な施設整備を進めます。 ◆特別な支援を要する児童がいる放課後児童会には、職員を加配します。 ◆放課後児童支援員等を確保し、安定的な放課後児童会運営を図るため、計画的に業務委託を実施します。 ◆放課後児童会の入会申請など、保護者が提出する申請書類について、電子申請を活用します。 ◆放課後児童育成料及び放課後児童会利用者おやつ代の納付方法について、拡充を図ります。	児童育成課
52 小・中・高等学校施設の整備	◆学校施設再生計画に基づき、学校施設の大規模改修、長寿命化、改築等を行い、安全で潤いのある教育環境の整備を行います。 ◆市立小・中・高等学校の体育館等への空調整備を行い教育環境の向上を目指します。	教育総務課 習志野高等学校

<②教育・保育活動などの充実>

事業名	事業の概要	担当課
53 「食育」の推進	◆親子を対象にした適切な食生活習慣を学ぶ講座、調理実習などを開催し、家庭における「食育」を推進します。 ◆幼稚園・保育所・こども園・学校教育全体の中で、食に関する指導を実施し、健全で豊かな食生活を送るために必要な力が身につくような指導を実施します。 ◆中学校区地域保健連絡会などを通して、幼稚園・保育所・こども園・学校との連携を図り、発達段階に応じた食育を実施します。	こども保育課 幼稚園・保育所・こども園 あじさい療育支援センター 保健体育安全課 公民館
54 自然体験活動・宿泊学習の推進	◆市外施設を活用した自然体験活動・宿泊学習を実施します。	こども保育課 指導課
55 学校健康教育の推進	◆思春期のこどもの心身の健康教育、特に体力向上や健康安全教育（エイズ・自然災害・交通災害・喫煙・薬物乱用・食育など）について指導を行います。 ◆水泳授業における水中での安全に関する知識、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を身に付けるための取り組みを進めていきます。	保健体育安全課 習志野高等学校

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
56 ICT教育の充実	◆ICTを活用した学習の周知、推進をしていきます。 ◆適切なネットワークの整備を行っていきます。 ◆タブレット端末の学校内外における効果的な活用に取り組んでいきます。 ◆タブレット端末の持ち帰りに合わせ、学習用具の持ち帰りについて見直しをしていきます。	総合教育センター 指導課
57 外国語・国際教育の充実	◆外国語及び外国語活動において、コミュニケーションの素地及び基礎を養う等、社会の変化に柔軟に対応できる力を培うために、英語指導助手の活用や小中連携、指導法の研修等を充実させます。 ◆総合的な学習の時間や外国語、外国語活動等の時間を通して、諸外国の生活様式や文化に対する理解を深める学習の充実を図ります。	指導課
58 環境教育の推進	◆脱炭素をはじめとする地球温暖化対策、生物多様性への対応、循環型社会の推進などの環境教育に取り組んでいきます。この取り組みにあたっては、環境学習の拠点として、谷津干潟自然観察センターやクリーンセンターなどの施設を活用していきます。	谷津干潟自然観察センター 環境政策課 クリーンセンター クリーン推進課



事業名	事業の概要	担当課
59 個に応じた多様な指導の充実	◆学校訪問などで授業研究を実施した際、個に応じた指導方法・学習形態の在り方に関して研究・協議を行い、わかる授業についてユニバーサルデザインの観点からと合理的配慮の観点から、きめ細かな指導をします。 ◆少人数指導による積極的な活動により、きめ細かな指導をします。 ◆日本語での学校生活に困難のある児童・生徒に対し、在籍する学校（園）の要請に基づき、言語・文化指導者の派遣を行います。 ◆日本語での学校生活に困難のある児童・生徒・保護者に向けて、袖ヶ浦西小学校にある日本語指導教室の周知に努め、きめ細やかな日本語指導の充実に努めます。 ◆関係機関、団体等と連携し、日本語での学校生活に困難のある児童・生徒の保護者への支援体制整備に努めます。 ◆国の学力調査の結果を基に課題を探り、課題に応じた授業のあり方や、実践事例を各小中学校に提供していきます。 ◆ICTを活用した学習の周知、推進をしていきます。 ◆習志野高等学校において選択授業の充実や大学との連携を推進し、個別の進路実現に向けた細やかな指導を行っていきます。 ◆個別のニーズに応じた柔軟なサポートを推進し、市内全域から通える小規模特認校制や一部学区境界等の地域において通学する学校を選択できる弾力化区域等の周知をしていきます。	指導課・ 総合教育センター 学務課 習志野高等学校
60 子どもの読書活動の推進	◆こどもたちの読書活動をより推進するために、習志野市子どもの読書活動推進計画に基づき、行政や教育・福祉・保健関係者、地域住民やNPO、ボランティア、事業者などが連携・協力し、それぞれの役割の中で様々な事業に取り組みます。 ◆学校図書館・学校司書の積極的な活用をしていきます。学校図書がもつ3つの機能「読書センター・学習センター・情報センター」を発揮するように、学校図書館の整備と資料の充実に努め、児童・生徒の思考力・表現力・判断力等の育成を高め、情報活用能力を育てていきます。	社会教育課 公民館・図書館 指導課 こども保育課 子育てサービス課 他関係各課、各施設

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
61 伝統文化・芸術文化等に触れ合う機会の提供	◆公民館で活動するサークル・団体等と協働し、子どもたちが日本の伝統文化を体験しながら学ぶ講座・事業の充実を図るとともに、関係機関と連携し生の芸術文化に触れる機会の創出を図ります。 ◆公民館が主催する育児講座やイベント等において、乳幼児親子が芸術文化に触れる「アートスタート」の取組みを行います。 ◆文化庁事業「伝統文化親子教室」を習志野市芸術文化協会所属団体が主催で実施する際の開催支援を行います。 ◆こどもの情操教育の観点から、学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業を推進します。	社会教育課 公民館 指導課
62 スポーツ教室の開催 63 科学教育の振興	◆スポーツ施設などで児童を対象としたスポーツ教室を定期的に開催します。 ◆本市児童・生徒の旺盛な学ぶ意欲に応じるための場の一環として、総合教育センター（ドーム館）などを活用し、科学的分野を中心に、様々な学習体験ができる「わくわく学びランド」を実施します。	生涯スポーツ課 総合教育センター
64 乳幼児教育の向上（保育一元カリキュラム） 65 幼児教育から小学校教育への滑らかな接続の推進 66 開かれた学校づくりの推進	◆幼稚園・保育所・こども園の教諭・保育士などを対象とした、理論研修・実技研修を開催し、こどもの育ちと育ち合いを大切にした乳幼児教育の向上に努めます。 ◆幼稚園・保育所・こども園・小学校が連携して、保育・授業参観、合同研修会、相互職場交流研修、園児・児童の交流学習などを開催し、相互の連携に努めます。 ◆幼稚園・保育所・こども園・小学校が連携して、接続期カリキュラムを編成、実施、評価し、幼児教育と小学校教育との滑らかな接続に努めます。 ◆習志野市接続期カリキュラムを見直し、幼児の育ちと互いの教育内容の理解に努め、より滑らかな接続となるよう、さらなる連携を図ります。 ◆すべての市立小・中・高等学校（全24校）で、地域とともに開かれた学校づくりを推進します。	こども保育課 幼稚園・保育所・こども園 あじさい療育支援センター 幼稚園・保育所・こども園 こども保育課 指導課 指導課 習志野高等学校

2

家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち

(2-1) 安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目ない支援の充実



<①こどもと親の健康支援の推進>

事業名	事業の概要	担当課
67 妊娠届出から始まる切れ目ない支援の充実（母子健康手帳の交付・こんにちは赤ちゃん・産後ケア事業他）	◆妊娠届出時に必ず看護職が妊婦やパートナーと面接し、母子健康手帳を交付します。すべての対象者に対して妊娠8か月相談支援、こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問・母子保健推進員訪問）、産後サポート電話相談、産後ケア事業、健康相談、健康診査などを通して、身近に相談できる機会を提供し、年齢や国籍、障がいなど個々の状況に応じた情報の提供を行うことにより、妊娠中から就学時までの切れ目ない母子健康支援を行います。 ◆安心して妊娠・出産・子育てに臨めるように、ママ・パパになるための学級を開催します。また、妊婦及びその家族を対象に助産師によるオンライン・電話相談を実施します。	健康支援課
68 乳幼児に対する健康相談・健康教育の充実	◆こどもの発育・発達にあわせた生活リズムの啓発や生涯を通じた健康づくり、ライフサイクルにあわせた「からだ・心・歯の健康」の保持増進を目的とした、こどもとその家族への健康教育にも力を入れていきます。	健康支援課
69 健康診査の充実（妊婦健診・乳幼児健診）	◆定期的な妊婦健診を動機づけることにより、安全で安心な分娩と児の出産を支援するため、妊婦健康診査と妊婦歯科健康診査の費用助成を行います。また、新たに産婦健康診査及び1か月児健康診査の費用助成を行います。 ◆乳幼児期の健康診査では、発育・発達状況を確認し、課題を早期発見し、適切な支援機関につなげます。1歳6か月児・3歳児健康診査は、集団健診方式で保護者と心身の発育・発達を確認し、課題や不安について、歯科医師、心理職、言語聴覚士、保健師、栄養士、歯科衛生士など複数の専門職が対応し、医師の診察については、個別受診（医療機関）の機会を設けます。また、新たに就学前に5歳児健康診査を実施します。	健康支援課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
70 予防接種の充実	◆感染力が強く、かかると重篤になりやすい疾患について、「予防接種法」に基づく定期予防接種を行います。	健康支援課
71 多胎児支援の充実	◆1歳未満の多胎児がいる家庭に対し、家事・育児等の支援を行う子育て世帯訪問支援事業を実施します。 ◆妊婦健診の費用助成を通常妊娠の場合より、5回分追加します。 ◆多胎ピアサポートとして、交流会の実施や相談支援を行います。	こども家庭課 健康支援課
72 未熟児養育医療費の給付及び低体重児出生届の受理による保健指導の充実	◆出生時体重が2,000g以下、または、身体発育が未熟なまま出生し、入院養育を必要とする未熟児に、医療の給付を行うとともに、早期に母子保健活動の中で支援していきます。	健康支援課
73 発育・発達に課題がある児の早期発見・早期支援	◆発育・発達などの課題を早期に発見し適切な支援機関につなげます。 ◆保護者の気持ちを受け止め、不安解消につながる相談支援体制の充実を図ります。	健康支援課 こども家庭課 ひまわり発達相談センター あじさい療育支援センター 他関係各課
74 小児救急医療体制の整備、充実	◆夜間や休日における一次・二次診療は、習志野市医師会などの関係機関の協力を得るとともに、近隣市の医療機関と連携しながら対応しております。今後も引き続き、関係機関の協力を得ながら体制整備を図っていきます。 ◆小児が急病時に受け入れられる診療体制の充実に向けて、千葉県が医療法に基づき策定する千葉県保健医療計画の進捗状況を注視し、解決策について考えていきます。	健康支援課
75 歯と口腔の健康づくりの推進	◆全身の健康につながる、歯と口腔の健康づくりに必要な力が身につくよう、情報提供や支援を行います。 ◆永久歯のむし歯予防、健康格差の縮小をめざし、全市立小中学校でのフッ化物洗口を実施します。	健康支援課 幼稚園・保育所・こども園 あじさい療育支援センター 保健体育安全課 等
76 健康的な食習慣の確立と食育の推進	◆健康教育や健康相談、健康診査を通じて、望ましい食生活習慣の確立と食育の推進を図ります。	健康支援課

事業名	事業の概要	担当課
77 男女共同参画による子育て意識の啓発	◆「ママ・パパになるための学級」で、両親の役割を考えるきっかけづくりをします。 ◆妊娠、出産、子育てのための情報を盛り込んだパンフレットの配布など、両親が育児を担えるような支援を行います。	健康支援課 子育てサービス課
78 中学校区地域保健連絡会の推進	◆中学校区ごとに実施している地域保健連絡会において、思春期保健事業としてプレコンセプションケアの推進を図ります。また、幼稚園、保育所・こども園・小学校・中学校・高校・公民館などの関係職員が連携を強化し、保護者や習志野健康福祉センター等、外部関係機関との連絡調整を行いながら、こどもの発育・発達に応じた健康づくりに取り組む体制づくりを進めていきます。	健康支援課 保健体育安全課 他関係各課

＜②子育て家庭に対する相談支援の充実＞

事業名	事業の概要	担当課
79 家庭児童相談の充実	◆こども家庭センターにおいて、子育てに関するあらゆる相談に対し、個々の家庭の状況に配慮したきめ細やかな対応を行います。	こども家庭課
80 子育て支援コンシェルジュの充実	◆子育て支援にかかわる認定講座を修了した「子育て支援コンシェルジュ」をこどもセンター・きらっ子ルーム・こども部窓口配置し、妊娠中から子育て期へと、丁寧に子育てにかかわる切れ目のない相談支援を行います。関係機関につなげる等、地域で安心して子育てができるよう支援に努めます。	子育てサービス課 こども保育課
81 ひとり親家庭自立支援員による相談の実施	◆母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭を対象に、生活一般、就業、児童の養育などについての相談に応じ、自立に向けて必要な支援を行います。 ◆「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、ひとり親家庭、寡婦を対象に、事業資金などの福祉資金の貸付相談を行います。	子育てサービス課

第4章 基本施策

<③特別な配慮が必要なこどもに対する支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
82 特別児童扶養手当 などの支給	◆「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護・養育している方に、手当を支給します。 ◆常時介護を必要とする在宅の重度の障がいがある20歳未満の児童本人に対し、手当を支給します。	障がい福祉課
83 補装具・日常生活 用具の給付	◆障がいを補うために、補聴器、装具、車椅子などの補装具費を支給や、日常生活をサポートするために手すり、スロープ、入浴補助用具などを給付します。	障がい福祉課
84 重度心身障害児医 療費の助成	◆重度心身障害児を対象に、医療費の一部を助成します。	障がい福祉課
85 福祉タクシー運賃の 助成	◆一定の要件に該当する障がい児に対し、タクシー利用費用の一部を助成します。	障がい福祉課
86 難病患者見舞金事 業の実施	◆難病の患者に対する医療等に関する法律等による医療費助成の認定を受け、受給者証を取得した患者または保護者に対して入院または通院に係る見舞金を支給します。	健康福祉政策課
87 特別支援教育就学 奨励費の補助	◆特別支援教育を受ける児童・生徒を養育する世帯を対象に就学奨励費を補助することで、経済的負担の軽減を図ります。	学務課
88 個別の状況に応じ た継続的な発達支 援の充実	◆成長・発達に関する総合的な相談を一人ひとりのニーズに応じて進めていくために、本人と保護者の気持ちを受けとめることを大切に、個々の力を育むために、専門的な観点から支援を行います。 ◆支援者間の確実な引継ぎ及び関係機関との密な連携を図り、乳幼児期から成人に至るまで切れ目のない支援を実施するために、各種支援計画やライフサポートファイルの活用を推進します。 ◆幼稚園・保育所(園)・こども園などに出向き、生活場面におけるこどもの育ち及びこども同士の育ち合いに寄り添う保育者と保護者を支援する巡回相談を行います。 ◆発達支援に関する研修を充実・強化し、職員の資質向上を図ります。 ◆こどもの育ちや子育てなどに心配のある保護者同士が思いを分かち合い、支え合える関係性でつながれるよう仲間づくりの場をつくります。	ひまわり発達相談センター こども家庭課 こども保育課 幼稚園・保育所・こども園 あじさい療育支援センター 指導課 総合教育センター 他関係各課

第4章 基本施策

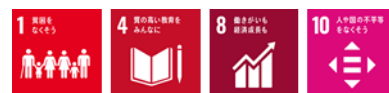
事業名	事業の概要	担当課
89 発達支援施策の充実	◆関係機関との連携に努め、ソーシャルインクルージョンの理念に基づき、発達支援のネットワークや取り組みの充実を図るとともに、市民協働で発達支援施策の推進を図っていきます。	ひまわり発達相談センター 障がい福祉課 こども保育課 幼稚園・保育所・こども園 あじさい療育支援センター 指導課
90 療育と家庭支援、相談支援の充実	◆知的または発達に障がいや課題のある児童に、基本的な生活習慣の確立と社会生活への適応性を高めるため、保護者と連携を図りながら療育を行います。 ◆肢体などに障がいや課題のある児童に、療育や肢体などの運動機能支援・生活動作支援を行い、児童とその家族を支援します。 ◆民間事業者と連携し、支援の充実を図っていきます。 ◆日常生活全般に関する相談や情報提供、サービス等利用計画の作成及び、継続的なモニタリングによる相談支援を行います。	あじさい療育支援センター
91 障害福祉サービス、地域生活支援事業の利用促進	◆地域で安心して生活できるようになるための支援の一環として、家庭において障がい児を一時的に介護できない時に、施設などでの預かりや、活動の場の提供などにより、見守りや社会に適應する訓練などを行うサービス環境の整備を促進します。	障がい福祉課 ひまわり発達相談センター
92 障がい児通所支援の利用促進	◆日常生活に必要な生活習慣や社会性、コミュニケーション能力を身に付けるための、障がい児を対象とした療育や訓練などを受けることができる施設の周知及び利用の促進をすることにより、子育てを支援していきます。	障がい福祉課 ひまわり発達相談センター
93 共に育ち合う保育の充実	◆より支援の必要性が高いこどもに対しては、職員を加配し、個々に応じた支援を行うことで、集団の中で自己発揮ができるようにするとともに、学級の中でこども同士が学び合い、育ち合う保育を行います。	こども保育課
94 相談支援事業の充実	◆障がいのある児童、家族、関係機関などに対して相談及び情報提供、社会参加の促進などの支援を行います。	障がい福祉課

第4章 基本施策

<④子育てに希望を持てる支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
95 結婚・婚活支援事業の実施	◆結婚や出産については、個人の考え方や価値観に関わるとともに、課題が多岐にわたるため、継続して課題の整理や分析を行いながら取り組んでいく必要があり、市単独で事業を進めるだけでは根本的な解決は難しいことから、千葉県や他市町村と連携し、必要な結婚・婚活支援事業を展開していきます。 ◆事業の展開にあたっては、次期基本構想等の策定にあたって実施した市民意識調査と大学生意識調査における、結婚支援について市に求める施策等の調査結果を基に、必要とされる施策や効果的な施策について検討し、取り組んでいきます。	総合政策課
96 子育て世帯等の居住促進	◆子育て世帯が親元の近くに住むことで、両者が相互に支え合える生活を実現するため、子育て世帯の市内での住宅取得を促進させる施策として住宅取得に係る登記費用の一部を助成します。	住宅課
97 子育て情報の提供	◆本市の子育て支援の特色をよりわかりやすく発信し、子育て家庭の定住促進を図ります。 ◆子育てに関する情報について、わかりやすい紙面や冊子、ホームページ等を作成し、妊娠中から子育て期にあわせた必要な子育て情報を提供します。 ◆生後2か月頃、母子保健推進員がすべてのご家庭に子育てに関する情報の入った「すこやか習志野っ子ファイル」をお届けします。 ◆スマートフォンを活用した子育てについての情報提供を行います。 ◆広報、ホームページ、パンフレットを通じて、支援が必要なお子さんの子育て情報や相談窓口情報を提供します。	こども政策課 子育てサービス課 健康支援課 ひまわり発達相談センター
98 認可保育施設の利用に係る条件等の見直し	◆認可保育施設の利用にあたり設けている条件等のうち、本市が定めているものについて、公平性や透明性を確保しつつ見直しを進めます。	こども保育課

(2-2) すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実



<①多様なニーズに応える保育サービスの推進>

事業名	事業の概要	担当課
99 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施	◆生後6か月から満3歳未満の未就園児が、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施します。	こども保育課 こども政策課
100 保育サービスの充実	◆市立保育所・こども園・幼稚園において、保育ICTシステムやオムツのサブスクリプション等を利用し、保育サービスの充実を図ります。 ◆ICTを活用したこどもの安全確保、保護者の利便性の向上に資する取り組みを推進します。 ◆音声翻訳機や翻訳アプリを活用し、外国籍のこども・保護者が安心して施設で過ごしたり利用したりできる支援の充実に努めます。	こども保育課
101 延長保育・一時預かり・休日保育の充実	◆延長保育・一時預かり・休日保育など、多様な保育サービスの充実を、民間事業者を活用しながら、推進します。 ◆令和7年4月に開園する藤崎こども園において、一時預かり事業を実施し、利用枠の拡大を図ります。 ◆市立施設での一時預かり(一般型、幼稚園型)の非定型・私的の予約について、LINEによる予約を可能とするほか、引き続き利用者の利便性の向上に努めます。	こども政策課 こども保育課
102 子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施	◆保護者の疾病や疲労などの理由により、家庭において養育が一時的に困難な場合に、市が委託する施設において、一定期間必要な養育、保護を行います。	こども家庭課
103 病児・病後児保育の充実	◆こどもが病気の時に、家庭の事情や仕事の都合などで保育が困難な場合において、医療機関に付設された市内2か所の施設で保育を実施します。なお、令和7年4月現在、1か所休室中のため、早期再開に向けて協議し、利便性の向上に努めます。 ◆保育中に、突発的に体調不良となった児童に対し、降所するまでの間、保育所等にて保健的な対応等を含めた保育を実施します。	子育てサービス課 こども保育課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
104 ファミリー・サポート・センターの充実	◆育児・家事支援、ショートステイ、こどもセンター・きらっ子ルームで一時的預かりを実施し、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。 ◆利用会員のニーズに対応できるよう、提供会員などの確保に努めるとともに、手続きの電子化等について先進事例を研究します。	子育てサービス課
105 公民館の託児付き成人講座の実施	◆公民館で実施する成人向け講座に託児を設けます。	公民館

<②子育て家庭の経済的支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
106 妊婦のための支援給付	◆妊娠届出や出生届出を行った妊婦に、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用にかかる負担を軽減するための給付金を支給します。(妊婦等包括相談支援事業と合わせて実施)	健康支援課
107 児童手当の支給	◆18歳に達する日以後、最初の3月31日まで(高校生相当年齢まで)の児童を養育している父母などに手当を支給します。	子育てサービス課
108 子どもの医療費などの助成	◆18歳に達する日以後、最初の3月31日まで(高校生相当年齢まで)のこどもの保険診療にかかる医療費などの一部または全部を助成します。	子育てサービス課
109 利用者負担額(保育料)軽減対象範囲の見直し	◆認可保育施設の利用にあたり必要となる利用者負担額(保育料)について、複数のこどもがいる世帯については、国の制度に基づき、小学校就学前のこどもの人数に応じて第2子は半額、第3子以降は無料とする、いわゆる「多子軽減」を行っています。この多子軽減について対象範囲の見直しを検討します。	こども保育課
110 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	◆保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用などを助成します。	こども保育課
111 子育てのための施設など利用給付の円滑な実施	◆子育てのための施設など利用給付に合わせて、私立幼稚園の副食費助成対象者に主食費を助成します。その他、給付手続きの負担軽減を図っていきます。	こども保育課
112 多様な集団活動利用支援事業の実施	◆幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、職員配置基準などの要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料の一部を助成します。	こども保育課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
113 就学援助費・育英資金の支給	◆経済的理由によって就学することが困難な児童・生徒に対し、就学援助費(小中学校)または育英資金(高等学校)を支給します。	学務課
114 入学資金の給付	◆中学校3年生を子に持つ経済的に困窮する保護者に対し、高等学校等入学に係る費用の一部を給付し、支援を行うことで、教育の機会均等が図られるようにする。	学務課
115 小中学校教育費の負担軽減	◆教育費に係る保護者の負担軽減を図るため、小中学校の教育活動で使用する教材・教具等について、共用品化、デジタル学習教材の使用拡大を推進します。さらに、保護者の負担軽減につながる方策を検討します。 ◆修学旅行や校外学習の内容についての見直しを図ります。 ◆制服や体操服等準備のための経済的負担軽減として、各学校、地域等の実態に応じてリユースを含めた活用を推進します。	教育総務課 学務課 指導課
116 学校給食費の負担軽減	◆千葉県の補助制度活用により、第3子以降の児童及び生徒に係る学校給食費の全額を補助します。また、学校給食費補助の拡大について、財源確保を踏まえ検討します。	保健体育安全課
117 こどもの受験料・模擬試験料補助(こどもの生活・学習支援)事業の実施	◆こどもの貧困対策として、経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対し大学等の受験料等の補助を行うことで、こどもの進学に向けたチャレンジを後押しします。	子育てサービス課
118 ひとり親の養育費確保支援	◆養育費の取り決めに係る公証人手数料及び家庭裁判所への調停申し立て、または裁判に要する費用の一部を支給します。	子育てサービス課
119 児童扶養手当の支給	◆父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後、最初の3月31日まで(心身に基準以上の障がいがある場合は、20歳に達する前日まで)の児童を養育しているひとり親家庭などの父母などに手当を支給します。	子育てサービス課
120 ひとり親家庭などへの医療費などの助成	◆18歳に達する日以後、最初の3月31日まで(心身に基準以上の障がいがある場合は、20歳に達する前日まで)の児童を養育するひとり親家庭などの父母などの保険診療による医療費などの一部または全部を助成します。	子育てサービス課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
121 ひとり親家庭への各種利用料などの軽減	◆ひとり親の就労支援及び育児負担の軽減のため、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部を助成します。 ◆母子家庭世帯または父子家庭世帯であって、18歳未満の者を扶養している方及びその者に扶養されている18歳未満の方は、市営駐輪場の年間利用整理手数料を免除します。	子育てサービス課 防犯安全課
122 ひとり親家庭への就労支援	◆就労に必要な知識や技能の習得による、ひとり親の経済的な自立を支援するため、教育訓練講座の受講費用の一部や、高等職業訓練促進給付金などを支給します。 ◆ひとり親家庭の就労に資するため、ハローワーク船橋と連携し、子育てサービス課窓口において出張ハローワークを開催します。	子育てサービス課

<③家庭教育の支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
123 ブックスタート事業の充実	◆生後4か月のこどもを対象に、4か月児健康相談終了後、読み聞かせの大切さを伝え、絵本とコットンバッグをお渡しします。 ◆誕生記念として特別にデザインした図書館カードを、ブックリストとともに新生児に配付し、登録を促進します。	子育てサービス課 図書館
124 育児講座などの充実	◆公民館で乳幼児を持つ親を対象に、乳幼児の健康や遊び、心理、心と体の発達、一人ひとり違うこどもの育ち等、子育てに関する講座を実施し親同士がつながる機会をつくります。実施にあたっては、土日開催等について検討します。 ◆こどもセンター等の利用者を対象に、子育てに関する学習会や子育て座談会などを開催し、親にとっての学びやくつろぎ、親同士の語り合いの場などを提供します。	公民館 こども家庭課
125 幼児家庭教育学級の充実	◆公民館で3歳児の親を対象に、様々な角度から子育てに関する講座を実施します。実施にあたっては、土日開催等について検討します。	公民館
126 PTA家庭教育学級の充実	◆PTA会員を対象に、家庭教育の重要性、幼少年期の発達課題、学校や地域との関係など、家庭教育の諸問題や親の対応について学習します。	公民館

3 地域社会が、こども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち

(3-1) 地域における子育て・子育て支援拠点の充実



<① 地域におけるこども・若者の居場所づくりの推進>

事業名	事業の概要	担当課
127 放課後子供教室の実施	◆放課後などにすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などの機会を提供する放課後子供教室を整備します。 ◆地域の実情に応じ、小学校等の余裕教室や特別教室、体育館、運動場などの活用を図りながら、放課後児童会の児童も活動に参加することができる校内交流型にて事業を実施し、施設整備や職員間の連携を行います。 ◆高学年(5～6年生)も楽しんで参加できるよう、高学年向けのプログラムの実施、遊具、書籍の充実など成長段階に応じた運営を行います。	社会教育課 児童育成課
128 子どもの部屋(放課後対応事業)の実施 129 こどもスペースの開放とプレーパーク等の実施	生涯学習複合施設「プラッツ習志野」において ◆公民館の空いている部屋を利用し、こどもたち誰もが安全・安心な放課後を過ごせるようこどもの居場所を確保します。 ◆こどもたちの遊びの場や学習の場として、こどもスペースを開放します。 ◆こどもたち自身で自由な遊び場を作るプレーパークを実施します。	公民館 社会教育課
130 多様な放課後の居場所の充実	◆谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、市民プラザ大久保、実籾コミュニティホールの管理運営に係る取り組みの中で、各施設の未使用の諸室等を活用し、学習や読書ができるスペースとして開放します。 ◆その他社会教育施設の管理運営の取り組みの中で、ロビー等を活用し、学習や読書ができるスペースとして提供します。	協働政策課 社会教育課 公民館

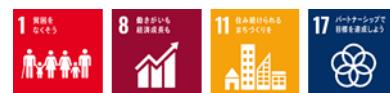
第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
131 こども・若者スペースの設置	◆(仮称)新総合教育センター再整備において、複合施設内に子育て世代が気軽に使え、安心して過ごせるこどもスペースを新たに設置するとともに、午後5時以降は若者スペースとして切り替え、学習やワーキングスペースとして利用できる安全・安心な居場所としての活用を検討します。	社会教育課 総合教育センター
132 学校体育施設の開放	◆土曜日・日曜日・祝日の市内小学校の校庭・体育館を開放することで、あらゆるこどもたちがスポーツや運動などを行う場や機会を提供します。	生涯スポーツ課
133 子ども食堂の運営支援	◆市内で子ども食堂を運営する団体と「習志野子ども食堂ネットワーク」への各種情報提供や、活動内容の情報発信等の運営支援を行い、地域の力で地域のこどもや子育て家庭を育む居場所づくりを推進します。	こども政策課
134 子ども講座の充実	◆学校が休みの土曜日・日曜日や長期休業日に、親子、異年齢の様々なこどもとのふれあいや豊かな心を育てることを目的として実施している、子ども講座について、定員の拡大検討などを含め、充実を図ります。	公民館

<② 地域における子育て家庭の拠点づくりの充実>

事業名	事業の概要	担当課
135 地域子育て支援拠点事業(こどもセンター等)の充実	◆就学前のこどもと親が自由に遊び交流する場として、子育てに関する情報提供や学習会などを実施します。また、土曜日と日曜日に開館することで、保護者の育児を支援します。 ◆地域で安心して子育てができるよう、「子育て支援コンシェルジュ」による相談の充実に努めます。	子育てサービス課 こども保育課
136 保育所・こども園における地域開放活動の充実	◆こども同士のふれあい、保護者同士の交流、育児情報の提供の場として、保育所・こども園を地域に開放します。	保育所・こども園 こども保育課
137 幼稚園・こども園における子育てふれあい広場の充実	◆親子、親同士、こども同士、園児との交流、遊びの紹介、子育て相談などの場として、幼稚園・こども園を地域に開放します。	幼稚園・こども園 こども保育課

(3-2) 地域における多様なネットワークの活用と充実



<① 世代間交流の充実>

事業名	事業の概要	担当課
138 余裕教室の有効活用	◆余裕教室の活用は、学校運営面から一義的には各学校が活用を検討します。その活用状況を踏まえ、支障がない範囲で他の用途的利用を学校と協議の上実施します。	教育総務課
139 地域学校協働活動の推進	◆地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支えるため、地域と学校が連携・協働して行う地域学校協働活動を推進します。 ◆各学校の地域の特色を生かして、その地域にある素材を教材化して授業を構成したり、地域・家庭の優れた人材を授業に活用したりして、協働した学習の取り組みを行うことにより、児童・生徒の学びを豊かなものにし、地域の風がいきかうあたたかい学びを創造する中で、人間関係形成能力を育んでいきます。	社会教育課 指導課
140 地域参加型学校行事の推進	◆学校行事に保護者・地域の高齢者などを招待し、地域との連帯意識を育み、人間性豊かな児童・生徒を育成します。	指導課
141 中学生と幼稚園児・保育所児・こども園児の交流の充実	◆中学校家庭科、総合的な学習の時間などの授業の一環として中学生と幼稚園児や保育所児、こども園児との交流を実践します。	幼稚園・保育所・こども園 指導課

<②地域の人材を活かす活動の充実>

事業名	事業の概要	担当課
142 青少年健全育成の推進	◆育成団体の事業を支援するとともに、団体間の連携を図るため、情報共有の場を提供し青少年の健全育成を推進します。 ◆青少年育成団体連絡協議会が運営する子ども広場の活動を補助します。	社会教育課
143 地域の人材の活用	◆こどもセンターやきらっ子ルームで開催する行事などにおいて、地域の方々と交流するとともに、人材を有効に活用します。 ◆公民館主催事業や市民文化祭などでは、こどもたちが参加できるように工夫するほか、大学と連携した講座等の開催やサークル活動の発表などを通じて交流を図ります。	子育てサービス課 こども保育課 こども園 公民館

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
144 子育て支援団体との連携	◆地域での子育て支援を推進するため、子育て支援に様々な形で関わっている団体などと連携し、支援を行います。	子育てサービス課

<③ 地域・企業における次世代支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
145 トップチームやアスリートとの地域交流事業の推進	◆千葉ロッテマリーンズやオービックシーガルズ、阿武松(おうのまつ)部屋によるこども対象の教室やイベント等の開催を支援します。	生涯スポーツ課
146 NPO 法人や育児サークル等への支援	◆親同士の情報交換と育児の仲間づくりを進めるため、場所の提供や NPO 法人や育児サークル等の育成・交流等の支援を行います。	子育てサービス課 公民館 協働政策課
147 プラッツ習志野フューチャーセンターにおける若者活躍支援	◆フューチャーセンターのメンバーシステムであるクリエイターズクラブで、市内に潜在するクリエイターを発掘し、地域を盛り上げる市民活動のプレーヤーとしての活躍を支援します。	社会教育課
148 安心して働ける環境づくり	◆誰もが働くことへの意欲とその能力を発揮し活躍できる環境づくりとして、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図り、働く人やその家族の心身の健康づくりに積極的に取り組みます。 ◆習志野商工会議所や事業者等と連携し、子育てなどによりライフステージに変化があっても離職することなく、本人の希望や状況に応じて働き続けることができる職場環境への支援に努め、多様な働き方が実践されるよう取り組みます。	産業振興課
149 家庭生活と社会生活の両立の推進	◆本業以外の社会貢献活動などにつながる講座や固定的な性別役割分担意識を見直す講座、ワーク・ライフ・バランス等、家庭生活と社会生活の両立に関する講座を開催します。	多様性社会推進課
150 企業における男女共同参画の啓発の実施	◆企業が男女共同参画についての理解を深めるため、国・県・関係機関などが発行するパンフレット等の配布や、習志野商工会議所と連携した周知・啓発を行います。 ◆市内企業における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを啓発し、子育て支援先端企業認証制度をはじめ、各種表彰・認定・登録制度の周知を図ります。	多様性社会推進課 こども政策課

第5章 必要量と確保方策

I 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、提供体制の確保内容、実施時期を確保方策として示さなければならないとされています。

■子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

■国の区域設定における考え方

- ・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ・地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域

本市の総面積は20.97km²と県内では比較的小さな面積となっているものの、住宅地域、農業地域、工業地域を明確に区分した良好な居住環境を持つ都市としてまちづくりを進めてきました。

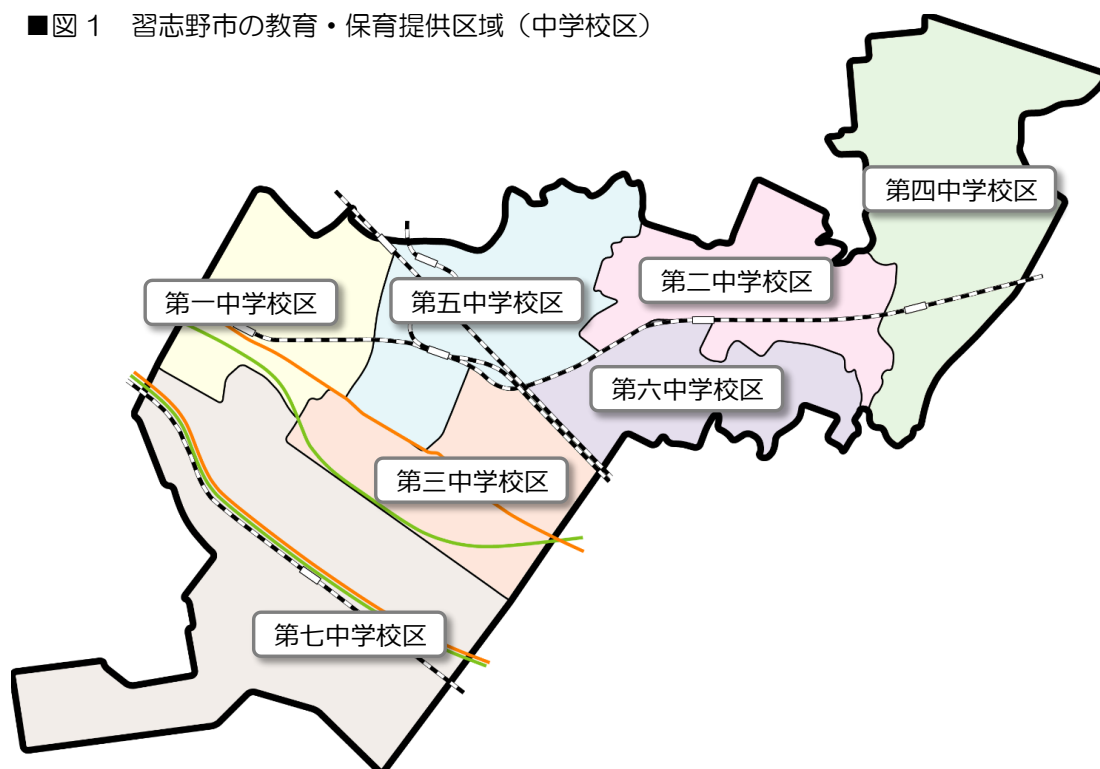
交通面では、主要交通である鉄道で5路線7駅が設置され、市内どの地域からも約2kmで駅へ行くことができ、また、京葉道路・東関東自動車道の高速道路、国道14号・国道357号の国道などが整備されており、交通網が発達しています。

本市における主な区域分けは、16小学校区、7中学校区、さらに市民と行政の協働によるまちづくりを推進するにあたり14のコミュニティを編成しています。

このような中で、前計画と同様、市としても適正な需給調整が可能である「中学校区」を本市の教育・保育提供区域とします。

なお、教育・保育提供区域を越えた広域的な提供体制が必要な事業については、市全域を一つの教育・保育提供区域とし、小学校単位で事業を実施している放課後児童健全育成事業については「小学校区」を教育・保育提供区域とします。

■図1 習志野市の教育・保育提供区域（中学校区）



■表 1 量の見込みと確保方策を定めるべき事業と教育・保育提供区域について

区分	事業の名称	教育・保育 提供区域の数
教育 ・ 保育	教育(1号)	1区域
	保育(2号・3号)	7区域
地域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業	延長保育事業	7区域
	放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	16区域
	地域子育て支援拠点事業(こどもセンター等)	7区域
	一時預かり事業 (幼稚園型:1号認定・2号認定)	1区域
	一時預かり事業(幼稚園型以外) (ファミリー・サポート・センター事業(就学前児童対象))	7区域
	利用者支援事業	1区域
	子育て短期支援事業(ショートステイ)	1区域
	乳児家庭全戸訪問事業	1区域
	養育支援訪問事業	1区域
	病児保育事業	1区域
	ファミリー・サポート・センター事業(就学児童対象)	1区域
	妊婦健康診査事業	1区域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1区域
	産後ケア事業	1区域
	子育て世帯訪問支援事業	1区域
	児童育成支援拠点事業	1区域
	親子関係形成支援事業	1区域
	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	7区域

2 教育の必要量と確保方策

(1) 教育の必要量と確保方策について

現状

○令和6年度時点では、こども園11施設、市立幼稚園5施設、私立幼稚園2施設が整備されています。

■表2 年度別「必要量」と「確保方策」について

＜単位：人＞

年齢	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
3歳	必要量(A)	418	398	414	411	404
	確保方策(B)	625	625	625	625	625
	需給差(B-A)	207	227	211	214	221
4歳	必要量(A)	485	401	380	401	397
	確保方策(B)	1,098	1,098	1,098	888	888
	需給差(B-A)	613	697	718	487	491
5歳	必要量(A)	554	472	386	366	389
	確保方策(B)	1,098	1,098	1,098	888	888
	需給差(B-A)	544	626	712	522	499
合計	必要量(A)	1,457	1,271	1,180	1,178	1,190
	確保方策(B)	2,821	2,821	2,821	2,401	2,401
	需給差(B-A)	1,364	1,550	1,641	1,223	1,211

確保方策

○現在の整備状況で、必要量を満たす十分な施設が整備されています。

令和7年4月に、市立藤崎幼稚園に保育所機能を加えた藤崎こども園を開園し、4歳児、5歳児の定員を減少します。

令和7年度までを計画期間とする「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」において、市立幼稚園は、集団教育の観点から、将来的に4歳児、5歳児ともに園児数が10人以下となることが見込まれる場合、市立こども園との統合を検討することとしており、市立大久保東幼稚園は、令和6年度末をもって市立大久保こども園と統合します。また、令和9年度末をもって、市立津田沼幼稚園は市立藤崎こども園と、屋敷幼稚園は市立杉の子こども園と統合します。

今後は、市立こども園において、教育機会の確保、特別支援教育、幼児教育の研究、人材育成などの公立施設が果たすべき役割をしっかりと果たしつつ、1号認定こどもの定員のあり方について検討していきます。

また、私立幼稚園のこども園化などについて柔軟な対応を図ります。

第5章 必要量と確保方策

■表3 確保方策の内訳（教育）

＜単位：人＞

区域	施設名	種別	開設年度	合計	
第一中学校区	谷津幼稚園	市立幼稚園	既設	210	497
	向山こども園	市立こども園	既設	80	
	第一くるみ幼稚園	私立こども園	既設	207	
第二中学校区	大久保東幼稚園	市立幼稚園	既設	210	452
	大久保こども園	市立こども園	既設	80	
	みのりつくしこども園	私立こども園	既設	60	
	習志野みのり幼稚園	私立こども園	既設	312	
	大久保東幼稚園	市立幼稚園	R7こども園統合	▲210	
第三中学校区	袖ヶ浦こども園	市立こども園	既設	142	142
第四中学校区	東習志野こども園	市立こども園	既設	140	770
	みもみ幼稚園	私立幼稚園	既設	300	
	ホーリネス幼稚園	私立幼稚園	既設	270	
	ブレーメン実花こども園	私立こども園	既設	60	
第五中学校区	津田沼幼稚園	市立幼稚園	既設	210	350
	藤崎幼稚園	市立幼稚園	既設	140	
	幼保連携型認定こども園青葉幼稚園	私立こども園	既設	270	
	藤崎幼稚園	市立幼稚園	R7こども園移行	▲140	
	藤崎こども園	市立こども園	R7	80	
	津田沼幼稚園	市立幼稚園	R10こども園統合	▲210	
第六中学校区	屋敷幼稚園	市立幼稚園	既設	210	130
	杉の子こども園	市立こども園	既設	130	
	屋敷幼稚園	市立幼稚園	R10こども園統合	▲210	
第七中学校区	新習志野こども園	市立こども園	既設	60	60
計画期間中の確保方策合計				2,401	

3 保育の必要量と確保方策

○保育需要に対する供給施設の区域間調整

- ・ 各教育・保育提供区域における保育需要に対しては、当該区域内の供給施設により対応することが基本となりますが、保護者の通勤経路などの事情により実態としては必ずしも居住している区域内の施設に入所していない状況もあります。
- ・ このような実態などを考慮しながら、供給施設の区域間調整を行うことにより、確保方策の実施に伴い各提供区域において過剰供給となることを抑止します。

■表 4 教育・保育提供区域間で調整を行う施設

施設名	所在区域	供給区域1	供給区域2
キッズガーデン津田沼園	第一中学校区	第一中学校区 (7/10)	第五中学校区 (3/10)
谷津保育所	第一中学校区	第一中学校区 (6/10)	第七中学校区 (4/10)
大久保みのり保育園	第二中学校区	第二中学校区 (7/10)	第六中学校区 (3/10)
幼保連携型認定こども園青葉幼稚園	第五中学校区	第三中学校区 (2/10)	第五中学校区 (8/10)
菊田みのり保育園	第五中学校区	第三中学校区 (2/10)	第五中学校区 (8/10)
サンライズキッズ保育園津田沼園	第五中学校区	第三中学校区 (3/10)	第五中学校区 (7/10)
青葉保育園	第五中学校区	第五中学校区 (8/10)	第六中学校区 (2/10)
谷津南保育所	第七中学校区	第一中学校区 (4/10)	第七中学校区 (6/10)
新習志野こども園	第七中学校区	第三中学校区 (2/10)	第七中学校区 (8/10)
かすみ保育園	第七中学校区	第三中学校区 (2/10)	第七中学校区 (8/10)
リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園	第七中学校区	第三中学校区 (2/10)	第七中学校区 (8/10)
ロゼッタ保育園	第七中学校区	第三中学校区 (3/10)	第七中学校区 (7/10)

(1)市全域

現状

○令和6年度時点では、保育所24施設、こども園11施設、小規模保育事業所11施設が整備されています。

○また、認可外保育施設が1施設あります。

■表5 年度別「必要量」と「確保方策」について

＜単位：人＞

認定区分	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	245	246	249	250	253
	確保方策(B)	359	362	362	362	371
	認可外保育施設含む	359	362	362	362	371
	需給差(B-A)	114	116	113	112	118
	認可外保育施設含む	114	116	113	112	118
1歳児 (3号認定)	必要量(A)	626	632	625	626	623
	確保方策(B)	629	632	632	632	656
	認可外保育施設含む	629	632	632	632	656
	需給差(B-A)	3	0	7	6	33
	認可外保育施設含む	3	0	7	6	33
2歳児 (3号認定)	必要量(A)	710	684	680	677	680
	確保方策(B)	739	744	744	744	768
	認可外保育施設含む	746	751	751	751	775
	需給差(B-A)	29	60	64	67	88
	認可外保育施設含む	36	67	71	74	95
3～5歳児 (2号認定)	必要量(A)	2,321	2,310	2,292	2,240	2,217
	確保方策(B)	2,512	2,525	2,525	2,525	2,600
	認可外保育施設含む	2,533	2,546	2,546	2,546	2,621
	需給差(B-A)	191	215	233	285	383
	認可外保育施設含む	212	236	254	306	404
合計	必要量(A)	3,902	3,872	3,846	3,793	3,773
	確保方策(B)	4,239	4,263	4,263	4,263	4,395
	認可外保育施設含む	4,267	4,291	4,291	4,291	4,423
	需給差(B-A)	337	391	417	470	622
	認可外保育施設含む	365	419	445	498	650

第5章 必要量と確保方策

確保方策

- 令和7年4月に市立藤崎こども園を開園するとともに、市立藤崎保育所を私立化し、藤崎みつばし保育園として定員を増加させ開園します。これに加え、既存施設における定員の増加や弾力化による受入れ等により、待機児童は解消されるものと想定しています。
- 鷺沼特定土地区画整理事業の「まちびらき」が令和10年度末に予定されており、当該地区の保育需要が増大することが見込まれています。そのため、計画期間中である令和11年度には、1か所の認可保育所を整備対応します。それ以降の対応については、将来的な就学前人口の減少を見据え、周辺の既存施設の活用を図りつつ、適切な規模の施設整備を行い対応していきます。



(2) 第一中学校区

現状

○令和6年度時点では保育所10施設、こども園2施設、小規模保育事業所5施設が整備されています。

■表6 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	59	58	55	54	51
	確保方策(B)	105	105	105	105	105
	需給差(B-A)	46	47	50	51	54
1歳児 (3号認定)	必要量(A)	222	174	166	159	152
	確保方策(B)	217	217	217	217	217
	需給差(B-A)	▲5	43	51	58	65
2歳児 (3号認定)	必要量(A)	252	241	189	178	172
	確保方策(B)	254	254	254	254	254
	需給差(B-A)	2	13	65	76	82
3～5 歳児 (2号認定)	必要量(A)	788	778	793	724	646
	確保方策(B)	785	785	785	785	785
	需給差(B-A)	▲3	7	▲8	61	139
合計	必要量(A)	1,321	1,251	1,203	1,115	1,021
	確保方策(B)	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361
	需給差(B-A)	40	110	158	246	340

第5章 必要量と確保方策

確保方策

○一部の認定区分で若干の需給差が生じる年度もありますが、定員の弾力化や他の中学校区で補うこと等により、待機児童は発生しないものと想定しています。

○当該中学校区は、JR津田沼駅への通勤経路にあり、他の中学校区からの利用が見込まれることから、需給差が生じる他中学校区の保育需要を受け止めることを想定しています。

■表 7 第一中学校区の整備予定（2号・3号認定）

＜単位：人＞

施設名	種別	開設年度	合計
アスクかなでのもり保育園	保育所	既設	80
谷津保育所(6/10)		既設	66
谷津南保育所(4/10)		既設	64
アスクかなでのもり第二保育園		既設	120
キッズガーデン奏の杜園		既設	120
谷津みのり保育園		既設	138
そらまめ保育園 かなでの杜		既設	150
京進のはいくえんHOPPA津田沼ザ・タワー		既設	96
そらまめ保育園 津田沼駅前		既設	140
クニナ奏の杜保育園		既設	70
キッズガーデン津田沼園(7/10)		既設	67
サンライズキッズ保育園奏の杜園	小規模保育事業所	既設	18
杜の子保育園		既設	19
サンライズキッズ保育園谷津園		既設	15
みらいつむぎ谷津保育園		既設	19
ひまわり保育園 Sola		既設	19
向山こども園	こども園	既設	142
第一くるみ幼稚園(幼稚園型認定こども園)		既設	18
合計			1,361

(3) 第二中学校区

現状

○令和6年度時点では、保育所1施設、こども園3施設、小規模保育事業所2施設が整備されています。

○また、認可外保育施設が1施設あります。

■表8 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	32	31	33	33	34
	確保方策(B)	42	42	42	42	42
	認可外保育施設含む	42	42	42	42	42
	需給差(B-A)	10	11	9	9	8
	認可外保育施設含む	10	11	9	9	8
1歳児 (3号認定)	必要量(A)	71	78	76	77	75
	確保方策(B)	62	62	62	62	62
	認可外保育施設含む	62	62	62	62	62
	需給差(B-A)	▲9	▲16	▲14	▲15	▲13
	認可外保育施設含む	▲9	▲16	▲14	▲15	▲13
2歳児 (3号認定)	必要量(A)	77	76	80	80	81
	確保方策(B)	74	74	74	74	74
	認可外保育施設含む	81	81	81	81	81
	需給差(B-A)	▲3	▲2	▲6	▲6	▲7
	認可外保育施設含む	4	5	1	1	0
3～5 歳児 (2号認定)	必要量(A)	250	259	248	247	249
	確保方策(B)	264	264	264	264	264
	認可外保育施設含む	285	285	285	285	285
	需給差(B-A)	14	5	16	17	15
	認可外保育施設含む	35	26	37	38	36
合計	必要量(A)	430	444	437	437	439
	確保方策(B)	442	442	442	442	442
	認可外保育施設含む	470	470	470	470	470
	需給差(B-A)	12	▲2	5	5	3
	認可外保育施設含む	40	26	33	33	31

第5章 必要量と確保方策

確保方策

○1歳児で需給差が生じますが、定員の弾力化や隣接する中学校区で補うことにより待機児童は発生しないものと想定しています。

■表9 第二中学校区の整備予定（2号・3号認定）

＜単位：人＞

施設名	種別	開設年度	合計
大久保みのり保育園（7/10）	保育所	既設	103
ひまわり保育園 2nd	小規模保育 事業所	既設	18
ひまわり保育園		既設	18
みのりつくしこども園	こども園	既設	105
大久保こども園		既設	150
習志野みのり幼稚園（幼稚園型認定こども園）		既設	48
計画期間中の確保方策合計			442
やひろ学園	認可外	既設	28
計画期間中の認可外保育施設合計			28
計画期間中の確保方策合計（認可外保育施設など含む）			470

(4) 第三中学校区

現状

○令和6年度時点では、保育所1施設、こども園1施設が整備されています。

■表 10 年度別「必要量」と「確保方策」について

＜単位：人＞

認定区分	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	21	21	23	23	27
	確保方策(B)	33	34	34	34	43
	需給差(B-A)	12	13	11	11	16
1歳児 (3号認定)	必要量(A)	46	53	54	59	64
	確保方策(B)	45	46	46	46	70
	需給差(B-A)	▲1	▲7	▲8	▲13	6
2歳児 (3号認定)	必要量(A)	49	56	58	63	70
	確保方策(B)	51	52	52	52	76
	需給差(B-A)	2	▲4	▲6	▲11	6
3～5 歳児 (2号認定)	必要量(A)	203	200	208	207	239
	確保方策(B)	206	209	209	209	284
	需給差(B-A)	3	9	1	2	45
合計	必要量(A)	319	330	343	352	400
	確保方策(B)	335	341	341	341	473
	需給差(B-A)	16	11	▲2	▲11	73

第5章 必要量と確保方策

確保方策

- 1歳児と2歳児で需給差が生じますが、定員の弾力化や隣接する中学校区で補うことにより待機児童は発生しないものと想定しています。
- 鷺沼特定土地区画整理事業の「まちびらき」が令和10年度末に予定されており、当該地区の保育需要が増大することが見込まれています。そのため、計画期間中である令和11年度には、1か所の認可保育所を整備し対応します。それ以降の対応については、将来的な就学前人口の減少を見据え、周辺の既存施設の活用を図りつつ、適切な規模の施設整備を行い対応していきます。

■表 11 第三中学校区の整備予定（2・3号認定）

＜単位：人＞

施設名	種別	開設年度	合計
明德そでにの保育園	保育所	既設	110
菊田みのり保育園(2/10)		既設	34
かすみ保育園(2/10)		既設	18
リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園(2/10)		既設	6
リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園(2/10)		R8.4 定員増	6
民間認可保育所		R11.4	132
サンライズキッズ保育園津田沼園(3/10)	小規模保育事業所	既設	6
ロゼッタ保育園(3/10)		既設	6
袖ヶ浦こども園	こども園	既設	125
幼保連携型認定こども園青葉幼稚園(2/10)		既設	24
新習志野こども園(2/10)		既設	6
合計			473

(5) 第四中学校区

現状

○令和6年度時点では、保育所2施設、こども園2施設が整備されています。

■表 12 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	30	32	31	33	33
	確保方策(B)	42	42	42	42	42
	需給差(B-A)	12	10	11	9	9
1歳児 (3号認定)	必要量(A)	72	74	75	75	78
	確保方策(B)	66	66	66	66	66
	需給差(B-A)	▲6	▲8	▲9	▲9	▲12
2歳児 (3号認定)	必要量(A)	57	75	78	80	79
	確保方策(B)	78	78	78	78	78
	需給差(B-A)	21	3	0	▲2	▲1
3～5歳児 (2号認定)	必要量(A)	260	215	223	222	243
	確保方策(B)	267	267	267	267	267
	需給差(B-A)	7	52	44	45	24
合計	必要量(A)	419	396	407	410	433
	確保方策(B)	453	453	453	453	453
	需給差(B-A)	34	57	46	43	20

確保方策

○主に1歳児で需給差が生じますが、定員の弾力化により待機児童は発生しないものと想定しています。

■表 13 第四中学校区の整備予定（2・3号認定）

<単位：人>

施設名	種別	開設年度	合計
若松すずみ保育園	保育所	既設	150
実籾保育園		既設	36
東習志野こども園	こども園	既設	152
ブレーメン実花こども園		既設	115
合計			453

第5章 必要量と確保方策

(6) 第五中学校区

現状

○令和6年度時点では、保育所4施設、こども園1施設、小規模保育事業所2施設が整備されています。

■表 14 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	57	58	60	59	60
	確保方策(B)	71	71	71	71	71
	需給差(B-A)	14	13	11	12	11
1歳児 (3号認定)	必要量(A)	115	146	145	148	146
	確保方策(B)	123	123	123	123	123
	需給差(B-A)	8	▲23	▲22	▲25	▲23
2歳児 (3号認定)	必要量(A)	148	127	159	159	162
	確保方策(B)	141	141	141	141	141
	需給差(B-A)	▲7	14	▲18	▲18	▲21
3～5 歳児 (2号認定)	必要量(A)	421	448	432	459	469
	確保方策(B)	510	510	510	510	510
	需給差(B-A)	89	62	78	51	41
合計	必要量(A)	741	779	796	825	837
	確保方策(B)	845	845	845	845	845
	需給差(B-A)	104	66	49	20	8

確保方策

- 令和7年4月に市立藤崎こども園を開園するとともに、市立藤崎保育所を私立化し、藤崎みつばし保育園として定員を増加させ開園します。
- 1歳児と2歳児で需給差が生じますが、定員の弾力化や隣接する中学校区で補うことにより、待機児童は発生しないものと想定しています。

■表 15 第五中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

施設名	種別	開設年度	合計
藤崎保育所	保育所	既設	123
ブレーメン津田沼保育園		既設	149
菊田みのり保育園(8/10)		既設	137
青葉保育園(8/10)		既設	130
キッズガーデン津田沼園(3/10)		既設	27
藤崎保育所		R7.4 私立化	▲123
藤崎みつばし保育園		R7.4	132
サンライズキッズ保育園津田沼園(7/10)	小規模保育事業所	既設	13
ポピンズナーサリースクール イオンモール津田沼		既設	18
幼保連携型認定こども園青葉幼稚園(8/10)	こども園	既設	97
藤崎こども園		R7.4	142
合計			845

第5章 必要量と確保方策

(7) 第六中学校区

現状

○令和6年度時点では、保育所2施設、こども園1施設、小規模保育事業所1施設が整備されています。

■表 16 年度別「必要量」と「確保方策」について

＜単位：人＞

認定区分	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	34	34	34	35	34
	確保方策(B)	38	38	38	38	38
	需給差(B-A)	4	4	4	3	4
1歳児 (3号認定)	必要量(A)	69	72	75	74	74
	確保方策(B)	60	60	60	60	60
	需給差(B-A)	▲9	▲12	▲15	▲14	▲14
2歳児 (3号認定)	必要量(A)	90	73	77	79	77
	確保方策(B)	72	72	72	72	72
	需給差(B-A)	▲18	▲1	▲5	▲7	▲5
3～5 歳児 (2号認定)	必要量(A)	276	281	258	252	241
	確保方策(B)	225	225	225	225	225
	需給差(B-A)	▲51	▲56	▲33	▲27	▲16
合計	必要量(A)	469	460	444	440	426
	確保方策(B)	395	395	395	395	395
	需給差(B-A)	▲74	▲65	▲49	▲45	▲31

確保方策

○徐々に縮まっていくものの、各認定区分において需給差が生じますが、定員の弾力化や他の中学校区で補うこと等により、保育需要を受け止めることが可能なものと想定しています。

■表 17 第六中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

施設名	種別	開設年度	合計
本大久保第二保育所	保育所	既設	47
COO 本大久保保育園		既設	177
大久保みのり保育園（3/10）		既設	44
青葉保育園（2/10）		既設	32
ひまわり保育園3rd	小規模保育事業所	既設	18
杉の子こども園	こども園	既設	77
合計			395

第5章 必要量と確保方策

(8) 第七中学校区

現状

○令和6年度時点では、保育所4施設、こども園1施設、小規模保育事業所1施設が整備されています。

■表 18 年度別「必要量」と「確保方策」について

＜単位：人＞

認定区分	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	12	12	13	13	14
	確保方策(B)	28	30	30	30	30
	需給差(B-A)	16	18	17	17	16
1歳児 (3号認定)	必要量(A)	31	35	34	34	34
	確保方策(B)	56	58	58	58	58
	需給差(B-A)	25	23	24	24	24
2歳児 (3号認定)	必要量(A)	37	36	39	38	39
	確保方策(B)	69	73	73	73	73
	需給差(B-A)	32	37	34	35	34
3～5 歳児 (2号認定)	必要量(A)	123	129	130	129	130
	確保方策(B)	255	265	265	265	265
	需給差(B-A)	132	136	135	136	135
合計	必要量(A)	203	212	216	214	217
	確保方策(B)	408	426	426	426	426
	需給差(B-A)	205	214	210	212	209

確保方策

- 令和7年度当初から待機児童は発生しないものと想定しています。
- 当該中学校区は、JR新習志野駅への通勤経路にあり、他の中学校区からの利用が見込まれることから、需給差が生じる他中学校区の保育需要を受け止めることを想定しています。

■表 19 第七中学校区の整備予定（2号・3号認定）

＜単位：人＞

施設名	種別	開設年度	合計
かすみ保育園(8/10)	保育所	既設	72
秋津保育所		既設	137
谷津南保育所(6/10)		既設	96
リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園(8/10)		既設	24
谷津保育所(4/10)		既設	43
リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園(8/10)		R8.4 定員増	18
ロゼッタ保育園(7/10)	小規模保育事業所	既設	12
新習志野こども園(8/10)	こども園	既設	24
合計			426

4 地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策

(1) 延長保育事業

○事業内容

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所などにおいて保育を実施する事業です。

○事業実績

すべての保育所・こども園・小規模保育事業所にて、午後6時以降実施しています。

■表 20 利用実績

＜単位：人（実人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
入所者数 (標準時間認定者)	2,929 (2,691)	3,183 (2,877)	3,423 (3,092)	3,502 (3,165)	3,613 (3,257)

各年4月時点

○必要量と確保方策

延長保育事業は、保育を利用するこども（標準時間認定者）はすべて利用する可能性があり、対応できる施設は準備されていることから、必要量は、保育の確保量と同数としました。

また、今後整備する保育所などのすべてで、延長保育事業を実施するため、確保方策は必要量と同数としました。

■表 21 必要量と確保方策

＜単位：人（実人数）＞

区域	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第一中学校区	必要量	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361
	確保方策	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361
	需給差	0	0	0	0	0
第二中学校区	必要量	442	442	442	442	442
	確保方策	442	442	442	442	442
	需給差	0	0	0	0	0
第三中学校区	必要量	335	341	341	341	473
	確保方策	335	341	341	341	473
	需給差	0	0	0	0	0
第四中学校区	必要量	453	453	453	453	453
	確保方策	453	453	453	453	453
	需給差	0	0	0	0	0
第五中学校区	必要量	845	845	845	845	845
	確保方策	845	845	845	845	845
	需給差	0	0	0	0	0
第六中学校区	必要量	395	395	395	395	395
	確保方策	395	395	395	395	395
	需給差	0	0	0	0	0
第七中学校区	必要量	408	426	426	426	426
	確保方策	408	426	426	426	426
	需給差	0	0	0	0	0
全体	必要量	4,239	4,263	4,263	4,263	4,395
	確保方策	4,239	4,263	4,263	4,263	4,395
	需給差	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童会)

○事業内容

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童を対象に、家庭、地域などとの連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立などを図り、もって当該児童の健全な育成を図る事業です。

○事業実績

市内の16小学校区38児童会で実施しています。

■表 22 登録児童数の推移（各年度5月1日現在）

＜単位：人＞

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1～3年生	1,353	1,320	1,426	1,469	1,495
4～6年生	137	116	172	245	348
全体	1,490	1,436	1,598	1,714	1,843

○必要量と確保方策

小学校ごとに放課後児童会を設置していることから、小学校の余裕教室、隣接幼稚園等を活用して整備してきましたが、必要量の増加が見込まれる小学校があることから、余裕教室の活用、公共施設等を活用し、必要量に対応した放課後児童会を整備します。

■表 23 必要量と確保方策

＜単位：人＞

小学校名	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
袖ヶ浦 西	必要量(A)	46	44	45	46	49
	確保方策(B)	100	100	100	100	100
	需給差(B-A)	54	56	55	54	51
大久保	必要量(A)	162	158	157	155	147
	確保方策(B)	196	196	196	196	196
	需給差(B-A)	34	38	39	41	49
鷺沼	必要量(A)	156	147	160	157	161
	確保方策(B)	236	236	236	236	236
	需給差(B-A)	80	89	76	79	75
谷津	必要量(A)	334	332	324	328	329
	確保方策(B)	365	365	365	365	365
	需給差(B-A)	31	33	41	37	36
大久保 東	必要量(A)	79	86	92	88	92
	確保方策(B)	120	120	120	120	120
	需給差(B-A)	41	34	28	32	28

第5章 必要量と確保方策

■表 23 必要量と確保方策（続き）

＜単位：人＞

小学校名	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
東 習志野	必要量(A)	103	99	88	79	67
	確保方策(B)	150	150	150	150	150
	需給差(B-A)	47	51	62	71	83
実花	必要量(A)	71	69	56	51	41
	確保方策(B)	113	113	113	113	113
	需給差(B-A)	42	44	57	62	72
津田沼	必要量(A)	190	187	190	197	199
	確保方策(B)	190	190	235	235	235
	需給差(B-A)	0	3	45	38	36
向山	必要量(A)	101	117	108	111	114
	確保方策(B)	138	138	138	138	138
	需給差(B-A)	37	21	30	27	24
実籾	必要量(A)	70	75	75	70	73
	確保方策(B)	86	86	86	86	86
	需給差(B-A)	16	11	11	16	13
藤崎	必要量(A)	88	86	87	86	86
	確保方策(B)	102	102	102	102	102
	需給差(B-A)	14	16	15	16	16
屋敷	必要量(A)	149	130	121	105	95
	確保方策(B)	184	184	184	184	184
	需給差(B-A)	35	54	63	79	89
秋津	必要量(A)	56	49	50	46	42
	確保方策(B)	86	86	86	86	86
	需給差(B-A)	30	37	36	40	44
袖ヶ浦 東	必要量(A)	40	41	41	38	36
	確保方策(B)	70	70	70	70	70
	需給差(B-A)	30	29	29	32	34
香澄	必要量(A)	34	35	36	32	32
	確保方策(B)	65	65	65	65	65
	需給差(B-A)	31	30	29	33	33
谷津南	必要量(A)	254	249	236	213	196
	確保方策(B)	363	363	363	363	363
	需給差(B-A)	109	114	127	150	167
全体	必要量(A)	1,933	1,904	1,866	1,802	1,759
	確保方策(B)	2,564	2,564	2,609	2,609	2,609
	需給差(B-A)	631	660	743	807	850

第5章 必要量と確保方策

■表 24 確保方策の内訳

<単位：人>

小学校名	施設名	開設年度	合計	
袖ヶ浦西	袖ヶ浦西児童会	既設	100	100
大久保	大久保第一・大久保第二・大久保第三・大久保第四児童会	既設	196	196
鷺沼	鷺沼第一・鷺沼第二・鷺沼第三児童会	既設	236	236
谷津	谷津第一・谷津第二・谷津第三・谷津第四・谷津第五・谷津第六児童会	既設	365	365
大久保東	大久保東児童会	既設	98	120
	大久保東第一児童会	令和7年	▲58	
	大久保東第二児童会	令和7年	40	
	大久保東第二児童会（プレイルームの整備）	令和7年	40	
	大久保東第一児童会	令和10年	20	
	大久保東第二児童会	令和10年	20	
	大久保東第二児童会（プレイルームの廃止）	令和10年	▲40	
東習志野	東習志野第一・東習志野第二・東習志野第三児童会	既設	150	150
実花	実花第一・実花第二児童会	既設	113	113
津田沼	つだぬま第一・つだぬま第二・つだぬま第三児童会	既設	190	235
	つだぬま第四児童会	令和9年	45	
向山	向山第一・向山第二児童会	既設	93	138
	向山第一児童会（プレイルームの整備）	令和7年	45	
実籾	実籾児童会	既設	86	86
藤崎	藤崎第一・藤崎第二児童会	既設	102	102
屋敷	屋敷第一・屋敷第二・屋敷第三児童会	既設	184	184
秋津	秋津児童会	既設	86	86
袖ヶ浦東	袖ヶ浦東児童会	既設	70	70
香澄	香澄児童会	既設	65	65
谷津南	谷津南第一・谷津南第二・谷津南第三・谷津南第四児童会	既設	363	363
計画期間中の確保方策合計			2,609	

第5章 必要量と確保方策

(3) 地域子育て支援拠点事業(こどもセンター等)

○事業内容

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

○事業実績

習志野市こどもセンター(鷺沼)、きらっ子ルーム、こども園こどもセンターで実施しています。

■表 25 利用実績

＜単位：利用実績…人日(年間延べ人数)、箇所数…箇所＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実績	93,568	36,669	42,819	41,771	71,104
箇所数	7	8	8	8	8

※利用実績は、市立施設における、こども及び保護者の利用実績を掲載しています。

○必要量と確保方策

第五中学校区で若干の需給差が生じますが、隣接する中学校区で補うことにより、必要量に応じた確保を図ります。

■表 26 確保方策の内訳

区域	施設名	開設年度
第一中学校区	きらっ子ルームやつ	既設
	向山こども園こどもセンター	既設
第二中学校区	大久保こども園こどもセンター	既設
	みのりつくしこども園こどもセンター	既設
第三中学校区	袖ヶ浦こども園こどもセンター	既設
	習志野市こどもセンター	既設
第四中学校区	東習志野こども園こどもセンター	既設
第五中学校区	藤崎こども園こどもセンター	令和7年
第六中学校区	杉の子こども園こどもセンター	既設
第七中学校区	新習志野こども園こどもセンター	既設

第5章 必要量と確保方策

■表 27 必要量と確保方策

＜単位：確保方策…箇所、その他…人日（年間延べ人数）＞

区域	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第一中学校区	必要量	25,564	22,773	20,011	18,923	18,013
	確保方策	2	2	2	2	2
	【参考】	確保量	36,332	36,332	36,332	36,332
		需給差	10,768	13,559	16,321	18,319
第二中学校区	必要量	11,804	11,863	11,979	11,950	11,717
	確保方策	2	2	2	2	2
	【参考】	確保量	31,536	31,536	31,536	31,536
		需給差	19,732	19,673	19,557	19,819
第三中学校区	必要量	11,322	11,930	12,196	12,614	13,450
	確保方策	2	2	2	2	2
	【参考】	確保量	40,880	40,880	40,880	40,880
		需給差	29,558	28,950	28,684	27,430
第四中学校区	必要量	15,773	16,989	17,136	17,247	17,173
	確保方策	1	1	1	1	1
	【参考】	確保量	21,900	21,900	21,900	21,900
		需給差	6,127	4,911	4,764	4,727
第五中学校区	必要量	20,098	21,089	22,321	22,080	21,750
	確保方策	1	1	1	1	1
	【参考】	確保量	20,148	20,148	20,148	20,148
		需給差	50	▲941	▲2,173	▲1,932
第六中学校区	必要量	11,482	11,153	11,362	11,273	11,003
	確保方策	1	1	1	1	1
	【参考】	確保量	19,564	19,564	19,564	19,564
		需給差	8,082	8,411	8,202	8,291
第七中学校区	必要量	8,147	7,984	8,066	7,929	7,902
	確保方策	1	1	1	1	1
	【参考】	確保量	11,972	11,972	11,972	11,972
		需給差	3,825	3,988	3,906	4,043
全体	必要量	104,191	103,781	103,071	102,017	101,008
	確保方策	10	10	10	10	10
	【参考】	確保量	182,332	182,332	182,332	182,332
		需給差	78,141	78,551	79,261	80,315

第5章 必要量と確保方策

(4-1) 一時預かり事業(幼稚園型:1号認定・2号認定)

○事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業のうち、「幼稚園型」に当たる事業です。

○事業実績

預かり保育事業として、すべての市立、私立幼稚園、こども園で実施しています。

■表 28 利用実績

＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実績	13,320	12,912	15,683	14,905	15,991

※市立幼稚園(市立こども園を含む。)における一時預かり事業の利用実績を掲載しています。

○必要量と確保方策

需要に応じた確保ができると考えております。

■表 29 必要量と確保方策

＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	34,858	33,041	32,035	31,537	31,435
確保方策	34,858	33,041	32,035	31,537	31,435
需給差	0	0	0	0	0

※市立・私立幼稚園(市立・私立こども園を含む。)における一時預かり事業の必要量と確保方策です。

(4-2) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童対象（病児・緊急対応強化事業以外）を含む。）

○事業内容

【一時預かり事業】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【ファミリー・サポート・センター事業】

乳幼児を子育てしている保護者、援助をするサポーター双方を会員として、乳幼児の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○事業実績

一時預かり事業は、「一時保育事業」として、保育所、こども園などで実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業では、保育所（園）の送迎や短時間の預かりを行う「育児支援事業」やこどもセンター、きらっ子ルームでの一時預かり事業「ファミ・サポる～む」を実施しています。本市のファミリー・サポート・センター事業は、午後10時まで実施しており、いわゆるトワイライトステイ事業の役割も担っています。

■表 30 利用実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
一時預かり事業	16,169	10,137	7,065	10,674	10,549
ファミリー・サポート・センター事業	2,029	1,488	1,659	1,876	2,049
合計	18,198	11,625	8,724	12,550	12,598

第5章 必要量と確保方策

○必要量と確保方策

令和7年度から藤崎こども園において実施します。令和8年度以降、すべての中学校区で需要に 대응することができると考えていますが、実施にあたっては、一時預かり事業の需要の変化等を注視しながら、適切な措置を講じます。

■表 31 必要量と確保方策

＜単位：人日（年間延べ人数）＞

区域	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第一中学校区	必要量	2,073	1,945	1,792	1,675	1,526
	確保方策(A)	5,061	5,061	5,061	5,061	5,061
	確保方策(B)	473	453	423	390	360
	需給差	3,461	3,569	3,692	3,776	3,895
第二中学校区	必要量	1,629	1,600	1,591	1,581	1,564
	確保方策(A)	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640
	確保方策(B)	227	227	229	229	230
	需給差	1,238	1,267	1,278	1,288	1,306
第三中学校区	必要量	2,383	2,465	2,557	2,798	2,792
	確保方策(A)	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
	確保方策(B)	166	175	184	205	206
	需給差	1,083	1,010	927	707	714
第四中学校区	必要量	1,787	1,805	1,850	1,905	1,926
	確保方策(A)	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640
	確保方策(B)	235	242	252	262	269
	需給差	1,088	1,077	1,042	997	983
第五中学校区	必要量	2,231	2,255	2,307	2,326	2,365
	確保方策(A)	4,277	4,277	4,277	4,277	4,277
	確保方策(B)	369	381	395	402	417
	需給差	2,415	2,403	2,365	2,353	2,329
第六中学校区	必要量	1,813	1,735	1,697	1,664	1,657
	確保方策(A)	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112
	確保方策(B)	220	215	213	210	213
	需給差	519	592	628	658	668
第七中学校区	必要量	871	839	812	800	798
	確保方策(A)	683	683	683	683	683
	確保方策(B)	173	170	167	165	168
	需給差	▲15	14	38	48	53
全体	必要量	12,787	12,644	12,606	12,749	12,628
	確保方策(A)	20,713	20,713	20,713	20,713	20,713
	確保方策(B)	1,863	1,863	1,863	1,863	1,863
	需給差	9,789	9,932	9,970	9,827	9,948

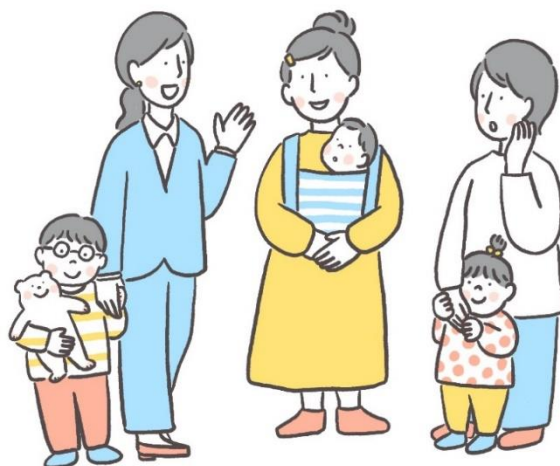
※確保方策(A)…確保方策(一時預かり)、確保方策(B)…確保方策(ファミリー・サポート・センター)

第5章 必要量と確保方策

■表 32 確保方策（一時保育）の内訳

＜単位：人日（年間延べ人数）＞

区域	施設名	開設年度	確保数
第一中学校区	谷津保育所	既設	2,640
	向山こども園	既設	2,122
	クニナ奏の杜保育園	既設	299
第二中学校区	大久保こども園	既設	2,640
第三中学校区	袖ヶ浦こども園	既設	2,640
	明德そでにの保育園	既設	660
第四中学校区	東習志野こども園	既設	2,640
第五中学校区	藤崎こども園	令和7年	2,640
	ブレーメン津田沼保育園	既設	1,300
	菊田みのり保育園	既設	337
第六中学校区	杉の子こども園	既設	2,112
第七中学校区	かすみ保育園	既設	388
	ロゼッタ保育園	既設	295



第5章 必要量と確保方策

(5) 利用者支援事業

○事業内容

【基本型・地域子育て相談機関・特定型（子育て支援コンシェルジュ）】

こどもや保護者などが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な場所において、情報提供、必要に応じた相談・助言などを行い、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

【こども家庭センター型】

母子保健・児童福祉の両機能を持つ一体的組織として連携・協働を深め、子育て家庭に対する相談支援を実施します。虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく相談対応することを目指し、家庭支援事業等の地域資源を活用した支援を実施する事業です。

【妊婦等包括相談支援事業】

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業です。

○事業実績

【基本型・特定型（子育て支援コンシェルジュ）】

市立のこどもセンター・きらっ子ルーム・こども部窓口で、実施しています。

■表 33 事業実績

＜単位：箇所＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
基本型・特定型	8	8	8	8	8
母子保健型	1	1	1	1	1

※「母子保健型」は、令和6年度より「こども家庭センター型」に統合

○必要量と確保方策

【基本型・地域子育て相談機関・特定型（子育て支援コンシェルジュ）】

中学校区毎で1か所以上の設置を図ります。

【こども家庭センター型】

現状において、すべて実施できることから、令和7年度から令和11年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等の体制とします。

【妊婦等包括相談支援事業】

現状実施している伴走型相談支援において実施できていることから、現状の実施体制と同等の体制とします。

■表 34 必要量と確保方策

（基本型・地域子育て相談機関・特定型・こども家庭センター型）

＜単位：箇所＞

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	基本型	7	7	7	7	7
	地域子育て相談機関	7	7	7	7	7
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	9	9	9	9	9
	地域子育て相談機関	9	9	9	9	9
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
需給差	基本型	2	2	2	2	2
	地域子育て相談機関	2	2	2	2	2
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	0	0	0	0	0

■表 35 必要量と確保方策（妊婦等包括相談支援事業）

＜単位：妊娠届出数…人、その他…回＞

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	妊娠届出数	1,073	1,057	1,048	1,038	1,025
	1組当たりの面談回数	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	面談実施合計回数	2,683	2,643	2,620	2,595	2,563
確保方策	妊婦等包括相談支援事業	2,683	2,643	2,620	2,595	2,563

第5章 必要量と確保方策

■表 36 確保方策の内訳（基本型・地域子育て相談機関・特定型・こども家庭センター型）

	区域	施設名	開設年度
基本型・ 地域子育て相談機関	第一中学校区	きらっ子ルームやつ	既設
		向山こども園こどもセンター	既設
	第二中学校区	大久保こども園こどもセンター	既設
	第三中学校区	袖ヶ浦こども園こどもセンター	既設
		習志野市こどもセンター	既設
	第四中学校区	東習志野こども園こどもセンター	既設
	第五中学校区	藤崎こども園こどもセンター	令和7年
	第六中学校区	杉の子こども園こどもセンター	既設
	第七中学校区	新習志野こども園こどもセンター	既設
特定型		市庁舎 こども部窓口	既設
こども家庭センター型		習志野市こども家庭センター	既設

■表 37 確保方策の内訳（妊婦等包括相談支援事業）

	令和7年度～令和11年度
実施体制	50人
母子保健推進員	30人
新生児訪問指導担当者(助産師)	5人
地区担当職員(保健師)	15人
実施時期	(実施内容)
妊娠届出時	妊婦と面談
妊娠8か月頃	妊娠7か月頃に8か月面談の案内文とアンケートを郵送 希望者には面談を実施
出産後	産後概ね3か月頃までにこんにちは赤ちゃん事業で子の養育者 (おもに産婦)と面談

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

○事業内容

保護者の疾病などの理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設などにおいて、一定期間、宿泊などにより養育を行う事業です。

○事業実績

委託事業により市外の乳児院1施設で実施していましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため長期間受け入れを中止する期間がありました。

また、市内に新たに設置される児童養護施設1施設で、実施していきます。

■表38 利用実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実績	25	0	0	0	0

○必要量と確保方策

令和5年度までは市外の福祉施設での子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施のみでありましたが、新たに設置される市内の福祉施設での実施により、必要量を確保します。

■表39 必要量と確保方策

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	1,165	1,137	1,104	1,070	1,048
確保方策	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
需給差	295	323	356	390	412

■表40 確保方策の内訳

<単位：人日（年間延べ人数）>

施設名	確保数
ほうゆうベビーホーム(市外)	730
実籾パークサイドハウス(市内)	730

第5章 必要量と確保方策

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

○事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

○事業実績

母子保健推進員30人、新生児訪問指導担当者（助産師）5人、地区担当職員（保健師）15人の体制で実施しています。

■表 41 年間訪問者数の推移

＜単位：人（実人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問実績	1,378	1,097	1,092	1,056	1,100

○必要量と確保方策

現状において、すべて実施できていることから、令和7年度から令和11年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等の体制とします。

■表 42 必要量

＜単位：人（実人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	1,073	1,057	1,048	1,038	1,025

■表 43 確保方策

	令和7年度～令和11年度
実施体制	50人
母子保健推進員	30人
新生児訪問指導担当者（助産師）	5人
地区担当職員（保健師）	15人
実施機関	習志野市（健康支援課）

(8) 養育支援訪問事業

○事業内容

出産後の養育に関し、出産前から指導・助言などの支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦に対して、その居宅を訪問し、支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

○事業実績

家庭相談員及びケースワーカー、保健師により訪問及び養育指導を実施しています。
支援方法は、関係機関によるアセスメント会議を経て決定しています。

■表 44 年間訪問者数の推移

＜単位：人（実人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問実績	7	6	9	9	10

○必要量と確保方策

現状において、すべて実施できていることから、令和7年度から令和11年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等以上の体制とします。

■表 45 必要量

＜単位：人（実人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	10	9	9	9	9

■表 46 確保方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施機関	27 人	27 人	27 人	27 人	27 人
児童福祉 地区担当職員 (子ども家庭支援員・心理担当 支援員・虐待対応専門員)	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
母子保健 地区担当職員 (保健師)	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人

第5章 必要量と確保方策

(9) 病児保育事業

○事業内容

【病児・病後児対応型】

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペース等において、看護師などが一時的に保育などする事業です。

【体調不良児対応型】

保育中に、突発的に体調不良となった児童に対し、降所するまでの間、保育所等にて保健的な対応等を含めた保育を行う事業です。

○事業実績

本市では、「病児・病後児対応型」として、2か所にて委託事業を実施しています。

■表 47 利用実績

＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実績	1,053	38	92	101	266

※令和4年4月から1か所が休室しています。

○必要量と確保方策

【病児・病後児対応型】

必要量に応じた確保を図ります。

【体調不良児対応型】

市内保育所・こども園にて実施し、必要量に応じた確保を図ります。

第5章 必要量と確保方策

■表 48 必要量と確保方策

＜単位：人日（年間延べ人数）＞

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	病児・病後児対応型	819	803	792	786	773
	体調不良児対応型	4,840	4,840	4,840	4,840	4,840
確保方策	病児・病後児対応型	2,064	2,064	2,064	2,064	2,064
	体調不良児対応型	4,840	4,840	4,840	4,840	4,840
需給差	病児・病後児対応型	1,245	1,261	1,272	1,278	1,291
	体調不良児対応型	0	0	0	0	0

■表 49 確保方策の内訳

＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	施設名	開設年度	確保数
病児・病後児対応型	キッズケアルームなでしこ（千葉県済生会習志野病院）	既設	1,084
	ケアルームつくしんぼ（津田沼中央総合病院）	既設	980
体調不良児対応型	市内保育所・こども園	既設	4,840



第5章 必要量と確保方策

(10) ファミリー・サポート・センター事業

(就学児童対象 ※病児・緊急対応強化事業以外)

○事業内容

小学生を子育てしている保護者、援助をするサポーター双方を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○事業実績

ファミリー・サポート・センター事業の会員数は、令和5年度末現在で利用会員2,238人、提供会員361人、両方会員58人となっています。

■表 50 利用実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実績	796	407	342	633	719

○必要量と確保方策

現状で、保護者の希望どおりに援助が行える体制にあることから、必要量に応じた確保を図ります。

■表 51 必要量と確保方策

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	403	395	380	363	351
確保方策	581	581	581	581	581
需給差	178	186	201	218	230

(11) 妊婦健康診査事業

○事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

○事業実績

県内委託医療機関や助産所などで委託方式により実施しています。

検査項目は、基本的な妊婦健康診査、血液検査、超音波検査、子宮頸がん検診、B群溶血性レンサ球菌検査（GBS）、クラミジア検査です。

■表 52 事業実績

<単位：年回（年間延べ回数）>

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事業実績	16,320	14,563	14,767	14,097	14,134

○必要量と確保方策

現状において、すべて実施できていることから、令和7年度から令和11年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等の体制とします。

■表 53 必要量

<単位：年回（年間延べ回数）>

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	14,177	14,180	14,225	14,298	14,388

■表 54 確保方策

	令和7年度～令和11年度
実施場所	県内委託医療機関、助産所など
実施体制	委託方式
検査項目	基本的な妊婦健康診査、血液検査、超音波検査、子宮頸がん検診、 B群溶血性レンサ球菌検査（GBS）、クラミジア検査
実施時期	妊娠8週～39週頃（計14回）

第5章 必要量と確保方策

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

○事業内容

「年収360万円未満相当世帯」及び「第3子以降」に該当するこどもが、私立幼稚園にて、教育の提供を受けた場合において、給食費（副食材料費）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な教育が図られ、すべてのこどもの健やかな成長を支援する事業です。

また、低所得で生計が困難である者のこどもが、認可保育所・こども園・市立幼稚園・小規模保育事業所にて、特定教育・保育などの提供を受けた場合において、日用品、文房具などの購入に要する費用などの一部を補助する事業です。

○事業実績

【給食費（副食材料費）】

すべての私立幼稚園で実施しています。なお、市立幼稚園及び保育所、こども園においては、減免を実施しています。

【日用品・文房具など】

すべての認可保育所・こども園・市立幼稚園で実施しています。

■表 55 事業実績

＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
給食費	233	351	378	231	259
給食費以外		0	14	9	9

○必要量と確保方策

必要量に応じた確保を図ります。

■表 56 必要量と確保方策

＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	給食費	313	313	313	313
	給食費以外	24	24	24	24
確保方策	337	337	337	337	337
需給差	0	0	0	0	0

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

○事業内容

認可外保育施設に通う無償化給付を受けていない満3歳以上の児童の保護者に対し、利用料の一部を給付する事業です。

○事業実績

市内1施設に通う対象児童の保護者に対し給付しています。

■表 57 事業実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事業実績			271	86	24

○必要量と確保方策

必要量に応じた確保を図ります。

■表 58 必要量と確保方策

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	132	132	132	132	132
確保方策	132	132	132	132	132
需給差	0	0	0	0	0

第5章 必要量と確保方策

(14) 産後ケア事業

○事業内容

出産後間もなく、体調や育児に不安のある産婦とお子さんが、心身のケアを受ける事業です。

宿泊してケアを受けるショートステイ型、日帰りで日中にケアを受けるデイサービス型、在宅でケアを受けるアウトリーチ型があります。

○必要量と確保方策

現状実施している産後ケア事業において実施ができていることから、現状の実施体制と同等の体制とします。

今後、産婦の利用希望等、必要がある場合は、委託機関を増やすことを検討します。

■表 59 必要量と確保方策

＜単位：人日（延べ人数）＞

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	ショートステイ型	181	183	187	191	195
	デイサービス型	30	31	31	32	32
	アウトリーチ型	192	195	199	203	207
確保方策	ショートステイ型	181	183	187	191	195
	デイサービス型	30	31	31	32	32
	アウトリーチ型	192	195	199	203	207
需給差	ショートステイ型	0	0	0	0	0
	デイサービス型	0	0	0	0	0
	アウトリーチ型	0	0	0	0	0

■表 60 確保方策の内訳

	施設名
ショートステイ・デイサービス型	愛育レディースクリニック
	山口病院
	共立習志野台病院
	前田産婦人科
	ファミリー産院つだぬま
	みみずく助産院
デイサービス型	本田助産院
アウトリーチ型	千葉県助産師会

(15) 子育て世帯訪問支援事業

○事業内容

家事や育児等に対して不安や負担を抱えた子育て世帯やヤングケアラー等がいる家庭、支援の中で必要とした家庭に対し、育児家庭支援ヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を実施しています。

○必要量と確保方策

現状で必要な世帯への支援が行える体制にあることから、必要量に応じた確保を図ります。

■表 61 必要量と確保方策

<単位：人日（延べ人数）>

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	236	232	228	225	222
確保方策	236	232	228	225	222
需給差	0	0	0	0	0

■表 62 確保方策の内訳

	令和7年度～令和11年度
実施体制	委託方式

第5章 必要量と確保方策

(16) 児童育成支援拠点事業

○事業内容

委託事業により、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行い居場所となる場所を提供する事業です。

○必要量と確保方策

令和8年度以降に、必要量に応じた確保を図ります。

■表 63 必要量と確保方策

＜単位：人（実人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	11	11	11	10	10
確保方策	0	11	11	10	10
需給差	11	0	0	0	0

■表 64 確保方策の内訳

	令和8年度～令和11年度
実施体制	委託方式

(17) 親子関係形成支援事業

○事業内容

子育てに苦しさを感じている保護者に対して講義やグループワーク、ロールプレイ等によりペアレントトレーニングを実施したり、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相談・共有・情報交換できる場を設ける事業です。

○必要量と確保方策

現状において保護者の希望通りに実施できていることから、必要量に応じた確保を図ります。

■表 65 必要量と確保方策

＜単位：人（実人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	10	10	10	9	9
確保方策	10	10	10	10	10
需給差	0	0	0	1	1

■表 66 確保方策の内訳

	令和7年度～令和11年度
実施体制	委託方式

第5章 必要量と確保方策

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

○事業内容

生後6カ月から3歳未満のこどもについて、保護者の就労要件を問わず時間単位で、保育所等において、保育を実施する事業です。

○必要量と確保方策

令和8年1月から向山こども園において事業を開始します。以降、本給付事業の認可を受けた私立施設の利用と合わせて確保を図っていくとともに、各中学校区に公立こども園を設置していることから、併設することもセンターを活用して、地区別の必要量に対応します。

■表 67 必要量と確保方策

＜単位：人＞

区域	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第一中学校区	必要量	12	11	9	9	9
	確保方策	13	17	26	26	26
	需給差	1	6	17	17	17
第二中学校区	必要量	9	9	9	9	9
	確保方策	0	0	3	3	3
	需給差	▲9	▲9	▲6	▲6	▲6
第三中学校区	必要量	7	9	7	7	7
	確保方策	0	0	8	8	8
	需給差	▲7	▲9	1	1	1
第四中学校区	必要量	10	10	10	10	10
	確保方策	0	0	11	11	13
	需給差	▲10	▲10	1	1	3
第五中学校区	必要量	13	14	15	14	14
	確保方策	0	0	8	8	10
	需給差	▲13	▲14	▲7	▲6	▲4
第六中学校区	必要量	8	8	8	8	8
	確保方策	0	0	3	3	3
	需給差	▲8	▲8	▲5	▲5	▲5
第七中学校区	必要量	8	8	8	8	8
	確保方策	0	3	6	6	6
	需給差	▲8	▲5	▲2	▲2	▲2
全体	必要量	67	67	66	65	65
	確保方策	13	20	65	65	69
	需給差	▲54	▲47	▲1	0	4

■表 68 確保方策の内訳

<単位：人>

区域	施設名	開設年度	確保数
第一中学校区	向山こども園	令和7年	13
	私立施設	令和8年	4
	向山こども園こどもセンター	令和9年	3
	私立施設	令和9年	6
第二中学校区	大久保こども園こどもセンター	令和9年	3
第三中学校区	袖ヶ浦こども園こどもセンター	令和9年	3
	私立施設	令和9年	5
第四中学校区	東習志野こども園こどもセンター	令和9年	3
	私立施設	令和9年	8
	東習志野こども園	令和11年	2
第五中学校区	藤崎こども園こどもセンター	令和9年	3
	私立施設	令和9年	5
	藤崎こども園	令和11年	2
第六中学校区	杉の子こども園こどもセンター	令和9年	3
第七中学校区	私立施設	令和8年	3
	新習志野こども園こどもセンター	令和9年	3

參考資料

Ⅰ 計画策定の検討経過

(1) 習志野市子ども・子育て会議

日程	会議	議題
R6.1.23	令和5年度第2回会議	(1) 習志野市こども計画の概要について (2) 子ども・若者・子育て支援等に係る実態調査について (3) 次期計画の施策体系について
R6.2.13	令和5年度第3回会議	(1) 子ども・若者・子育て支援等に係る実態調査について (2) 「(仮称) 習志野市こども計画」への子ども・若者の意見反映について
R6.7.2	令和6年度第1回会議	(1) 習志野市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度実績評価について (2) 子ども・若者・子育て支援等に係る実態調査の調査結果について (3) (仮称) 習志野市こども計画の施策体系(案)について
R6.8.5	令和6年度第2回会議	(1) こども・若者の意見募集の結果について (2) (仮称) 習志野市こども計画の施策体系(案)について (3) (仮称) 習志野市こども計画の基本施策(案)について
R6.9.24	令和6年度第3回会議	(仮称) 習志野市こども計画(素案)について (1) こども・若者の意見聴取の結果について (2) 施策体系・基本施策案について (3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策案について (4) 計画書の構成案について
R6.11.7	令和6年度第4回会議	(1) (仮称) 習志野市こども計画(案)について

(2) 習志野市こども計画庁内検討委員会

日程	会議	議題
R5.12.20	令和5年度第1回会議	(1) 習志野市こども計画の概要について (2) 子ども・若者・子育て支援等に係る実態調査について (3) 次期計画の施策体系について
R6.5.29	令和6年度第1回会議	(1) 子ども・若者・子育て支援等に係る実態調査の調査結果について (2) 習志野市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)の総括評価について (3) (仮称) 習志野市こども計画の施策体系(案)について

参考資料

(3) その他の会議

日程	会議	議題
R6.10.1	令和6年度習志野市青少年問題協議会	(仮称) 習志野市こども計画(素案)の概要について
R6.11.13	令和6年度習志野市福祉問題審議会	(仮称) 習志野市こども計画(案)について
R6.11.20	令和6年度教育委員会第11回定例会	(仮称) 習志野市こども計画(案)について
R7.2.12	令和7年度教育委員会第2回定例会	習志野市こども若者まんなか計画(案)について

(4) こども・若者・子育て家庭等への調査・意見聴取

日程	実施内容	対象者	参照
R6.3.4 ~R6.3.31	【アンケート調査】 こども・若者の生活等に関する実態調査	・小学生~中学生 ・小学5年生・中学2年生の保護者	本編 51ページ
R6.3.18 ~R6.3.31	【アンケート調査】 こども・若者の生活等に関する実態調査	高校生相当年齢~29歳	
	【アンケート調査】 子育て支援に関するニーズ調査	・就学前児童の保護者 ・就学児童の保護者	本編 37ページ
R6.5.1 ~R6.5.31	【意見募集】 WEB調査(市ホームページ)	・市内在住または市外から通勤・通学しているこども・若者	本編 74ページ
R6.7.11	【意見聴取(対面)】 子ども食堂	・子ども食堂スタッフ ・訪れたこども・保護者	本編 79ページ
R6.7.21	【意見聴取(グループワーク)】 キラット・ジュニア防犯隊	防犯マップ作成に参加した隊員	本編 80ページ
R6.7.23	【意見聴取】 子ども議会	市内市立中学校代表者	本編 76ページ
R6.7.28	【意見聴取(グループワーク)】 NPO 法人ならしの子ども劇場	企画会議に参加したこども・若者	本編 81ページ
R6.8.1	【意見聴取(グループワーク)】 令和7年「二十歳を祝う集い」実行委員会	実行委員会委員	本編 82ページ
R6.9.2 ~R6.9.6	【意見聴取(LINE)】 リーダースクラブ	所属している若者	本編 83ページ

2 関係条例等

○習志野市子ども・子育て会議条例(平成25年7月2日 条例第16号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、習志野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(職務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員および臨時委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 市長は、前項第4号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長を定める前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料提出の要求等）

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員および臨時委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども政策担当課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が市長の同意を得て定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

習志野市子ども・子育て会議委員名簿(令和6年1月23日～令和6年11月7日)		
役 職	氏 名	所属団体等
会 長	上 村 麻 郁	千葉経済大学短期大学部
副会長	鈴 木 茜	淑徳大学看護栄養学部
委 員	真 鍋 健	千葉大学教育学部
委 員	阿 部 千 春	習志野市立こども園
委 員	飯 塚 源 太	習志野市私立幼稚園・認定こども園協会(事業者代表)
委 員	大 塚 朋 子	私立保育園
委 員	若 澤 竜 馬	習志野市立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会
委 員	劉 醇 一	市立保育所・私立保育園
委 員	稲 垣 涼 子	習志野市学童保育連絡協議会
委 員	菊 池 美 加	習志野市 PTA 連絡協議会
委 員	関 根 洋 幸	習志野市私立幼稚園・認定こども園協会(保護者代表)
委 員	横 山 智 子	公募委員
委 員	井 上 聡 子 【～R6.4.17】	習志野市小中学校長会
	東 秀 行 【R6.5.29～】	
委 員	川 崎 雅 美	習志野市民生委員児童委員協議会
委 員	三代川 雅 信	習志野商工会議所

(敬称略)

○習志野市こども計画庁内検討委員会設置要領(令和5年11月30日)

(設置)

第1条 習志野市こども計画(こども基本法第10条第2項。以下「計画」という。)を策定し、本市における子ども・子育て支援及び若者支援に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、習志野市こども計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(計画の位置づけ)

第2条 委員会で検討する計画には、次に掲げる各法律等に基づく計画を包含するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条)
- (2) 次世代育成支援対策行動計画(次世代育成支援対策推進法第8条)
- (3) 子どもの貧困に関する計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項)
- (4) 母子保健計画(平成26年6月17日雇児発第0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- (5) 子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項)

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 施策の総合的な推進に関すること。
- (3) 施策に係る関係部局及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 調査・研究に関すること。
- (5) その他関連する施策の推進に関すること。

(組織等)

第4条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長はこども部長とし、副委員長はこども部次長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理として出席させることができる。
- 3 会議は、委員(前項の規定により出席する者も含む。以下同じ。)の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 4 会議の議事のうち議決を要するものについては、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども部こども政策担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別表(第4条第1項)

政策経営部	政策経営部次長
総務部	総務部次長
協働経済部	協働経済部次長
健康福祉部	健康福祉部次長
都市環境部	都市環境部次長
こども部	こども部長 こども部次長
教育委員会	学校教育部次長 生涯学習部次長

習志野市こども若者まんなか計画
(令和7年度～令和11年度)
～ならしのまんなかプラン～

令和7年3月
編集・発行 習志野市

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2-1-1
習志野市 こども部こども政策課
TEL:047-451-1151
FAX:047-453-5512



習志野市 こども部 こども政策課

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2-1-1

TEL : 047-451-1151

FAX : 047-453-5512